

らう。然るに一六九六年を以て僧公の位に即けるダニロは、即位後程なく躬ら露都に赴いて保護を彼得大帝に乞ひ、大帝は之に應じ一萬留の軍資金をダニロに給し、且約するに國都セツチニエに於ける教會維持費として三年毎に五萬留を支給すべきを以てし、其の他間接の後援を與へしかば、ダニロは之を以て土軍を撃退し、同時に露國と政治的及び宗教的同盟を結ぶに至つた。ダニロ逝いて後百有餘年を経、其の第五代のダニロ第一世に至りて政教の分離を斷行し、且露帝の承認を得、僧公の名を改めて單に公(Gopodai)と稱することとなり、其れより降つて伯林條約に至り、同國の獨立は一般に公認せられた次第である。

現王ニコライ第一世には一八四一年の御誕生とあるから、今年は實算正に七十と云ふ高である。幼にして學業を巴里に修められ、十九歳にして伯父ダニロ第一世の公位を襲ひ、一九一〇年八月二十八日、即位五十年の祝典を擧げられし際、同國議會の決議に依り茲に王位に陞格せられたのである。今陞格式の次第を當時の新聞で見ると、此の朝同國議會に於て副議長は議員席に着き、茲に黒山國を本日より王國と稱すべしとの動議を提出し、塞耳比、勃牙利等との權衡上陞格の必要なる所以を説明し、同國總理大臣兼外務大臣司法大臣トマノヰイツチは起つて賛成の演説をなし、採決に及んで該動議は滿場一致にて可決せられしかば、議長は總理大臣と共に直に參内して其の次第を奏上せしに、

ニコライ公には之を嘉納し給ひ、直に之に關する詔勅に署名して之を公布せしめ、次で新王陛下には正殿に出御して官民各總代に謁を賜ひ、終て新政廳の開廳式に親臨せられた。此の日露帝には右の陞格を機としニコライ王を露國陸軍の名譽元帥に、王儲ダニロを同少將に、王次子ミルコを同中佐に、王三子ペータータルを同中尉に夫々任補せられた。陛下英邁にして徳高きは世に隠れなき事實である。トレーヰオルの著書に「黒山國の今日あるは何の力であるかと問へば、萬人の異口同音に答ふる所は期せずして「ニコライ」の一言に集るのである。ニコライ王は人物と云ふ文字の表はす總べての意味に於ての人物である。彼れの勇は世既に定評がある。彼れ昔は親しく軍を指揮したこともある。今でも彼は射撃の名手である。彼れは歐洲に於ける有數の外交家の一人である。又事實に於て黒山國の全財政の切盛りを自らせられる。彼は文藝の嗜好に就て賦與の天才がある。其の作の「巴爾幹の皇后」と云ふ劇詩の如き、如何に彼れの詩才に富めるかを明に立證するものである。其の外彼れの賦誦せる優雅な、愛國的な韻文は世に少なくない。又彼れは郵便制度を興し、銀行を設け、病院を建て、工藝技術を奨励した。セツチニエには二種の新聞紙がある、是れも國王の庇護に依て出來たものである。彼れは外國人の企業を奨励し、又國人をして就て學ばしめんが爲めに外國より醫を聘し、軍事教官を雇ひ、又年少の國人を國外に留學せしめ、廣く知識を世界に求めて將來國家の材たらしむるに留意せら

れる。セツラニエのグランドホテルの如き、亦全然王の獎勵で出来たものである (Trevor, *Ibid.*, p. 252)。こゝあるは蓋し叙して真に近きものと思ふ。王后陛下の淑徳も亦夙に世に聞ゆる所である。后は現内閣副議長ペーター・ツコチックの女で、王との間に男三名、女六名を挙げられた。第一王女、第二王女は孰れも露西亞の大公の配にして (第二王女は初めはルフテンブルグ公に嫁し、後年更に露のニコライヰイツチ大公に嫁せられた)、第三王女は即ち現伊太利皇后陛下である。

### 第十節 財政及び軍事

黒山國の如き一小山國にして、如何にして其の財政を立て、經濟を維持し居るやは一箇の疑問であらう。が小國は小國なりに其の財政經濟を運用し居るから、不思議でも何でもない。今其の一斑を述べれば、歳入歳出は本年度に於て各大約我が百五十萬圓で、即ち國民一人大約六圓を負擔して居る勘定である。百五十萬圓の歳出中王室費は大約六萬圓で、其の他歳出豫算科目にありて最多額を示すものは郵電信事項の大約三十萬圓、最少額なるは軍事費の七萬圓である。全國皆兵の標本國にして、軍事費の各政務豫算中最低位にあると云ふことは面白い現象である。歳入科目の重なるものは、地租と關税と專賣との三項目である。要するに國は極て小、財政は極て簡、制度文物の極めて素朴なことは他

に多く類を見ざる所、其の産業狀態の如き亦固より極めて低度に屬し、重なる産物は玉蜀黍、煙草、燕麥、馬鈴薯、大麥、蕎麥等の農産物と家畜類に過ぎず。煙草の製造販賣及び輸出の權は、既往十年以來伊國人の一組合の專占業である。貿易は輸出大約五十萬圓、輸入二百五十萬圓、と云ふのが累年大差なき數字であるやうだ。輸入貨物の仕入先は大部分は埃匈國にして、大約二百萬圓、即ち全輸入高の八割を占め、餘の二割は之を伊土英露の四箇國に仰いで居る。去るにても黒山國は如何にして輸入超過のバランスを決済して行くや、は一疑問である。

軍事に至つては、今日全國皆兵の主義を文字通りに實行して居る國といへば、世界廣しと雖も蓋し黒山國に若く所はあるまいと思ふ。其の人口は二十五萬と稱し、而して戦時の兵員は五萬とあるから、平均一戸一人は悉く銃を取つて戦線に立つ者である。平時はどうかといふと、全國皆兵の徴兵制度ではあるが別に澤山の現役兵を置いてある譯ではない。丸でない譯ではなく、即ち王宮警護の任を帯ぶる約五十名の近衛隊と、毎年約千五百名ほどの兵を徴募して之に教育を施す所の訓練大隊とでもいふべきものがある。現行徴兵令は一九一〇年五月に公布せられた最近のもので、之に依ると黒山國の男子十八歳より六十二歳に至る四十五年間は悉く兵役の義務がある。其の兵役期間は別つて訓練期二年、常備役三十三年、後備役十箇年とある。訓練期の間は毎年召集を受け、通計十二箇月の訓練を受くべ

しどあるが、實際一年間の訓練期日は砲兵科三箇月、歩兵科が二箇月といふことである。騎兵は地勢の上から用ゆるに由なしといふ譯で其の編成がない。其れから常備役に移ると、常備が甲乙の二種に別れてある。甲種は體質強壯にして如何なる任務にも堪へ得るもの、乙種は體格劣りて劇勞に堪へ得ざるものである。常備期間中は毎年甲種の者は十日間、乙種の者は四日間召集せられ、教育を受くるのである。後備役の者は、戦時の召集及び平時大演習などは常備と同じであるが、其の他は唯だ毎年一回點呼を受くるに止まる。斯の如くにして黒山國は、兎も角も呼價に於ては平時四個師團、十一個旅團、五十七個大隊といふ編成になつて居る。是れは編成表の上に於ける數であるが、黒山國の壯丁たる者は常時即ち兵で、短銃は身より離すことなく、他の兵器も悉く家に備へて居るのであるから、いざ鎌倉といふ場合には立所に動員が出来るのである。而して體質不合格其の他の理由に依り兵役に就く能はざる者は、身分に應じて特別の兵役免除税を納むることになつて居る。

### 第十一節 議院兼劇場

郵便自動車の發車時刻は午前八時半であるから、其の前に前日見殘した所を見盡さうとて、二十九日の早朝竹島君と共に食事を済してホテルを形付け、市街に飛出し、先づ國會議事堂へと赴いた。早

朝なので家番が見えない。仕方がないから歸へらうかとする、議事堂に附屬する圖書館兼新聞雜誌縦覽室にて新聞を読んで居る一紳士の居るのが窓の外から見えた。そこで闖を敲いて其の室に入り、議事堂觀覽の許否を尋ねた。彼れ更に差支なしとて、私等の爲めに家番を探して呉れた。家番の來て戸を開いて呉れる間に、彼れ佛語にて種々な説明をして呉れた。其の説明に依ると、同國議會は一院制で、全國五十六郡より一郡一名宛、六市より一市一名宛、合計六十二名の公選議員と、其の他十二名の官公吏議員、通計七十四名の定員であるが、今は缺員があつて總員七十名以下である。公選議員の任期は四年で、普通選舉であるさうだ。彼れ更に己れの來歴を語り始めた。是れは溜まらんと思ひ、匆々好意を謝して其處を辭し、家番に導かれ會議室に入つて見た。セツチニエの國會議事堂は劇場兼帶である。晝は堂々國政を議し、夜は嘻々勞を觀劇に慰すといふ組織で、復た一種の新制度たるを失はぬ。會議室は目算で五間に七間位と見た、高々四十坪を出でぬらしい。平土間の客席は其の儘議員の椅子である、舞臺は議長席や演壇となるであらう、機敷は玉座及び傍聽席といふ工合である。承れば國王ニコライには、前記トレゾオルの記事にもあるが如く、文事の嗜好に深く渡らせられ、親しく筆を執られた院本も若干ある。特に御製の『巴爾幹の皇后』及び『阿爾巴尼公』といふ兩戯曲は、他國語にも翻譯せられてある程の有名な作である。陛下にはセルブ族の糾合といふことを理想とせら

る、由は豫て承つて居つたが、右の『巴爾幹の皇后』の趣意も亦此の理想を骨子としたもので、其の要領は、巴爾幹のセルブ族の統一を畢世の大事業とする黒山國王イヴァン、ベツグの次子スタンコなる者、父の命を奉じ土耳其征伐に出掛けた處、土廷の使節はスタンコの匪望を抱くを看破し、説くに利を以てし、セルブ族の爲めに戦ふの志を翻へして土帝に歸順し、鋒を轉じて黒山國を征討するに於ては、土帝は追て之を巴爾幹の帝に封すべし、と言つたのでスタンコの心忽ち動き、出征の途中よりセツチニエへ引還へさんと、途すがら竊に情婦のダニツサ姫を尋ね、其の意を明した。姫は豫てスタンコと其の兄のヂョルヂとより共に愛を競はれしものなるも、己れの意中の人としてはスタンコに許して居つたのである。スタンコが土耳其の利に誘はれしも、實は一日も速に姫を巴爾幹帝國の皇后とし、榮耀榮華を一身に集めさしてやりたい、といふ虚榮心が手傳つたのである。然るに姫はスタンコより事情を聞いて喜ぶと思ひの外、痛く其の不心得を説き、初志に返つてセルブ族の爲め飽くまで土軍と奮闘すべきを苦諫せしが、利を陷はされたスタンコは遂に聽かず、二世を契りしダニツサをも振棄て、道を轉じて黒山國を逃亡し、遂に土帝に降り、改めて土軍の一將となつて黒山國軍を邀撃することゝなつた。スタンコの兄ヂョルヂは、己れ儲君の位を辭しさへすれば、榮冠はスタンコ後日之を戴くべきが故に、以てスタンコの不逞の志を翻さしむるを得べしと考へ、其の意を父君に告げしも、聽かれ

ざりしかば、遂に命を奉じて軍を率ゐ、其の愛弟たる叛將スタンコを討伐して大に之を敗り、スタンコは負傷して戰場に倒れた。所へ圖らずも曩のダニツサ姫が看護婦となつて來て之を救護し、其の内に救護隊が見えてスタンコを搬び去ると云ふ際、スタンコはダニツサに迎も此の世で添はれぬから、冥途で再會しやうと言殘して別れる。ダニツサは黒山軍既に土軍を破り、セルブ族は既に自由を得、最早此の世に思ひ殘すことはないを見るに至り、一度二世を契りしスタンコと彼の世で再會し、彼れの爲に貞操を立て、彼を安心せしめようと決し、程なくモラツチャ河の急流に身を躍らし、我れと我身を投じて死すと云ふのが大體の筋書である。セルブ族の統一自由、黒山國の俠勇、土耳其の謫計、黒山國男女の愛情、義烈、貞操といふことが全篇を貫ける大骨子で、著想といひ大體の結構といひ、本職の文人も遠く及ばぬ趣がある。私の初めて讀んだのは佛譯本であるが、最近其の英譯も世に出た。試みに其の一節を抄する。

In fervent love for our ancestral soil

Let us replant that grand and ancient tree,

And neath its boughs let all the Serbians dance

In God-like liberty, And those who fall

In fighting for their country will be blest.  
And let the Serbian to his Bulgar brother  
Say : Now this Serbia does belong to me,  
Yours is Bulgaria, and these other lands  
Belong to the Croatsians.—Oh, my brothers  
We three must stand together and must call  
For the assistance of the clever Greeks  
And let the angels upon high Olympus  
Rejoice at our great unity.

一讀再誦確に懦夫を起たしむる力がある。此の戯曲が曾て塞都ベルグラードで演せられたるに、同國人間には至大の反響があつて、セルブ族統一の熱情が俄に昂騰したと傳へられた位である。

## 第十二節 急峻一駛

餘り悠くりもして居られぬから大概にして議事堂兼劇場を辭し、踵を回して郵便局前へと歸り、待

構へ居れる自動車に乗つた。而して豫定通り發車した。途上眺望の慾を恣にせんとせば、馭車臺に乗るに若くはなしだ。盛に砂塵を浴ぶことは免かれねど、遠くは嶮峰奇巒の天邊に起伏するを望み、近くは秋色の酣暢なるを賞するには、晏子に擬するのが最も妙である。前日は竹島君が馭車臺にあり、私が車内にあつた。今日は其の位地を更替し、私が馭車臺に上つた。他に伊太利人らしい一老人も上つた。運轉手ども臺上合せて三人である。自動車は愈々疾驅し始めた。急坂を上下し急走する。左側は天を摩せんとする巉壁で、右側は千仞の崖溪である。壯觀は即ち壯觀である。雄大は即ち雄大である。けれども急折せる曲角などでは随分冷々とする。勾配は概ね十分の一以上である、處に依ると六分の一位かと思はるゝ個所もある、そこを奔馬以上の急速力で疾走するのであるから却々氣味が悪い。運轉手が一寸外見でもして居たならばどうであらう、ブレーキが一寸利かなくなつたならばどうなるだらう、身は千丈の峻嶽より落ちて忽ち粉壘せらるゝに相違ない、疑もなく其れに相違ない、と思ふと聊か悚然たらざるを得ない。私曾て日露戰役中、大連から旅順の攻圍軍本營まで火薬と砲弾とを積んだ貨車の上に乗した事がある。火薬の箱の上に踞坐して行つたのである。貨車といつても屋根や壁板のある貨車でなく、天蓋齧出で、唯だ車上に板があつて之に形ばかりの手摺がついてゐるのみである、其れに火薬と砲弾とが載つて居る、其の箱の上に私と兵隊二三名が乗て居る、汽車は盛に動揺す

る、其の動搖する拍子に火薬や砲彈が誤つて轉び落ちたらばどうであらう。落ちる刹那に轟然爆發、最早や從軍も勳章も妻子も眷族もあつたものではない。實際は爆發せぬやうに出來て居るのであらう、が素人の眼には其れが解らぬから戦々兢兢々、蓋し薄氷以上の想であつた、後から思へば滑稽であるが、其の時は確に眞面目の心配に相違なかつた。今又此の自動車だ。吾人の生命財産は擧げて運轉手の腕一つに委せてある、彼れ萬一しまつたと叫んだならば、其の叫んだ一刹那、最早吾人の貴き生命は亡くなつて居るのである、杞憂といへば杞憂、天下の杞憂蓋し是れより大なるはない。船ならば暗礁は見えないから、素人には船長ほどの心配はないが、此處は左右前後悉く明礁である。明礁であるだけ心配したならば際限はない。が運轉手も流石は熟したものだ、毛絲の下衣一枚でキツチナイ將軍のやうな相貌の上に鋭眼を光らかして一生懸命で把手を操て居る、先づ安心して居る方が本當であらう。唯だ隣の老人が時々運轉手に話をしかける、運轉手は迷惑さうな風で簡単な返辭をする、運轉手の迷惑察すべしだ、若し運轉手が之が爲め氣を取られ、過失をやつた場合には取返へしのつかぬことになる、斯んな場合には傍らから話などを仕掛けぬのが公德である。

返路は上りが少なくて下りが多いから時間は早い。中間驛のニエグスで三十分休んで、而も尙二時間半でカッタロに歸着した。先づ一安心である。私の初めの計畫では、歸りには同一の道を取ら

ず、セツチニエからスクタリ湖を過ぎ、黒山國唯一の港灣であるアンチヴアリに出で、其れから船でカッタロに返らうと云ふのであつたが、是れには順當にいつて二日を要する、船便でも急に狂うと其の以上かゝる、其れ程の必要もなからうと思つて往返共同一の路を取ることに改めたのである。之が爲め黒山國の礪礪険仄な方面のみ見て、其の豊沃富饒な方面を見なかつたのは聊か物足らぬ感がなくもない。が此の國の山川風土政治民情等は、往復二日の旅行で大概見當がついたから、先づ以て遺憾なしだ。斯くてカッタロに着いてから、前日に憩ひし旅館で晝の支度を済まし、竹島君と共に午後一時カッタロを發してトリエストに向ふ埃太利ロイド會社の汽船「プリンツ・ホー・ヘンローエ」にグラヴオサまで便乗することにした。警察署長ブツヘル君、工兵中尉グートマン君、共に來て私等を見送られた。

### 第十三節 グラヴオサ港

カッタロ内海の奇勝佳景は前日の儘である。波の穩なること油の如く、四千有餘噸の巨船宛ら湖上を行くに似たりだ。セツチニエより竹島君と自動車同乗の一佳人、亦乗つて此の船にある。湖上の佳人知らず誰家の女ぞと、竹島君荐りに胸中に考へて居るらしい。私は其の旅装などから推測して、黒

都駐在の一外交官の細君で良人の歸任するのをトリエスト邊まで出迎に行くのであらうと鑑定した。佳人の品評や東西の風景談や豪傑論や戦術論で時を潰して居る内に早や四時となり、船は豫定通り殆んど寸刻も違へずグラゾオサに入港した。

私はラグサまで行つて宿ることの説であつたが、竹島君は寧ろ停車場に近きグラゾオサに泊り、グラゾオサよりララサへ見物に往復することの利を主張したので、私は讓歩して君と共にグラゾオサの海岸のグラント・ペトカ・ホテルといふのに投宿した。客窓より眺むると對岸のペトカ山は縹渺の裡にある。峯頭が洞雲の間より一寸出て居る姿は頗る雅だ。

ホテルの前を電車が通るので、直ぐ之に飛上つてラグサ見物に出掛けた。海岸で而も紅葉深き所を走るので心地が好い。電車の中で竹島君は知合の一塊人に出會ふた。私も紹介された。其の人がラグサをざつと案内してやらうと云ふので、好意に甘へて所々を引廻して貰ふた。ラグサは豫て聞及んで居つた往昔の一小共和國で、頗る歴史に富んで居る所である。歴史に富むと同時に風景に富み、今日尙ほ且アドリアチックの龍宮といはれて居る。其の昔希臘の民が亂を避け、此處に移住し來つて市を作り、獨立の共和政を行つたのが濫觴で、爾來幾世紀間依然一獨立國として立ち、ヴェニスヴェニスの全盛時代に於ても、ヴェニスヴェニスの勢力がダルマシエン沿岸を風靡した時代に於ても、ラグサだけは其の古埃碧

を固守して之に拮抗したのである。が今より約百年前、奈翁一世の歐洲を攪亂せし際、ラグサも亦其の波及を免かれずして、ルリア新王國の一部となり、次では更に埃太利の領有となつて以て今日に迫んだ。海岸には其の突出せる砦址に激浪澎湃、飛沫散じて虹を爲す所、却々の壯觀である。市の門戸は中世紀時代の城砦其の儘で、砦門を潜つて城内に入ると、市街家屋の構造宛として中古の都會に入つた心地がする。サンビアチオの寺院、昔の造幣局で今の税關であるドガナの建物、其の向筋の政廳など、孰れも蒼然古色を帯びざるはなしだ。斯かる掌大の地、十町四方にも足らざる猫額の天地が、如何にして往古儼然たる獨立國として弱をヴェニスと競ひ居りしかと思ふと奇でならない。街道を歩する男女、孰も南部ヘルツェゴヴィナ州民の特有の服装であるので更に奇である。

大體の觀光は了つた。竹島君は市の背後の山に上つて見ようといふ。私は草臥たから御免を蒙り、別れて獨りで電車でグラゾオサに歸る際、同車の一紳士其の肥大なる體軀を縮めて私に席を譲り、慣々しく話をしかけ、支那の何れの方面より來りしかと尋ねた。支那人か日本人かとは歐洲各地の旅行中に毎々受ける質問であるが、頭から支那人と断定せられて高飛車的に出られたのには一寸面喰つた。私は笑つて答へなかつた所、今度は南亞米利加かと來た。私は愈々可笑しくなつて、貴公も支那人なるかと反問に及んだ所、否、然らずと眞面目に答へられたのには愈々恐縮した。彼れはモスタルの

住人であると語り、曾て上海香港に居つたこともあると云ひ、遂に私を以て確に南清の者であるとして了つた。私の革命面に徴し、斷然さう極めてしまつた慧眼には、益々以て驚かざるを得ない。グラヴオサの入口で私は此の慧眼紳士に別れ、電車を降り海岸を逍遙した。日は暮れた。秋月中天に懸り、海に映じて金波銀浪、其の美なる價當に千兩だ。海岸に突出しの乙な料理店がある。其處へ飛込んで明月を肴にヘルツエゴヰイナの名酒を獨り賞した。獨り杯を舉げながら私は前掲のトレヴオルの巴爾幹旅行記を見て居つた。一ガルソン傍より之を覗見し、はては想像誤りしかと云ふ顔付にて私に公は、英人なるやと尋ね出した。其の愚や及ぶ可からずである。此の日は何かの工合で大和民族の相貌が表はれて居らなかつたものと見える。

三十日の朝グラヴオサ驛にて竹島君と共にモスタル行の發車を待合す間に、プラットホームで一驛員が鐵道に關する二三の説明をして呉れた。其の説明に依ると、ボ・ヘ兩州鐵道の軌道は巾七十六裡で、即ち我國の軌道よりも尙ほ狭い、が客車貨車は我國のよりも大きいやうな感じがする。勾配はモスタル迄は四十分の一以上の所はないとの話した。種々技術上の質問をして見たが、其の係員でないと思え深くは解らぬ模様であつた。其の内に發車となつた。

グラヴオサの次驛のリエカを過ぎてから、汽車は、蜿蜒山嶽の上に登行し、ウスコブルエ驛に至つ

て海拔二千呎といふ所を走る、が勾配を四十分の一以下にしてあるので軌道の迂回すること夥しく、歩めば一里許りの處を鐵道で十里も紆曲して居る所もある。お負けに速力も、サラエヴオまでは一時間二十軒即ち十三哩餘に過ぎぬから、其の緩るさ加減も察すべしだ。ウスコブルエを過ぎてからは一帶の風光ガラリと變り、岩層重疊、石根怒踞し、四望青色を見ず、再び黒山國の山嶽を走るやうな氣がする、唯だ黒山國の山は頑丈な岩石で、ヘルツエゴヰイナは石灰質の軟岩であるの差あるのみである。間々谿澗に沿へる丘腹に、ヘルツエゴヰイナ特産の葡萄と煙草との培養せらるゝを見た。一時間半許り走ると、フム驛と稱するヘルツエゴヰイナの第二の都會で、トレビンエに向ふ分岐點がある。時間は少し早い在此處で晝食をやることにした。ヘンデルソン少佐の巴爾幹紀行にはフム驛の事を書いて『鐵道時間表を見ると此處に十二分間の停車となつてある。然るに實際は六分間しきや留まらな。且停車場附屬の飲食店には何の食ふものもない。サンドウイッチもビスケットも、其の他携帯し得べき食物は何もない。故に予は敢て世人に注意す、此の汽車にて旅行せんとする諸君は、宜しく糧食を携帯するに若くはなし』(Henderson, *Trid.*, p. 66)とある。此の書は一九〇九年の出版であるから、今でも或はさうかとも思ひ、竹島君とも話し、乗車前に糧食を買入れる積りであつたが、君も私もつい忘れて了つた。乗車してから仕舞つたとは思つたが仕方がない。ナーニごうにか成るであらうと



覺悟はしたものの、實は聊か心配であつた。焉ぞ知らん心配どころか却々能く行き届いたもので、發車後間もなく車掌が見え、『フム驛で晝食の御支度宜しからんと存ず、御註文仕る可きや』と來た。开は辱けなし、早速頼むどやつた。車掌先生早速現金引替に食事切符を渡して呉れた。斯くて彼れは客の註文數を取調べ、之を驛のカッフェーに電報し置いた、御蔭で驛に來て二十五分の停車の間に先づ一通りの腹は出來た。豫め註文を聞いて現金を取つて了うのであるから註文に間違は無い、驛の飲食店でも支度に無駄がない、珍しくもないが一寸善き思付きである。其の後連日のボ・ヘ兩州の鐵道旅行に於て日々悉く然りであつた。糧食携帶などの煩を爲すに及ばなかつた。ボ・ヘ兩州は新開地だけあつて、改良すべきことは遠慮なくどしどし改良してゆくものと見える。

フム驛を發して後は四望滿山益々是れ灰色の岩石ならざるはなしで、ヘルツエゴヴィナの特色を彌が上にも現はして來た。それから約一時間程走つてラヴノ驛を過ぐる頃から山嶽漸く減じ、海拔急に五百米突以下となり、處々輕き丘陵を見ざるに非ざるも、左右共に概して平野である。ガヘラ驛附近から一條の河が終始軌道に沿うて近く流れて居る。是れ謂ゆるナレンタ河(Narenta)なるものである。沿道には楊柳が疎らに植ゑてある。ポツ／＼百姓家がある。孰れも土造りで、垣は石塊で積上てある。白衣の土人が彷徨して居る。赤や青の色模様の衣きた子供が遊んで居る。犬が之と戯れて居る。一體の

風致、其の落寞さ加減、宛然朝鮮の田舎を思ひ出した。只だ屋根に赤い唐辛子が乾してないだけである。午後三時愈々モスタル驛に着いた。

#### 第十四節 モスタル市

汽車から降りて停車場を出ようとする時、突然私等に英語で話しかける者がある。自ら新聞記者なりと稱し、私等に何れより來り、何れに行くかなど尋ねた。孰れ警察の探偵か何かであるらしい。五月蠅いから、聞きたいことがあらばホテルに來て呉れと云ひ捨て、直ぐ馬車に飛乗つた。ホテルはナレンタ河の溪流に面した頗る幽邃の所にある。丸形の客窓より見降すと、溪水混々として岩に激し、奇岳清湍掬すべく、却々風致に富んで居る。影で聞いて居ると幽々瀑聲を聞くが如しだ。是れで襦袢で坐つて一杯やる事が出來れば、正に湯本の福住と云ふ格であらう。

小憩後市街の散策に出掛けた。流石に中古の一大公國の首都たりし條がある(『ヘルツエゴヴィナ』とは公國の義である。Herzog は英語の Duke である)。一體の様子が東洋風で、西洋の臭味は寧ろ少くない。ヘルツエゴヴィナもボスニエンも其の境領となつてからは日尙ほ淺いから、土耳其式の習俗の依然盛んなるは勿論ではあるが、セルブ族も少なからぬことであるから今少しは歐洲化して居るか

橋 鼓 大 の 市 ル タ ス モ



ボスニアの美人



オヴエラサ都州ヤニスボ

と思つて居りしに案外であつた。ボスニエンの方はズット歐洲式であるが、ヘルツェゴヴィナは東洋七分、西洋三分といふ所である。町に出ると直ぐ二名の美人楚々として来るに出會ふた。多分美人だらうと思ふが、例の覆面で、朝鮮式に頭から被布を冠つて居るから實は解らない。竹島君は初めて見たとて荐りに感服し、佇立回顧恍惚として去る能はざるに至つたのには私も感服した。それから通筋にあつた回教の寺院に一寸参詣した。兎もあれ目指す先は、毎度案内記などにて拜見するナレンタ河上の古き石の太鼓橋である。行つて見ると成程五百年前の作として亦珍ならざるに非ずだ。橋も好いが其の下の溪流も好い。ラグサに豫想以上感服した竹島君は、ラグサ以上にモスタルに感服して了つた位であるから、サラエヴォに行つたらごの位感服せらるゝかと聊か心配になつて来た。

モスタルは前日既に卒業したので、一日の朝は悠くり寝込んだ。朝食を悠くり済まし、サロンで久振りて新聞を読んだ。佛國巡洋艦『リベルテ』號の椿事、伊土開戦のことなど初めて知つた。天候は朝來怪しい。九時四十五分モスタル發の頃は、雨がポツ／＼降り出した。

第十五節 サラエヴォ雜觀

モスタル發後一時間半許りしてグラボヴィカ驛を過ぎる頃から、ブレニブラニナの連峰が蜿蜒長蛇

の如くに見える。ナレンタ河の激流と相對して風光頗る雄大だ。ヤブラニカを過ぎコンイカに至りて海拔一千尺と稱せらるゝだけ、空氣の味も大分違つてきたやうな氣がする。コンイカといふ所は歴史のある處で、ボ・ヘ兩州の境は今はいヴァンといふ所であるが、昔は此處が其の境界であつたのである。一四四六年の昔、ボスニエン王のトーマス(Stjepan Tomas)といふのが此處にヘルツエゴヰナの豪族を集め、己れに臣事の盟を爲さしめた。之に服せざる異教徒の一派は逃れて土耳其に入り、土廷を説いてボスニエン王を伐たしめ、ボ軍利あらずして數年の後兩州共に土耳其の領となり、爾來土耳其は此處に兩州統治の政廳を置いたといふことである。車上から見渡した所、成程まざら一寒村でもないやうである。驛で晝飯を濟ませた。是から尙ほ昇つて三千尺の高峰まで行く。此處から齒車式となり、汽罐車も前後に連結せられた。雨は盛んに降る。豪雨である。急雨である。車窓は箭の如く撲たれて凄いやうである。お負けに隧道又隧道で、幽明交々至り、一層の凄味がある。勾配も大分急なやうである。聞けば十七分の一まであるさうだ。私等の同室に土耳其帽を冠つた金持の道樂息子然たる二名の塞耳比青年が居る、私は銀行の手代でもあるかと思つた。竹島君は有福な大學の學生でもあらうと鑑定した。時々懷中から怪しき寫眞みたやうな物を取り出し、二人で眺合つてはキャツキヤと笑うて居る。孰れ碌な寫眞ではないらしい。其の一人は時々大聲で歌をうたふ。喉自慢の都々逸で

もやつて居る積りらしい。何とかして止めさせる工風はあるまいかと考へて居ると、竹島君は彼れの歌の途切れた所で獨逸語で聞えよがしに『嗟呼ボスニエンの俚歌!』と叫んだ。二人の青年どつと笑出し、腹を抱へてキヤツキヤと笑ひ、其れツ切り歌は止めになつた。こちらも可笑しくなつて笑出した。其れか縁となつて御互に話しが始まつた。彼等はサラエヴオの者であるといふので、種々サラエヴオの話などを聞いて大に儲つた。蓋し竹島君の當日の大出来である。

三千尺を乗盡すこイヴァン驛である。兩州現下の境界であつて、同時にアドリア海と黒海及び多島海との分水嶺である。前日來お馴染のナレンタ河は、淵源を此の邊に發するのである。イヴァンからは降り坂で、満目の風景もがらりと變り、或は遙に鬱蒼たる巒峯を望み、或は近く森林の間を馳せ、荒涼たるヘルツエゴヰイナの光景に反し、四望漸くボスニエンらしくなつて來た。ハヂン驛へ來ると材木を満載したる貨車が大分ある。豫て聞及びし森林豊富のボスニエンは、愈々其の一端を現はして來た。

五時少し過ぎに州都サラエヴオに着いた。竹島君が維納にて隊付をして居られた頃、同一兵營に居つたといふ一名の兵士が君を出迎に停車場に來て居つた。停車場からホテルの多くある町の中央迄は大分距離がある。馬車で三十分以上を要するから一里餘りでもあらう。ホテルに着いてから一休みし

て三人一所に飛出し、附近の夜景を一通り見て歩いた。

翌二日はサラエヴオの穴探しである。

ヘンデルソン少佐の著書で、土耳其式のカッフエーの事を記述せる斯ふいふ一節を讀んだ。

『ボ・ヘ兩州の總べての都會に於て、苟も土耳其人の居る所悉く然らざるはなきが如く、サラエヴオに於ても、趣味ある一特色は土耳其の珈琲屋で、觀光の客概ね之を見ざるはない。珈琲屋は町に澤山ある。山腹にもある。珈琲屋其れ自身佳なるが如く、其の位置も亦佳である。實際予の經驗に依れば、土耳其人は風景を愛することに於て、甚だ肥えたる眼を有つて居る。あらゆるボスニア人、殊に回教徒は、黒き珈琲の一杯を飲み、紙巻煙草を吹かしつゝある限り、身の最大幸福を感じつゝあるといふことである。此の珈琲と煙草とに加るに屋上に樹木、目前に眺望、傍らに自國の音樂を以てせば、彼等は實に満足以上で、蓋し極樂淨土の想あるのである。或は珈琲屋といふと語弊があるかも知れない。丁度日本の茶屋といふやうなものである。其の閑靜なること、其の俗塵より離脱し居ること、に於て、寧ろ之を珈琲園といふ方が當るであらう。卓子は樹木の下に置かれてある。或は四方打開いたる木造の小亭内にある。僮僕の附纏ふが如きことは殆んどなく、唯だ着坐してから暫くして一人の土耳其僕何處よりか現れ來り、靜に注文を讀つのみである、是れは格別五月蠅き感を與へな

『持來る珈琲は、長き平たき把手の付いた小形な銅製の蓋なし器物に一パイ入れてある。之を盆に載せ、添ゆるに小形の茶碗一個と砂糖壺とを以てする。一回の珈琲で其の茶碗に三四度お替りが出る。價は驚く勿れ金一片に過ぎない。而して何時まで着坐するも可なりで、何人も來りて妨げもせねば起座を促しもしない。尙お望まらば音樂が聞かれる。東洋式の寧ろ悲調の、低音の、調格の大ならざる、頗る震へ聲の、聊か催眠的の音樂である。』

『サラエヅオの最上等の珈琲屋は、城砦の方から下つて町の入口のミルヤツカ河に臨んだ所に二軒ある。其の第一軒目のは地位は好いが、第二軒目の方は河の屈折せる岬角の所に棧で突出し、其の上に亭を設けてあるので風致が更に好い。河の一方を見ると絶崖天に聳え、他の一方の丘腹には土耳其式の家屋が數戸相連なり、後へを見ると朝は錦の如き霞靄の裡に、夜は紫の蔭影を透し、連峰重巒薄盆槍と映じ、其の間より高尖形の寺塔が一個離れてヌット突立ち、將に吾人を招くの姿である』(Henderson, *Trid.*, p. 99)。

豫て之を讀んで居つた私は、何は兎もあれ先づ以て土耳其式のカツフェーを賞せずばあらず、と野心勃勃と起り、サラエヅオに着く前から竹島君を口説いて、是非劈頭第一に此の方面に進撃せんとの

計畫を立てた。着いた昨晩は方角も解らないので其の儘に打過したが、今朝(十月二日)は此のカツフェーより見學を始むることにした。丁度途中に何とか云ふサラエヅオ第一の回教寺院がある。五百有餘年前に建てられた古刹である。歐洲の回教寺院では君士坦丁堡のソフヒーが第一で、アドリアノールにあるのが第二で、サラエヅオの是れが第三番目であるさうだ。庭に無花果の太木がある。是れも寺の建築の際、當時の王様の手植せられたものださうだ。先づ此の寺院に立寄つた。早朝なので參觀叶ふや否やと思つたが、番人快く私等を案内して呉れた。入口で御誼通り靴を脱する積りで居つた所、三越や白木の店にあるやうな上靴を持って來て呉れたので助かつた。歐洲基督教民の觀光客の爲めに、御寺までが種々便宜の道を講じ出したものと見える。のみならず禮拜堂内の大蠟燭は形のみが蠟燭で、其の實は電燈の仕掛になつて居るに至つては、回教徒の文明思想と進取の氣象却々侮る可からずと思はれた。寺院の内外の構造は豫て聞いて居つた通りで、別に感を惹くに足るほどのものはない。一通りの拜觀を了へて此處を出た。是れからが例のカツフェーである。ミルヤツカといふのは市の中央を横貫して居る小河である。其の附近を探して見たが、本に書いてあるやうな洒麗なカツフェーは一寸見當らないので、通り掛つた一將校に尋ねて見たら詳に教へて呉れた。それに従つて行つて見たら直ぐ發見した。成程庭らしいものは奥の方にある、が何だか小穢ない構造である。兎も角も突

入して見た。突當りの小亭に登つた。河に面して居る。即ち是れだ。右に述べたる第二軒目の奴である。が實を云ふと風致どころか不潔陋穢、少々氣味が悪くなつて來た。河水滔々ではあるが、甚しき濁流で、塵芥が氾濫して居る。尤も前日來雨であつたさうであるから、是れは雨のせいと見れば據らない。それから亭だ。是れも梁は歪み、柱は曲りかけて居る。蜘蛛の巣や蝸の糞が遠慮なく頭上に引懸かる。椅子に腰を据ゑると、其の脚が朽ちてゐたと見えて尻餅をつきそこなつたのには驚いた。兎も角も珈琲をと注文する。聽て來た。やつて見る。成程珈琲は好い。一種の佳薫がある。往昔碩儒ペーコンの土耳其の珈琲のことを記し『土耳其には珈琲と稱する飲料あり。同じく珈琲と稱する漿果より製するものにして、其の黒きこと煤に似たり、香氣高きも生薬の香とは其の撰を異にす、土民は打つて粉となし、熱湯に投じ座して之を飲む、謂ゆる珈琲屋なるもの猶ほ我が居酒屋のごとし』といつたやうな有名な文章を讀んだことのあるのを思出し、ハハ先生之を見たのだ哩と坐ろに感じた。土耳其の珈琲の特色は種を搗くのであつて碾くのでない、是れが香氣を高まらしむる所以であるかと思はれる。誰れもやる失策は、一口にガブリとやつて茶碗の底に沈澱してゐる餘滓を飲むことで、丸で砂を飲むやうな目に遭ふ、といふことである。が私は豫めちやんと心得て居つたから、砂まで飲込む失策はやらなかつた。といふて竹島君がやつたといふ意味ではない。やつたかも知れんが、私に白狀

はせられなかつた。兎も角も珈琲其のものは珍賞に値する。確に以て誇りと爲すに足ると思ふ。が器物を今少し清潔にして置いたならば一層妙であらう。尤も日本人の潔癖を以て之を彼等に望むのは、望む方が無理かも知れない。卓子の直ぐ下で小犬が五六疋遊んで居る。荐りに私等に戯れて來る。餘興でも見せる積りらしい。土耳其の本場には犬が矢鱈に多いといふことは豫て聞いて居つたが、本場に限らず回教徒の居住する所犬必ず之に従ふ、といふ譯なのであらう。要するに土耳其式カフエーは、珈琲其の物と價の甚だ廉なる以外には、正直の處一向私等を感服せしむるに足るものはなかつた。文人徒らに筆を弄するといふことはあるが、ヘンデルソン少佐の記事の如き、武人までが筆を弄する世の中だから叶はない。

ミルヤツカ河に面した壯大な建物である市役所を見た。市役所を見る積りではなかつたのだが、市役所内に公衆電報取扱所があるといふ掲示を其の階前に見たから、電信を打つ爲めに内に入り、電信を依頼してから序でに廳内を拜見したのである。建築が立派といふ外に記する程のこともない。市役所を出ると雨は強く降つて來た。一つ有名なサラエヴォの煙草製造所を參觀しようではないかとて、竹島君を促して電車に飛乗り、製造所に到りて係員の懇切なる案内の下に大體の見物を遂げた。是れは確に參觀しただけの價値があつたから、其の狀況報告を茲に左の通り認めて置く。

煙草の製造及び販賣は埃匈國政府の專占事業である。隨てサラエヴォの煙草製造所の官設であることは言ふ迄でもない。就て參觀を乞ふと、御世辭の好い女役員が帳面を出して私等の名を書かせ、且一人に付金六十ヘラ(二十四錢)を徴收する。此の六十ヘラは職工の疾病治療基金に繰入れるのであるさうだ。好い思付きである。係員に導びかれて先づ葉煙草を選択し區分する室に入つた。二十名ほどの女工が従業して居る。葉煙草は孰れもボスニエンの南部及びヘルツェゴヴィナの産である。中に概して上中下の三種がある。上の部に屬するものはヘルツェゴヴィナの産に多い。葉は小形であるが、黄金色の光澤を放つて居つて如何にも甘さうだ。其の次の室は葉煙草を刻んで居る所である。職工は悉く土耳其人で、其の刻み方の巧なるには驚いた。葉煙草を澤山積んで棒で挟んで置き、膝で少し宛押しつゝ出てくる端を上から左手で押付け、右手で薄き大形の鉈庖丁を以て絶えず刻むと、其れが細き絹絲のやうになつて綺麗に落ちる。手に取つて之を檢するに、細大の差といふものか更になく、手工とは一寸思へない位な見事なものである。尤も是れには餘ほど熟練を要するさうである。係員の話では、此處で此の方法で刻むのは最上等の葉煙草のみださうで、職工の賃銀も他の職工に比して一倍高いとのことだ。又彼れの話に依ると、此の製造所の職工の賃銀は二クロローネ乃至五クロローネ(八十錢乃至二圓)で、平均三クロローネ(一圓二十錢)といふことである。

此の刻みの室を出ると、今度は紙箱の製造及び刻煙草詰め室である。刻みの室の静肅なるに引替へ、機械の音や何かで矢釜敷きこと夥しい。長い机の兩側に女工が四人宛總計四十名ほど居つて、四人一組で箱の製造から、之に刻煙草を詰めて封する迄をやる。其の迅速なることは機械以上で、一組一時間に約一千個の割合ださうだ。紙巻煙草の製造場は其の次ぎの室である。其處へ行つて見ると、紙を巻煙草形にして、空の儘連續的に突出す器械がある、其の紙が次の器械に移ると、煙草が自然に之に詰まる、詰まつて兩切器械の方に移つて行く。此の器械で一日即ち八時間に三十萬本の紙巻が出るさうだ。其の詰まり損なつたのは別の器械に移さるゝと、自然に紙が解かれて、紙は屑に入り、煙草は元の刻煙草に還へる。又吸口付の奴は、三分の一位詰まつた紙巻煙草が係女工の机の前に落ちて、片端から女工が吸口を拵らへて之に嵌めて行く、而して其れが紙包となり箱詰となつて市場に現はるゝ許りに出來揚るのである。係員は各種の紙巻煙草を揃へて私等に寄取らせ、吸うて見給へといふ。私は紙巻煙草は解せぬけれど、試に一二本やつて見るのに風味確に極上のやうだ。特に英國輸出向の Gold Star、獨逸輸出向の Olympian などの秀逸である。近年ボ・ヘ兩州産の紙巻煙草の輸出高は著しく増し、歐洲各地は勿論日本にも來るし、ニュージーランドへも行くさうである。紙巻のみならず葉巻煙草でも、現に埃及へ一年一億五千萬封度から出るさうである。聲價噴々たる埃及

煙草なるものも、其の原料は今や多くボ・へ兩州の産であるといふことだ。

煙草製造の諸器械の整頓や、手工の精巧なるには私固より敬服せざるに非ずだが、一層敬服したのは該製造所に於ける職○工○の○保○護○の○設○備○が能く整うて居ることである。職工は總じて約六百名であるが、彼等の爲に立派な浴場の設けがある。煙草を取扱ふ職工は、煙草の粉の皮膚に固著せるのを洗落す爲め日に必ず一回無料入浴せねばならぬことになつて居る。炊事場をも見たが、是れも亦完全である。職工は晝食を此處でやる。ソツプ、肉、野菜麵麩などで價は二十ヘラ、即ち我が約八錢であるから、日に二クローネ乃至五クローネを稼ぐ職工に取りては廉なりと謂ふべしだ。而して労働時間は八時間制を厲行し、日曜及び祭日は無論休業である。故に寧ろ職工優遇の方である。随つて職工の出入といふことは滅多にないさうで、會、缺員でもあつて補缺を募集すると、應募者は忽ち門前市をなす勢であると説明された。

煙草製造所の觀覽を了へて一旦ホテルに引揚げた。竹島君は此の日午後ブタペストに向け直ぐ出發するといふし、私は明朝サラエヅオを立つてヤエツに向ひ、ヅルバス河畔の奇勝佳景を賞しようといふ計畫なので、カツタロ以來の好同伴と茲に相別れることにした。午後からは私單獨の見學である。雨は既に霽れて居る。兎に角當てなしに町へ出てみた。此の日は折悪く猶太の元旦に當るので、市中

の大商舖は大概閉ぢてある。是れに依てサラエヅオの商勢は猶太族の手にあることが解つた。土耳其人の雜商が集まつて大小各種の雜品を小賣して居る一廓がある。俗にカルシヤ (Carstia) といふ。即ちバザーである。此處は皆開店して居るので入つて見た。細き薄暗き所吳服屋あり、紙屋あり、金物屋あり、小間物屋あり、雜貨屋ありで、一寸京城の鍾路の六矣塵といふ格である。私は帽子屋に寄つて土耳其帽を買ひ、其れを冠つて街頭を行くこと數十歩ならざるにミルヤツカの河邊に出た。右のバザーを六矣塵とすれば、此處は水漂橋畔といふ所であらう。私は前々日以来ヘルツェゴヰイナ、ボスニエンを見るにつけ、兎角朝鮮を聯想するを禁じ得ない。山川風土が能く似て居るといふ關係から許りでなく、共に是れ新領土である、武力を用ゐずして廣大な土地を新に併有するに至つた事例としては、既往最近の數年間に於いて東には我が朝鮮あり、西には奥匈國のボ・へ兩州ありである、といふやうな事情が兎角私をして斯く聯想せしむる所以であらう。随つてサラエヅオに來てからは、常に京城に來たやうな氣がしてならない。地形や街衢の工合もまんざら似て居らぬ譯でもない。サラエヅオの人口は五萬有餘であるから京城より大分少ないが、其の周圍には南山の如き鬱蒼たる森丘もある、峨々たる三角山や北漢山の如き赭の岩山もある。市街には壯大目を奪ふやうな煉瓦屋もあれば、陋穢見るに堪へざる土民の家屋もある。要するに新と舊と、文明と未開と、基督教徒と回教徒と、併呑者



と非併呑者との混合世帯である。何のことはない東歐の京城である。ミルヤツカ河の滔々たる流、今では護岸の石疊みも利刀で断つた如くに規則正しく、其の兩岸には大厦高樓屋を並べて居るけれども、今より十年二十年の昔には、丁度京城の水漂橋附近の如くであつたのであらう。極東を視察する歐米人が京城に來つて我が新領土の治績を見る眼は、丁度私が今此のサラエヅオを見る眼である、と思ふと一種の感慨に打たれざるを得ない。私を街頭で見たる奥匈國の警吏や憲兵は、「怪しき外國人徘徊しつゝあり」など、直ぐ上司に報告して居るであらう、が表面にはそんな様子も見えない。ボ・ヘ兩州は今尙ほ軍政である。鐵道は軍事鐵道である、郵便も軍事郵便である。此の點に於ては朝鮮の憲兵政治に尙ほ一つ足かけたものである。私が今サラエヅオに來て感じたことの一は、豫想した程兵隊臭くないことである。奥匈國政府がボ・ヘ兩州に施設しつゝある軍事上の設計は盛なものである。一例を云ふと、ボスニエンより北の方は左ほどでもないが、其の南方殊にヘルツエゴヅイナの南方に來ては、少しく高い所、飛出して居る所には大概砲壘の設なきはない。ボ・ヘ兩州の旅行には寫眞機械一切携帯せざるを安全とす、とまで謂はれて居る、が私はヘルツエゴヅイナでもボスニエンでも、一向軍政の臭氣に中てられたことはない。私等にもさうであるから、他の旅行者にも不愉快を與へることはないと思ふ。京城の昨今は觀光の外國人に對して幾らか善くなつたらうと思ふが、斯んな

ことは些事であるけれども、民政全體の巧拙を批評する標準にされ易いものであるから、當局者たるものは充分注意して欲しいことである。

町を散策する途次、不圖官立の絨緞製造所の前を通つた。豫てボスニエンの絨緞は有名なものとして居る。參觀が出来るなら見たいと思つて係員に尋ねて見たら、時間の都合で駄目であつた。大分草臥たからホテルに引返し、其の傍のカツプエーに入つて手紙を二三本書いた。朝も此處で會つたボスニエンの一老紳士が復た來合せて、私に種々の話をしかける、仕舞には俱樂部に食事をしに行かんかと私を誘うた。俱樂部に行けば種々の人に會へるし、ボスニエンの話も聞けるから是れ幸と直に諾し、共に河畔の一大社交俱樂部に行つた。食事の前後に左右の人々に紹介なしに自らを紹介して話を交へ、大分有益な研究資料を得ることが出來た。俱樂部といふものを雙方で斯ういふ風に利用すると、確に有益な機關と云へるやうになる。

## 第十六節 奥匈國の治績及び統治方針

今此の際を機として奥匈國政府の占領以來、更に降つては輓近の併合以來今日に至る迄の十數年間に於ける兩州の治績の一斑を述べて見ようと思ふ。私は曾て今より四五十年前のボスニエンのことを

書いた一小冊子を見たのに、斯ういふことが叙してあつたのを記憶する。書名は忘れたが、其の記事の要領は、土耳其は其の領内各地を通じ稅政百出、殆んど亂麻の状態である、田野開けず人民貧餒し、特に或一州の如き、其の悲運慘狀他に比類を見ない程である。此の州や世に未だ多く知れざる所であつて容易に接近し難く、其の危険なることクルヂスタンの荒原に譲らず、基督教徒に對する憎惡の念の盛なる蓋しダマスカスに勝り、有司の驕傲なる、往古の埃及騎士も三舍を避け、土民の悲惨なる、ナイル河畔の農夫も遠く之に及ばない。此の州を名づけてボスニエンと云ふ。といふのが其の要領である。此の外にも同州を以て未開劣等、困迫疲憊の地として紹介せる書物も大分世に散見する所から推して見ると、土治時代に於けるボスニエン州は随分ひどい所であつたやうに思はれる。現に埃匈國が初めて同州を占領し、其の施設に着手したる頃には、州内丸で無政府の状態にして、紛擾叛亂日に月に相次ぎ、既往四百年間の土治時代の秩序なき混沌たる状態は、其の統治上に餘ほどの困難を感せしめたるものであるさうだ。殊に面倒なりしは兩州に於ける民族及び宗門の雜駁なる關係で、現に今日でも、是れが統治難の關門であるらしい。ボ・ヘ兩州は、其の民族宗教の雜駁なる點に於ては、丁度本土の埃匈國を縮寫したやうな所である。唯だ埃匈本國に於ては、民族の雜駁は宗門のそれよりも甚しく、而してボ・ヘ兩州に於ては正に之に反し、宗派の雜駁が一層甚しきを示すの差あるに過ぎない。

今埃匈國政府公刊のボ・ヘ兩州統計年鑑で見ると、一九一〇年十月十日現在の兩州人口宗派別は左の如しである。

宗 派	人 口	百分比例
回 教	六一二、〇九〇	三二・二五
塞耳比オールドツクス	八二五、三三八	四三・四八
羅馬加特利	四三四、一九〇	二二・八八
希臘加特利	八、一三六	〇・四三
西班牙猶太	八、二〇二	〇・四三
其ノ他ノ猶太	三、六五五	〇・一九
福音教會	六、三三七	〇・三四
其 の 他	九六	〇・〇〇
合 計	一、八九八、〇四四	一〇〇・〇〇

人種は概してスローヴェン族であるが、而も塞耳比族、阿土曼族なども少なからず混じて居る。宗教民族斯の如くであるが故に、埃匈國に取りては其の統治上の困難固より尠少でない。去れば同國政府は一八八二年(明治十五年)、曾てベルグライト駐在同國總領事の職にあり、スラヴ族の事情に精通せるフォン・カルレーを抜いて埃匈國共同大藏大臣に任じた。埃匈國共同大藏大臣は今日に於ても然

るが如く、其の頃に於てもボ・ヘ兩州の行政主務大臣であつたから、兩州は即ち氏の采配の下に置かるゝに至つた譯である。斯くて氏は爾來一九〇三年(明治三十六年)に至る迄の在職二十一年の間、終始能く萬難を排し、農政及び教會に關する諸問題を解決し、外に司法教育衛生上の施設にも幾多の好成績を挙げた。犯罪事項の如き、十數年來奥匈本土よりも其の割合が少ないさうである。殊に氏は土民を統治するに方り成るべく舊慣を破壊せず、自然の間に之を奥化せしむるの方針を執り、例へば土民の回教徒が其の祈禱を爲すに當り、土耳其皇帝の名を唱呼するを許したるが如き、又寺院にて祈禱を行ふの間、寺塔に土耳其國旗を掲揚するを許したるが如き、又土耳其の貨幣を法貨として使用するを許したるが如き、此等は其の實何時の間にか止んで了つたさうであるが、自然に止むに至る迄は大概の舊慣は之を尊重するの方針であつた。其の他裁判所としては、土耳其人のみでやつて居る特別の裁判所を置き、土耳其人間に於ける大概の民事々件、例へば婚姻問題、家督問題、遺産相続問題の如きは之を其の裁判所に持行かしたるが如き、以て其の方針の一端を窺知し得べきである。斯く舊慣を重んぜしむる、同時に統治の本源系統を示す上に於ては嚴に之を行つて少しも假藉しなかつた。例へば土耳其帝に對して行へる侮辱は、外國の君主に對する誹謗罪を以て問ふに止めしも、奥帝に對する侮辱に至つては、自國の元首に對する不敬罪を以て論せしが如き、其の他徴兵でも徴稅

でも、國憲の本源は一に奥帝にありとの觀念の上に一切の行政的基礎を据つけて居つた。是等は後の參考となるべき一事例であるやうに思はれる。勿論氏の治績と雖も必しも完璧のものとは謂へぬ。現に氏の施政振りに就ては、毀譽相半ばすと迄は行くまいけれども、非難の相當にあつたことは事實である。其の徒に文物燦然主義であつたとか、官僚政治であつたとか、官吏の腐敗とか、警官の専横とかいふやうな説は聞かぬではなかつた。併しながら他の一面に於ては、占領當時に於て中外に宣布せる施政の方針は、兎も角も大體に於て實行せられ、各種の民族宗教は一様の保護に浴し、平等の權利を享有し、生命財産の保護も先づ以て間然する所はない。殊に氏は部下の適材を適處に配置し、其の手腕を縦横に、充分に揮はせるといふ點に於て一段の長所を示した。是れ其の治績の能く擧つた一原因であつたらしい。要するに民族宗教の極めて入交つて居るボ・ヘ兩州で、今日現に見るが如き各種の經營を爲し遂げたこと、或は經營の基礎を築上げたことは、公平に見て一大成功と認めねばなるまい。殊に奥匈國の占領地であつたものゝ、土地の主權は尙ほ儼然土耳其の手にあつた時代である。之を併合後の今日に比すれば、種々の點に於て幾分遣り悪かつたといふことも勘定に入れ、斟酌して之を評せねばならぬと思ふ。

フオン、カルレーに次で一九〇三年兩州統治の首腦となつた人は、前任のブリアン男である。男の

施政振りは、之を前任者に比すれば華美でない。どちらかと云へば地味である。地味である丈其れ丈功績の赫々として外間に映せしものは少なかつた方であるが、併し兩州に於ける自治制度の施設といふことに就ては、是れ蓋し男の功績の一であらう。又地租の改正、新聞紙規則、高利貸規則の制定、賦役の廢止等は孰れも男の時代に出來た仕事である。此等治績の結果として、今日兩州に於ける有形無形の進歩の巴爾幹半島中に嶄然一頭角を抽んで居ることは、半島を視察した者の概ね一致する所である。埃匈國の施政に兎角の非難を加へてあるセトン・ワツソンの著書に於てすらも、「埃匈國政府のボ・ヘ兩州に於ける農政問題、教育問題に對する怠慢の跡を嚴しく批評するに先ち、茲に容認せねばならぬことは他にあらず、埃匈國の初めて占領を行へる當時の兩州は、既往數百年土耳其の稅政の下に遺棄せられたる儘の荒漠たる瘠地で、占領早々先づ以て家屋を建て、道路を造り、鐵道を敷くといふが如き原人的焦眉の急務から取掛らねばならぬ始末であつたといふ事實是れである。從來當局者は、人心の悦服といふことに就ては殆んど力を盡したる跡が見えない。併し如何に冷酷なる批評家も、一八七七年以來の物質的進歩の偉大なることに對しては之を拒否し得ぬであらう。試にポスニアの都府を以て之を隣邦塞耳比の首都ベルグラードと對照せよ。サラエヴォは其の寂寞たる陋都に新に設備を加へ始めしより僅に三十年に過ぎない。而も市街の清潔にして建物の宏壯なる、既往百有餘年

間事實獨立國政府の首都として鳴り來つたベルグラードに勝ること數等である』(R. W. Seton Watson, *The Southern Slav Question*, p. 7) と述べてある位である。物質的の進歩發展は今日確にベルグラード以上である。

併し男の施政は、其の前任者の治績に於けると同じく、既往必しも一から十まで頌徳表を奉るべきものゝみであるとは謂へない。之に對して世上随分劇烈な攻撃もある。殊に希臘教徒が羅馬教徒に比して不利益な位置に立つて居るといふこと、即ち待遇上の公平を缺いて居るといふことも、能く引合に出る非難の一である。けれども昔日の土治時代に於ては、凡そ基督教徒たる者は如何なる境遇の下に立つて居つたかといふことを回顧すると、尙ほ幾分の恕すべき點がなきにしも非ずであらう。又租税の負擔が甚しく重いとの非難もある。或は事實であらう。けれども是れも土耳其時代に比すれば如何のものであらう。且租税の負擔に伴へる有利の施設も少なくない。鐵道も出來れば道路も出來た。賦役の制は廢せられた。生命財産の安固も保障せられた。併合當時に埃帝が約束せられた立憲自治の制も、其の後現實にせられた。議會も開かれた。勿論其の議會制度には幾多の制限がある。併し是れは人臣の憲政運用の識見、技能の程度に準すべき筈のものであるから已むを得ない。勿論二州の事、未だ今日の施設經營を以て盡せりとは云へない。二三の例を擧ぐれば、州内到る處尙ほ是れ警察政治

である。武斷政治の弊がある。農作地問題は今尙ほ満足の解決を見ない。教育制度も不完全である。鐵道にも改善すべき點がある。線路も尙ほ不充分である。併し是れ等は漸を以て全きを期する外はない。且云は、從位の問題である。主位の問題は根本の方針如何にある。兩州統治の根本の方針如何。兩州併合のあつた當時、埃帝陛下には兩州の主管事務大臣たるブリアン男に對し『兩州人民に對し充分の私權を保障することは朕の目的にして且決心なり。個人的及び宗教的自由の外に財産、名譽、道徳及び習慣の安固、現行法律の保障する出版、居住及び移轉の自由、既往嚴に保護され來りたる信書の祕密、適法の裁判官の裁判を受くるの權、集會結社及び請願の權等は孰れも明確に法律の保護の下に置かるべし。……又住民の宗教状態と古來の社會的慣習とを斟酌して構成せる地方議會を設け、人民をして適當に地方政治に參與するの要求に應せしむべし。要路の吏員、教育あり財産ある者、都鄙各地方の住民は夫々特殊の類別に於て地方議會に代表せらるべし云々』との勅語を下し給ふた。是れ實に埃帝の叡慮に基く動かす可らざる施政の方針であるに相違ない。併し更に一歩進んで其の兩州を併合し、之に統治を行ふ所以の根本の要義は、單に物質的文明を兩州に飾るにあるか、將た其の目的は別にあるか、是れは研究すべき問題であらう。一九一〇年(明治四十三年)十一月十四日の埃國代議員會に於て兩州の豫算に關する議事の際、兩州の事情に精通の聞えある日耳曼派の議員バエルンライ

ター博士が兩州統治方針を論じ『埃國政府は新領土經營の方針をば唯だ普通の行政事務に纏繞するに止めず、進んで土民の心を獲るといふことに着眼し、兩州を以てセルブ・クロアシエン全民族の無形の中心點とならしむることに務めねばならぬ。ポ・へ兩州に對する方針に就ては吾人は今日二條の分岐點上に立つて居る。即ち吾人は兩州其れ自身を一層幸福に、一層富饒に、一層文明ならしめ、依つて以て之を西巴爾幹に於ける我國の經濟上の一大前哨に化せしめんが爲め、充分の精力と、政治的社會的要求の知識と、豊富なる物質的資料とを之に傾注すべきや、將た或は從來の如くに維納及びブダペストよりの朝令暮改的指揮監督の下に其日暮主義を執り、同州をして結局埃國の他の州に準じて更に第二の未解決問題の討論場たらしむるに止むべきや、是れが迷ひの追分である。軍事上の見地よりすれば、今や何等危険の存するあるを見ない。同州に於ける吾人の位地は鞏固で、何人も來つて侵す能はぬのである。然れども本員は、二十世紀に於ては單に軍事の方面よりのみにては解決の出來ない大問題、殊に經濟的大問題の尙ほ若干ありて存することを忘れてはならぬと思ふ』と説きは、頗る肯綮に中れる概がある。移して以て我が朝鮮統治の方針を論ずるも亦可なるが如き感じがする。思ふに今日兩州統治の局に當る共同大藏大臣ピリンスキーは、既往十年間埃國銀行總裁として令名あつたのみならず、埃國國內に於ける有數の財政家として聞ゆる人であるから、埃國國藏相としては固

より適任であるに相違ない。唯だ同時にボ・ヘ兩州の主管事務大臣として、新領土の民政を擧げて雙肩に負ふ職責を盡す上に於て、氏の果して適任であるや否やは、事將來を談つて判断すべきであらう。併し今日迄の處より推測すれば、氏の材は兩州の治績の基礎を築上げたる二代の前任者に譲らないやうである。今後能く此等の方針を取捨し、且借すに若干の歳月を以てすれば、必ずや見るべきものがあるであらうと思はれる。

埃匈國が兩州を併合して後一年半を経、一九一〇年(明治四十三年)の五月、埃帝には親しく新領土に巡幸せられた。扈從する者、時の外相エーレンタール伯を始めとして埃匈國共同藏相、共同軍相、埃匈兩國首相以下諸大臣。外相の機關「フレムデン・ブラット」は帝のサラエヴオ着登の當日の紙上に於て埃匈國の對巴爾幹方針の一端を述べ、「埃匈國の對巴爾幹政策は兩州の併合に依りて其の目的を達し了へたり。埃匈國は既に兩州を掌中に收めたる今日、其の巴爾幹に於ける政治上及び領土上の志望は茲に終りを告げたり。夫れ埃匈國の政策の不動的根基本要義は巴爾幹の現狀維持にあり。埃匈國は又土耳其が列國と最善の基礎の上に立たんことを切望す。埃匈國は又土耳其帝國と巴爾幹の基督教國との間に、長へに善隣關係の持續せらるべきを確保するに就て常に努め來れり。巴爾幹諸國との、及び巴爾幹諸國間の、親睦なるものは埃匈國の本領なりとす。埃匈國は兩州を一部とする其の全領土内

に於て、平穩且堅固なる發達を期待するものなり」と述べ、以てボ・ヘ兩州の併合以外に領土上の匪望なき所以を宣明した。サラエヴオに於ては、既往五百年以來君主の巡幸なるものは是れが始めてでありしと、州議會の開設は兩州の政治上に一新紀元を爲すに至るべしとの期待とよりして、州民は歡呼して老帝を迎へ、希臘教羅馬教回教各派の僧正は帝に忠誠の盟約を捧げ、新教派の代表者も猶太族の總代も亦同様の態度に出で、回教徒たる市長、羅馬教徒希臘教徒たる二名の副市长は市の名に於て頌徳の辭を奉つた。其の他一般公衆の表彰したる各種の歡迎も亦未曾有の盛儀と傳へられた。斯くて老帝にはサラエヴオの駐登三日の後更にヘルツェゴヴィナの州都モスタルに幸せられ、同地に於てもサラエヴオに劣らざる民衆の熱誠なる歡迎を受け給ひ、翌日維納に還幸せられた。此の巡幸が新領土の行政上に偉大なる好印象を與へたることは實に豫想以上であつた。

尙ほ同州のことを研究せんと欲する有志者の爲め、參考迄に説明し置きたきは右に一寸述べた農作地問題である。是れはボ・ヘ兩州に於ける多年の懸案で、頗る錯綜したる五月蠅い問題である。元來兩州は擧げて是れ農業地なりと謂つて可なる位で、現に入口の八割八分迄は農でらる。而して土地の所有者は多く回教徒である所の豪族、謂ゆるベツグ(Begs)と稱する世襲的大地主であつて、其の數約六千戸と稱する。而して土地の耕作者は其の土地に從屬して居る所のクメット(Kmetts)と稱する

小作人である。これが大約十萬戸ある。此の小作人は總收穫の十分の一を税として昔は作物で政府へ納め、其の殘餘の純收穫の三分の一を作物で地主へ納むる、といふのが古來の普通の慣例であつた。此の納付方に就ては昔から兎角地主と小作人との間に紛議が絶えなつたのであるが、殊に墾治時代になつてから小作制度に多少の改革を行つたし、什一税を金納の制に改めもするし、又今から五年前に右の什一税を改めて既往十年間の收穫を基として割出した一種の地税と爲せし以來、小作人は幾分便利を感ずるに至りしが、而も地主は小作人に對し依然舊の方法で作物を納めさせるし、且作物の納付高は實際の收穫を見る前に定めるといふやうな譯であるから、兎角是れが争の種となる。現に斯かる紛議の數が一八八一年(明治十四年)に四千五百五十五件といふ澤山の數であつたのが、一九〇四年(明治三十七年)には更に増して一萬七百八十四件となり、一九〇七年(明治四十年)には一層飛んで一萬七千件に達したとある。其の紛議の都度地方官憲は仲裁的に曲直を裁斷し、之を解決して來つたのであるが、其の裁斷は如何に公正に之を行ふも、曲者の側からは兎角政略的裁斷であるといふ評が出て、紛糾が絶えない。元來右の小作人は、其の祖先以來耕作し來れる土地は世襲的に之を耕作し得るの特權を有し、唯だ其の耕作を怠るか又は一家之を耕作するの力なしとの確乎たる證據に依り、官憲より其の裁斷を受くるに於てのみ地主が其の土地を捲上げることが出来るといふ慣習法である。小作

人は豫てより其の古來世襲的に耕作し來つた土地の地主になりたい、即ち政府の援助の下に其の土地をば自分の物にしたいといふ希望を有し、且其の希望を達し得た者も相應にあつた。現に墾治時代の約三十年間に、富豪の手から實際の農民の手に移りし土地の筆數約二萬六千件、其の價格約二千萬クローネ(八百萬圓)、併合後の一年間に約千五百件、此の價格約二百萬クローネ(八十萬圓)に上つた。今では小作人兼地主といふ株のものが二萬三千人許りあるさうである。が此の買收資金は何處から出て居るかといふと、大部分はポスニエン不動産銀行からである。けれども其の貸出資金には自ら限りがあり、買收したいと思ふ土地には限りがない、随つて潤澤の買收資本を容易な方法で手に入れたといふ希望の、一般農民の間に起り來つたのは怪むに足らない。そこで之に關する種々の研究項目も生じて來た。例へば買收の資力ある小作人にして買收を希望せる場合に、地主が之を拒むとせば、法律は地主に對し其の放賣を強制すべきや、然る場合には何人が其の價格を評定すべきや等の問題である。或は一八八一年(明治十四年)の愛蘭土地法の規定に準じたら宜からうとの説もあるが、是等は要するに未だ一の議論に過ぎぬ。兎も角も政府筋の意向も、土地を漸次農民の手に移さしむるといふことに就ては大體に於て異議もなく經過し來つたのみならず、墾治時代の當初から農民の知識の啓發は先づ以て急務なりと爲し、新規の耕法も教へる、模範農場を立てる、牛疫も驅逐する、牧畜も奨勵

する、農民扶助法をも制定する、要するに農事の改良といふことには政府は全力を盡し、是れで以て農民の知能を高むるに志したことは敬服すべき方針であつたと云はねばならぬ。が執れにしても農民が土地を手に入れるといふことに就て先立つものは金である。輒近其の資本の大供給方法を計畫したのが匈牙利商業銀行である。同銀行は兩州小作人に土地買収資金の貸付を承諾した、但し其の條件は却々嚴で、元金及び利子の拂込延滞の節は當該土地を差押へ、買戻の出来ぬやうな譯で、銀行に有利の條件が多い。ボスニエン政廳は之を認可した。所が之に就ては非難の聲が高まつた。何のことはない小作人を豪農の羈絆より奪ふて之をブタペストの高利貸の手に渡すやうなものである、兩州行政の主管事務大臣たりしブリアン男は匈牙利人であるから匈牙利の銀行屋に私するのである、といふやうな批評が大分出て來た。其の結果是れが埃國議會の問題となり、議會は埃國政府に迫つて其の進行を中止せしめ、之を兩州地方議會の討議に附せしむることにし、斯くて是れは兩州地方議會の開會後第一に大分囂しき問題となり、今に全く解決が出来ぬのである。

### 第十七節 行政機關、地方議會、及び財政

ボ・へ兩州の行政機關の系統は如何といふに、兩州行政の監督事務は埃國共同大藏省の主管に屬

して居る。兩州は埃太利に編入せられたのでもなく、匈牙利の領有となつたのでもなく、約まりハツプスブルグ皇家の直屬の下に立つ特別の地である。元來埃國は該兩州を久しき以前より事實上併有するに至つたのであるが、然らば之を埃國執れの領地とすべきか、埃太利の領地とすれば埃の日耳曼族は、スラヴ族で固めた兩州の編入は己れの勢力に及ぼす影響に顧みて寧ろ難有迷惑に思ふし、匈牙利に編入すれば例のマガヤール族は、是れも同様の思惑から矢張り餘り賛成はしない、然らば相互に其の所屬を譲り合ふかと云へばさうでもなく、即ち之を匈牙利の領地とすれば天秤が匈牙利側に勝ち過ぎるから埃太利は之を好まない、埃太利の領地とすれば匈牙利は是れ亦等しく同一の理由で不賛成である、のみならず若し之を埃なり匈なりに専屬せしめんとすると、クロアイト其の他の南スラヴ族は寧ろクロアシエン、ダルマシエン等とボ・へ兩州とを合せて別に一邦を組織し、埃太利や匈牙利と對等の位置に立つてハツプスブルグ皇家の統治の下に鼎立的聯邦を構成しようといふやうな説を出す、といふやうな頗る取捌きの面倒なる關係を呈するに至つたので、結局兩州は皇領地として埃匈共同で統治することになつた。そこで埃匈兩國の各議會では「ボスニエン、ヘルツェゴヴィナ兩州の行政は皇帝及び兩國共同事務大臣之を施行すべし。但し埃太利及び匈牙利の各内閣は共に其の行政に參與すべきものとす。又兩州の行政費は出來得る限り當該地方よりの収入を以て之に充つべく、其の不足額に就



ては兩國代議員に於て之を議定すべし、又鐵道其の他の工事、及び兩國の孰れかに利害關係ある事項は當該國議會の協贊を経るを要す」といふ法律を拵へた。此の法律の結果で兩州は占領の當初から奥匈兩國に兩屬し、其の事務は兩國共同大藏省の所管となつた譯である。何故に之を共同大藏省の所管としたかといふに就ては、別に深き理由のある譯でもないことは別に述べた通りで、併合後今日でも亦舊の如しである。右の共同大藏省にはポスニエン局といふのがある。此の局が即ち同州の首都サラエヴオの兩州政廳の實際の主管事務廳である。兩州政廳には財務、内務、司法、工務の四部を設け、地方行政區域は兩州を六縣、五十四郡に分つてある。

次ぎは地方議會である。兩州地方議會は、往年奧帝のサラエヴオ巡幸の日を以て其の第一回開會を行ふた。議會の構成權限などは、悉く是れ兩州の現狀に適するやうな特殊の組織になつて居る。議員の總數は九十二名で、其の内公選議員七十二名、法律の規定で當然議席を有するもの、例へば各宗派の大僧正、管長、高等司法官、市長、商業會議所會頭の類の特別議員二十名である。公選議員は人口約二萬五千に付一人といふ割合で、即ち下部奧太利やベーメンの地方議會に於けると同一である。選舉は普通選舉の制であつて、議員の任期は五箇年となつて居る。政黨といふは孰れも民族宗派に依つて別れたる朋黨である。其の各議員數は最近の調査を見ると、希臘教の塞耳比族を代表するものは公

選議員三十一名、特別議員五名、合計三十六名、回教徒を代表するもの公選議員二十四名、特別議員五名、合計二十九名、羅馬教のクロアシエン族を代表するもの公選議員十六名、特別議員七名、合計二十三名、外に猶太族の代表者たる公選議員一名がある。議長一名、副議長二名孰れも右の各宗派より一名宛、一年毎に順番に勅選せらるゝ制度である。右の各宗派別の黨派には更に小黨派があつて、例へば回教徒黨といふのは更に國民派と獨立派とに分れ、羅馬教クロアシエン族も亦教會派と非教會派とに分れて居る。其の勢力を云へば回教徒派では國民派の方が多數で、羅馬教クロアシエン黨では非教會派が優勢である。

前記の耕作地問題に對する右の諸黨派の態度は如何といふに、塞耳比族の小作人はクメットの多數を代表する關係上、回教徒たる大地主の所有地は政府宜しく國庫金にて強制的に買上げ之を安く農民に分配すべしとの意見を固く執つて動かない。羅馬教クロアシエン黨も亦小作人の多數を代表するものであるから、土地の買上げといふことには賛成であるが、國庫金で強制的にやるといふほど熱心でない、是れは黨勢擴張即ち黨略上から割出したのだといふ説もある。回教徒黨に至つては大地主の代表者である丈、土地強制的買收は經濟狀態を攪亂すとか私權を蹂躪すとか種々の理窟をつけるが、要するに土地を失ふ結果は其の兩州に於ける立場を失ふべしといふ點から極力反對である。而して政府

當局者の意向は必しも之に反對ではないらしい。尤も土地買上といふことを行ふ結果として、回教徒をして驅つて之を土耳其や小亞細亞地方に去らしむるが如き結果となるも面白くない、然らずとも、彼等をして土地の代償として得たる金を以て徒手坐食せしむるといふことになるから宜しくない、といふやうな考からして、政府の之に對する方針も旗色甚だ不鮮明である。是れは昨年六月の地方議會開設當時の形勢である。其の後局面は多少變つて來たかも知れぬ。

其の地方議會は別とし、今右兩州の行政機關を以て之を我が朝鮮のそれに比較して見ると、相應に面白き研究資料を得ることであらうと思ふ。ボ・ヘ兩州は合して約二萬方哩であるから、朝鮮半島の四分の一弱である、が行政機關の構成に至りてはボ・ヘ兩州は遙に簡單で、朝鮮の四分の一弱所ではなく、其の十分の一にも足りないやうである。固よりボ・ヘ兩州は埃匈國の占領に屬してより以來、其の完全の併合に至る迄三十有餘年の歳月を経て居る。又其の占領以前に於ても、素と土耳其の一邊陲地たるに過ぎなかつた。朝鮮は併合以來日尙ほ殘く、加ふるに併合以前に於て兎も角も千有餘年の歴史を有し、五百有餘年の王室を戴き來れる獨立國であつた。故に事情の相異は固より之を認めねばならぬ。簡單に、皮相的に兩者を對比論議するの當を得ぬことは勿論である。が兎も角も朝鮮を見たる眼でボ・ヘ兩州を見ると、其の行政組織の比較的簡單なるのには驚かざるを得ない。先づ以て朝鮮

總督府にては官房外五部の衙門を設け、別に中央及び地方に大小數十個の所屬官署がある。而して明治四十四年末現在の統計で見ると、其の職員は上親任官より下囑託及び雇員に至る迄通計一萬七千餘人、俸給年額九百有餘萬圓とある。憲兵巡查は此の以外である、若し之を加算すると人員大約三萬といふ數になる。然るにボ・ヘ兩州に至りては、一九一〇年(明治四十三年)一月現在で文武官吏、警察官、憲兵、將校下士卒、合して四千三百八十五人に過ぎない。之に對する俸給諸給の總額も亦大約二百クローネ、即ち八十萬圓に止まるのである。

が人員俸給の多寡を論ずるのは實は小乗論である、屬地殖民地保護國等の行政上に最も多數の吏員を備ふるのは佛國で、英國は比較的に少ない、而して和蘭は更に極めて少數の官吏で用を足して居るといふ風であるが、和蘭の治績必しも英國の上にあらずとは斷言が出来ない。治績の擧がると擧らざるとは、云ふ迄もなく畢竟人物の如何に歸着するのである。有爲の人材を厚く給して長く使ふ、是れが吏員を働かせる要訣である。謂ゆる政務官は暫く措き、少なくとも事務官に就ては、此の方針は動かす可らざるものと思ふ。ボ・ヘ兩州在勤官吏の材幹如何は、外から見た丈では素より判斷は出来ない。が兎も角も尋常の成績を年々擧げつゝある所より推測すれば、少なくとも尋常の人物が揃つて居ると假定して甚しき誤算はなからうと思ふ。其の支給も相應に裕であるやうに豫算の上では見える。其の在

職期間に至りては更に驚くべきものがある。現在の同州政務總監は在職既に三十有餘年である。其の他要路の事務官にして二十年、三十年の久しき其の職を奉ずる者擧げて數ふ可らざる程にある。ホ・ヘ兩州の治績にして今日見るべきものありとせば、其の一半は斯かる現象に負ふべきなりと思ふ。私曾てクロマーの『近代の埃及』を讀み、如何に彼れ吏員の選叙に苦心せしかに想到し、埃及の治績の今日ある偶爾にあらざるを感じた。彼れの所論は私曾て在韓中に其の大要を抄譯して二三の先輩の參考に供したことがある。而も今日に至り尙ほ且無用の言とは思へぬ廉が少なからずあるから、試に其の一二節を茲に擧げて見たいと思ふ。

『曾て一婦人あり、其の兒の爲めに家庭教師を得んと欲し、之を其の友ドスタエル夫人に謀れり。其の人と爲りの注文に曰く、威儀を具し、世界の氣勢に通じ、古典に詳に、語學を能くし、弟子に教ふるに威ありて猛からず、要するに才徳兼備し、而も薄給にて我が爲めに全力を盡すの人たるを要す。』ドスタエル夫人之を聽き笑つて曰く。果して斯の如き人あらば妾は寧ろ彼れと婚せんのみと。

此の小話は移して以て埃及駐在の英國官吏に必要な標本的資格を説明するに足らん。

埃及駐在の英國官吏は技術、計算、法律等の専門的知識を相應に有せざる可らず。否らずんば其の主管事務を擧ぐる能はざるべし。其の就職の初には概して不利益の地位に置かるゝを常とす。其の

思想を表すべき言語として佛語の知識なかるべからず。又時に信用を措く能はざる下僚の厄介にならざらんと欲せば、東洋語中の難物たる亞刺比語をも多少知らざるべからず。曾に是れのみならず、其の一層重要な資格を擧ぐれば、人格の高尙なること、既得の知識を未知の境遇の下に應用し得る變通の才を有すること、均しく是れ惡政なるも直に之を改善すべき乎將た暫く寛容するを得策とすべき乎を識別し得る冷靜なる判斷力を備ふること、融通の利くこと、行政的計畫を案ずること、敏速なること、威嚴あること、調和的なること、而も意氣を失はざること、思想健實なること、而も頑拗ならざること、務めて自己本位ならざること等孰れも必須の要件たらざるはなし。要するに其の特別な技能を有する外、凡そ好外交官、良二千石、秀逸なる經世家たるに必要な一切の資格は悉く之を兼備せざるべからず。

『吏務的教育を受け同時に以上の資格を併有する官吏の若干を求めんとするが如きは、何れの國に於ても談固より容易なりとせず。況んや其の支給する俸給の如き、最高年俸二千磅を出でざる埃及に於てをや。然れども行政機關の有力なる運用は、主として適所に適材を置くに在りて存す。而も偶、職に空位ありて之に對する就官志望者ありとせば、其の多くは公職を全うするに必要な以上の資格を缺く者にあらざるはなく、其の之を缺かざる者を求め得る場合には、一二の理由の下に

就職を肯んせざるが如き、是れ其の常例なり、斯かる事情の下に在りて而も尙ほ且幸に行政上の成績に大過なくして進み來りしは、予の衷心本懐とする所なり。

「思ふに印度及び埃及の如き國に在りては、其の執るべき最上の方針は他なし、少數の歐洲人を善く選抜し、厚く支給して使用すること、是れなり。何事も適材を適所に置くに非ずんば、其の效の擧がるを期すべからず。苟も適材ならば、厚く酬いるも優に償うて餘りあり。二流三流の歐洲人を安く用ゆるは得策に非ず。輿論は一般に俸給の高きを非議するも、此の點に於ては爲政の局に當る者己れの信する所に依つて判斷し、強ひて局外者の批評を介意するには及ばざるべし。眞に有爲にして誠實の人材なるに於ては、其の職に安んせしめんが爲めに特別の加俸を給するも廉ならずとせず云々」(Lord Cromer, *Modern Egypt*, Vol. II, pp. 280-282, 300)。

所論必しも斬新ではないが、而も蓋し識者の常に言はんと欲する所を道破したものである。クロマーの注文は至難と云へば確に至難である。けれども強ひて其の理想に近きものを求むるとすれば、矢張り彼れの云ふ通りに外ならぬのである。埃及政治の成功や由つて來る所ありだ。曾に埃及ばかりに限らず、印度の如きも亦其の例に洩れないのである。曩のウキスコニン大學教授にして現に支那駐劄米國公使たるラインシユ博士が、英國の印度在勤官吏の材幹を賞揚して佛國のそれと比較論評し

たるものも、私又曾て同人の參考までに抄譯したことがある。其の要に曰く。

「印度に於ける英國政廳の鞏固なるは、地方官吏の性格識見及び經驗に由るの大なる疑なき所とす。彼等は行政的天才を有せざる可らず、何となれば其の日常接する所の複雑なる事務を處理するに當り、單に先例にのみ依らんと欲するも得べからざればなり。彼等は臨機事を決せざる可らず、其の際に於て之が處理の正當且適切を期せんとせば、唯だ其の性格と熟達とに疎つの外なきなり。中央政府は煩瑣なる監督や微細なる訓令を以て彼等の人品を萎縮せしむる勿らんことに注意し、其の創造力、案出力を極度に發達せしむるに心掛け來れり。印度行政の融通が利き、之を千變萬化の局面に適用して謬りなきは此の事實に職由す。地方官は大權能を有せざるも、其の行政の效果に就ては大責任の伴ふあるを免かれず。即ち萬一功績擧らず、若くは腐敗の兆候にあらば、忽ち罷免せられて復た官海に身を容るゝ能はざるなり。政府は能吏と良政とを期するに就て、就官後に追んで其の權能を掣肘するを爲さずして、採用前に於て審に人物を銓衡す。

「佛國は殖民行政に於て個人的發案力を適度に利用するを爲さるが如し。佛國の殖民地の發展は素と個人的企畫に由るの大なるや事實なりと雖も、政府が一たび取つて此に政廳を置くに至るや忽ち法令を雨下し、中央政府は殖民地總督の手を束縛し、總督は亦其の所屬官憲の自由行動を一々束

縛す。勿論佛國は時に分権制を採り、殊に既往數年を顧みれば、其の地方分権を尊重し來れるの跡稍、見るべきものあり。彼の殖民地議會及び殖民自治團體の設置の如きは其の一例證なり。然れども行政官吏に至りては、自主の精神は之を見るに由なきのみならず、一體の傾向は正に反對にして、地方官憲は事毎に上級有司の指揮を竣つに非ずんば事を決するを得ず。而して他の一方を顧みれば、中央官憲は逐一緩急を未前に慮り、之に應ずるの法令を巨細に定めんとするに汲々たり。内地の行政官吏を殖民地に轉任せしむるは得策に非ず、又其の成功したる例は稀れなりとす。彼等の思想には其の公務の取扱振に關し先入主となれるものあり、彼等は其の貴重なる經驗の要素たる此の思想を好んで、又は不知不識の間に殖民地に移し、殖民地を祖國と同一轍の取扱にせずんば已まざる。夫れ大殖民地政府の治績を擧げんと欲せば、相當の普通教育を受け、而も未だ格別なる業務の局に當らず、又長日月を屬官の地位に送りて爲めに創造力、發案力を消耗せしが如きとあらざる有爲の青年を主として其の吏員に登用するを要す。此等青年の實際的經驗は、他の先入主たるべき官海の經歷なくも、新に身を委すべき終生の殖民行政の事務に於て容易に習得するを得べし。故に殖民地行政官の銓衡は之を左の主義の上に置かざる可らず、曰く普通教育の有無と専門的知識の高低とを知らんが爲め嚴密なる試験は之を行ふべし、此の試験は主として其の智力及び理解力を有するや、

將た單に生字引たるに過ぎざるやを視るを目的とす。而して其の官に就く後は、須く少壯且強力ある頭腦を驅つて殖民行政の實務に當らしむべし。其の昇進は誠實と功績とを目安とすべし。又上級有司には、實力ありと認めたる屬僚をば其の適所に昇任せしむるの廣大なる取捨權限を附與するを要す。』(Reinsch, Colonial Government, pp. 318-20, 326-7.)

又華盛頓及びリッパ大學の政治學教授ウィルス博士も、其の比律賓論の中に比律賓在勤の米國官吏のことを論じて左の如く云つて居る。

『等しく是れ比律賓政廳の官吏なるに、其の米國人たる者には厚く給し、比律賓人たる者には薄く給する理由如何と問へば、比律賓人の生活程度は米人に比し低く、且其の事務少なしと云ふに在り。然れども比律賓人は、行政事務は生活費の高低如何に依り彼我の間に區別を設くべき筈のものに非ず、生活費と行政事務とは別問題なり、事務の多少と云ふも、既に試験に依りて任用せらるる以上は、其の位置に相應する俸給の支給を受くるは當然にして、事務の多少に依りて支給上の厚薄を其の間に設くるは當を得ずと論じ、右の區別制に意平かならざるものゝ如し。』

『今日政廳の吏員たる比律賓人は大別して二種とす。第一、國情融和の爲めに任用せられたる少數の大官、第二、米國人官吏の長所とせざる事務の種類及び多寡に執掌せしめんが爲めに任用せられ

たる比較的薄給なる多數の下給吏員是れなり。……比律賓事情調査委員長たりしコロネル大學總長シユルマン氏は、同島に適應すべき行政の最良なるものに就て復命を爲せる中に、米國官吏を少數に限るの必要を説き、且曰く、英領印度の行政機關は土民を補助とし一千人の英國官吏にて運用す、即ち英國官吏は印度の面積の一千平方哩に對して一人、住民二十三萬人に對して一人の割合なり、比律賓の民政には其の首腦部局に少數の、而も第一流の人物を任用するに止むるを要す。又氏の復命中に曰く、比律賓の行政官吏は最良の人物たるを要し、且其の給料は之に應じて厚うせざる可らず。蓋し比律賓の米國官吏は其の本國の同一官職に於けるに比し高給を受くるも、其の人物は果してシユルマン氏が意味するが如き最良の人物なりやと云へば必ずしも然らず。夫れ總督の二萬弗、各部長の一萬五千弗は米國文官の俸給として其の頗る高給なること論なきなり。或は之を英國の或直隸殖民地の總督の俸給に比し強ち高給ならずと云はんも、而も其の比較は比律賓の行政委員八名の總俸給額を商量するを忘る可らず。或は又米軍占領時代より引續ける物價の高騰に顧み、麻尼刺在留米國官吏は之を高給と思惟せずと云はんも、比律賓人は之を滑稽視し、之に伴ふ納稅負擔の過重なるを罵るは掩ふ可らざる事實なり。

『今事實に就て説明せんに、米國人たる局課長書記官等は其の曾て知らざりし裕福の生計を營む。

民政開始以來滔々として官海を壓せる奢侈の流行は、其の原因實に多數の人々未だ曾て見るなかりし厚祿を得るに至りし結果、正當に之を利用するを知らずして漫然生活狀態を贅澤に進めしめしに在り。而して彼等は其の恰も泰西道德の制裁は強からず、掛賣買は意の如くに行はる、欺の如き地方に在留するの思を以て身を處するに至りしことは、亦此の趨勢を助長せしむるに與つて力ありしものといふべし。比律賓に適材を招き長へに之を其の地に留んと欲せば宜しく高給を以て之を遇すべし、とは吾人屢々之を耳にす。去れど高祿既にあり、而して適材の之に相應せざるの事實あるを奈何。吾人は現行俸給中其の千二百弗以上の者に對し、此の際平均二割五分の減額を行ふも、高等官吏中之が爲め職を抛つが如き者は、若干の例外を除き斷じて是れなかるべき信す。

『現下比律賓の民政制度に關し尙ほ特有の一事あるは他なし、其の組織の過大にして且高給の冗官多數なること是れなり。彼等官吏の數は行政の實際の必要以上に超え、繁文縟禮其の度に過ぐるの觀あり。麻尼刺港に一貨物の輸入を爲すにすら、官衙の組織の纏綿たると手續の繁雜なるは商賈をして其の寧ろ爲さざるの勝れるを歎せしめ、小船の荷主は官廳事務の溢滞に基因する損失やら手數料やらを差引して寧ろ永遠に寄港せざるの利なるを感ずるが如き、比々皆然りとす。麻尼刺に店舗を開きて二十年を過ごせる一商人予に語りて曰へり、米國人にして初めて比律賓に來りし者は當

時○西○班○牙○の○吏○風○を○見○て○笑○ひ○、○冗○官○の○多○き○を○嘲○け○り○し○が○、○而○も○既○往○一○二○年○間○の○経○験○に○徹○す○れ○ば○、○西○治○時○代○の○冗○員○な○る○も○の○は○、○現○下○米○治○時○代○に○於○て○必○要○と○稱○す○る○吏○員○の○半○數○に○も○達○し○居○ら○ざ○り○し○と○。』(H. P. Willis, *Our Philippine Problem*, pp. 62-8.)

P. Willis, *Our Philippine Problem*, pp. 62-8.)

クローマーやラインシユ、ウイリス兩博士の所説中には、頗る味ふべき廉があるやうに感ずる。ボ・へ兩州の當局者、將に我が殖民地行政に注意する者の爲めにも、少なからず参考となることであらうと思ふ。

ボ・へ兩州の財政は、一九一一年(明治四十四年)度の豫算に依ると大約八千萬クローネ(三千二百萬圓)で、其の歳出科目の内譯を我が貨幣に換算して見ると

一、鐵道費	五、九七六、〇二〇
一、公債費	三、〇三八、五八〇
一、兩州駐屯軍費	二、八一〇、四九〇
一、煙草專賣費	二、八〇二、一六〇
一、礦山費	二、七五一、二〇〇
一、教育費	二、一五一、三五〇
一、司法費	一、九六四、三八〇
一、憲兵費	一、九〇七、六九〇

一、土木費	一、四七九、三八〇
一、森林費	一、一七七、四二〇
一、衛生費	七〇二、三四〇
一、農事費	六〇一、三〇〇
一、其他	五、七七七、五七〇
合計	三三、一三九、八八〇

となる。之を我が朝鮮經營費たる同年度の豫算二千二百八十有餘萬圓に比すると五割方の多額で、舞臺の小なる割合には金を掛け過ぎるやうに思はれる。殊にボ・へ兩州の經濟は、之を其の占領當時(一八七九年)即ち三十二年前に比すると、大約十倍からの膨脹である。唯だ敬服なのは兩州の財政の獨立である。兩州は占領時代に入つてから三年ならずして早や既に駐屯軍の費用以外には母國の厄介にならず、獨立の經濟で萬事を切盛し、今では駐屯軍費を自辨するのみならず、若干の剩餘を歳出入の上に示すに至つては、我が朝鮮や關東州の御手際以上である。其の歳入科目は、同年度の豫算に依ると邦貨に換算し左の如くなる。

一、煙草專賣收益	七、三八三、〇四〇
一、鐵道收益	六、二九四、一七〇
一、什稅	三、七二七、〇八〇

一、嶺山收益	二、九一九、五八〇
一、森林收益	二、一九九、二六〇
一、鹽專賣收益	一、五二二、五〇〇
一、印紙稅	一、五〇〇、八三〇
一、砂糖稅	一、四五八、三三〇
一、酒精稅	一、〇四一、六七〇
一、道路維持稅	七〇七、一三〇
一、其他雜收入	四、二一七、〇二〇
合計	三三、三〇九、一五〇
歲出に比し超過	一六九、二七〇

兩州財政の好況斯の如くであるが、併しながら如何に獨立せる財政の下にありても、三千二百萬圓といふ巨額の行政費は、兩州の住民百九十萬に割當つると一人十七圓弱となるから、決して輕き負擔なりとは云へない(尤も収入の大部分が官業にありて、租稅の比較的輕きは注意すべしだ)。之に就て想起するのは矢張りクローマーの論である。埃及の統監政治の下にありて曾て各部局の官憲が自家の權勢の爲めに新施設を相競ひ、不知不識の間に政費の膨脹を見るに至つた弊が大分あつたと見え、彼れの實驗談に曰く、『他の一方に於て熱誠なる各部官憲は、競ふて自己の主管に係る行政事務を舉げ

んと欲するの餘り、國庫の窮乏を顧みず争ふて歲計の支出を要求せり。軍人は邊境の危機を絶叫して、軍隊の増設を要求し、警務官憲は土匪鎮壓の急を唱へて警察署吏員の増設を要求し、司法官憲は司法官の増俸を爲すに非ずんば完全なる司法制度は得て期す可らずと唱へ、教育の當局者は學校の經費を増額するに非ずんば、埃及の行政吏員に歐洲人を廢して代ゆるに埃及人を以てせんとするの計畫の如きは永遠に延期するに若かずと云ひ、軍務警察司法の諸官憲を初め司獄吏、學校教員に至る迄、舉つて壯大なる建物の築造を要望し、衛生官は病院の擴張を叫び、技術官は灌漑を起し道路を造り鐵道を敷くを以て經濟の第一義なりと論じ、更に降つては政府は須く觀光客の爲めに劇場に補助を爲すべしとさへ論ずるものあり、古物保存の急を説く者あり、ピラミッド街道の修繕の緊切を議するものあり。斯の如くにして大小幾多の問題は、其の利害關係を有する各主管者に依りて互に主張せらるゝなり。而も彼等は財政の全局に對しては門外の盲者なるこそ遺憾なれ。』(Cromer, *Ibid.*, Vol. II, p. 445-6.)。是れ當に保護國に對する頂門の一針であるのみならず、ボ・ヘ兩州統治の當路者も亦夙に意を注がねばならぬ所である。同時に我が日本の爲政家も、亦深く鑑むべき要點であるまいか。

### 第十八節 ヤエツよりバンヤルカ



サラエヴォより維納に歸るのに、州境のボスナブロードを経て鐵道で乘積けるのは、普通の徑路ではあるが實は月並である。奇抜な道はラスヴァから西に折れてヤエツ(Yajoo)に至り、同市よりヴルバス(Vrlbas)河畔に沿ひ、ボスニエンの第二の都會たるバンヤルカ(Banjaluca)に出で、ドベルリンを経て歸るのである。殊にヤエツとバンヤルカとの間大約二十里の道は、ヴルバスの溪流畫の如き勝景である、といふことを聞いて居つたので私は此の道を取ることにした。元來ボスニエンには、奥國政府が多年計畫して未だ着手の出來ない鐵道豫定線路が三線ある。一はノヅイから其の西方に當るピバツクに達する線、一はヤエツからサラエヴォを経ずしてモスタルに直通する線、今一はヤエツとバンヤルカとを連絡する線である。殊に此の内でも最も重きを置くのはヤエツ・バンヤルカ線で、是れが出來ると奥太利本部とボスニエンとの連絡は餘ほど近くなる譯で、軍事及び經濟上大價值のある重要線としてある。随つて奥國政府はボ・ヘ兩州の占領後三十年間、常に此の線路の敷設に腐心し來つたのであるが、是れが出來ると匈牙利は商賣上迷惑をする、今日迄多くプタペスト廻りになり來つたボスニエン往來の荷客の吸集はずつと減するやうになる、といふので何時も匈國側が反對する。其れが爲め奥國政府は其の敷設の急を知りつゝ、殊に軍事當局者が熱心之を主張し來れるにも拘はらず、今日迄着手が出來ぬのである。尤も奥匈兩國政府間には輓近之に關する交渉も大體纏まり、ボスニエン

豫定線の敷設工事を一九一四年より着手し、之に要する資金二億六千萬クローネは奥匈兩國政府で分擔するといふことになつて居るさうであるから、遠からず之が敷設を見るに至るには相違あるまい。が天下の勝景を賞するには汽車のかゝらぬ中に限る、見るならば今の中と、即ち決然此の路を採ぶことにした。

三日には拂曉勇を鼓して蹶起し、宿を出で未明の裡に一里有餘馬車を走らせ、辛うじてサラエヴォ發の一番汽車に間に合つた。サラエヴォよりラスヴァ迄は別に記するほどのことは無い。實は今朝の發車時刻は随分早いので、乗り遅れはせぬかとの懸念から、前夜此のラスヴァ驛まで來て此處に一泊しようといふ考であつたが、宿屋が無いかも知れないといふことを聞かされたので止めにした。成程來て見れば翠嶺の秀氣、碧流の清音、風景は頗る掬すべき處である。が宿屋などは一つもない。鐵道の分岐點には、小なりと雖も大抵宿屋の二三軒はあるものであるが、此處には全くない。前夜來なくて善かつた。

ラスヴァより一時間餘にしてトラヅニクといふ驛に來た。可なりの驛である。案内記で見ると、此處は約五十年前まではボスニエンの首都であり、土耳其のボスニエン州廳の所在地であつたのである。古城壁が見える。是れはボスニエン王トルトコ第一世の築造に係り、第十五世紀の末葉土耳其人の手

に歸したものださうだ。何しろ古き都會たるの傍が歴々見える。トラグニク驛より二つほど停車場を踰えてから勾配が俄に急になつたやうな感じがする。見れば汽車は峻坂に上りつゝある。却々長い。其の上り切つたる所に大隧道がある。其の隧道の長いことも亦素敵である。隧道に入つて程たつてから時を計り初め、尙ほ出口まで五分間を要したから、以て其の大凡を推知すべきだ。隧道を出づると直ぐ驛で、コマルと書いてあつた。今の山はコマル山といふのであらう。其の難工事には随分こまるに相違ない、と洒落て見た所で聴き手がないから洒落榮えもない。

午後二時少し前、愈々ヤエツに近づいて來た。ヤエツといふ所は歴史に富み、奇勝に富み、頗る雅な所であると聞いて居つたが、成程往古ボスニエン王國の首都であつただ丈つて、今でも豫想以上の都會であるやうた。勿論純土耳其式の都會である、が却つて其の間に一種の風趣がある。多年戦闘の末一五二八年とかに土耳其人の手に陥つたといふ古城砦が、ザルバス河の碧流に對して巍然聳立して居る所など、油繪にでもありさうな幕だ。聽てヤエツ驛に著いた。ヤエツよりバンヤルカまでは大約二十二里である。此の兩驛間には日に二回鐵道連絡の軍用自動車定期に通つて居る筈である。其の事は鐵道時間表にも明に載つて居る。そこで私は之に便乗する積りで、昨日電信で其の取扱所なるヤエツのグランド・ホテルに坐席を注文して置いた。驛に着くとホテルの客引が來て居る。依つて之を

捕へて都合如何を質すと、自動車は、今月より朝一回だけに改まりました、御宿不明の爲め御返電仕り兼ねたる次第、不悪この返答。これは驚いた。そんな事なら今曉態々醉眼眠眼をこすつて急いでサラエヴォを立つてはなかつた、と地團駄踏んで見た所で仕やうがない。成程今日は十月の三日である。私の鐵道案内は九月の分である。是れが失策の第一。昨日電信を打つのに我が宿の名を入れて置かなかつた。是れが失策の第二。過失は確に私の方にある。仕方がないから半日一晚貴公の所に厄介になるべし、とて荷物の世話を命じかけた。すると傍に二頭立の馬車があつて、馭者の奴め且那いかい、す、バンヤルカ迄お安くお伴致しますませうかと來た、七時間で行きますと來た。是れは妙だ。馬車もまんなざら悪くはない。自動車は迅速で、壯快で、便利ではあるが、此の行由來ザルバスの翠嵐を眺め溪流を賞するが目的で、其の目的からいふと馬車の方が却つて趣味がある、折角の一大勝景を自動車でブー／＼尻を垂れながら通抜けて了つたのでは、第一山靈水威に對しても失禮である、萬一途中で神罰が當り、自動車と諸共に谷底へ轉げ落つるやうなことがあつては迷惑である、と心機漸く一轉して來た。のみならず今夜はバンヤルカ泊りの豫定である、豫定計畫の變更は善惡共に主義に於て許さないといふ變屈な賦性と、ヤエツの歴史は斯道の人に取つては興味津津たるものであらうが、素人の俗眼には、見るものがあるとした所で一時間もあれば見盡して了ふ、其の上寢る迄六七時間も益

槍乎として居るのは溜らない、欠伸の半打もやつて居る内には、馬車がバンヤルカに着いて了ふ、といふやうな勘定が交り出して、愈々馬車で即時出發といふことに決した。馭者先生私の荷物を車臺に載上げ、直く角の酒屋に入つて濁酒一杯を傾け、悠然出て來つて車臺に座し、鼻歌を歌ひながら鞭を加へて咄嗟走り出した。走り出したは好いが私熟ら考ふるに、一寸氣に懸ることがある、是れから七時間かゝるとすると、バンヤルカ着は午後九時前後である、一時間懸値があるとすれば十時になる、雨がポツ／＼降り出して來た、路が悪くなると或は十一時になるかも知れない、半分道で日が暮れる、山路でたつた一人、こちらは案内知らずの外國人である、向ふは此の山坂を跨に掛けて居る雲助である、彼れ悪性を出し強慾な要求でもして來たならばどうであらう、素手と素手の格闘ならば私でも互角の戦は出来る、勝てぬ迄も負ける氣遣はない、が彼れ若し短銃でも擬して來たならば、私は身に寸鐵を帯びないから一寸困る、既に第一第二の失策があつたから、或は第三の失策がないとも限らない、是れは困つたことになつて來た、愈々そんな場合となり、愈々彼れにそんな氣色が見えたならば、こちらから進んで攻勢を取り、機先を制していきなり股でも搦つて彼れを谷底に墮落し、馬車を奪つて且御し且逃走する迄のことにしよう、路は一路であるし、馬を御するは得意の方である、好矣と度胸を据ゑた、さあ何時でも來れ、と急に勇氣百倍して來た。

彼是れ十町も走つたなど思ふ頃、第三の失策に漸く氣が付いた。至つて罪の軽い失策ではあるが、失策たるには相違ない。此の馬車は私の雇馬車で、其の積りで賃金を定め、悠々獨占の積りで居つた。所が馭者先生途中で尙ほ客人を拾ひ始めた。招きに應じて合乗となつたのがバンヤルカ行の和尙さんである。成程此の馬車は三人は乗れるグイクトリアである。無理に乗せれば四人迄は詰まる。此の勢ならば未だ客を二人拾ふかも知れない。何だ、篋棒め乗合馬車か、其れなら其の積りで當初賃金を談判するのであつたのに、と悔んで見た所で追付かない。が考へて見ると是れならば馭者變じて強盜となる恐れは先づない、合乗の和尙さんに向つて難題を吹懸ける氣遣はない、さすれば私も同時に最惠國の待遇に均霑し得る譯である、のみならず和尙は馭者とお馴染と見え、絶えず塞耳比語か何かで打解けて話をする、是れならば愈、以て大安心である、禍を轉じて福となし、失策を變じて成功となすなど、天の配劑も妙なる哉とも思つた。が竝てよ、此の和尙若し化者であつたならば如何、馭者の一味徒黨の者であつて、馭者と共に左右より私に向つて咆哮し來つたならば如何、腹背敵を受けるやうでは光榮ある孤立も一寸考へ物である、なご、降らなき空想に耽り出したも可笑し。

## 第十九節 ヴルバス溪流の一大勝景

風景は大分善くなつて来た、ヴルバス溪流の勝景は是れからが初まりです、と乗合の和尚さんが話した。見れば眼前にヴルバスの急流の上に架せる鐵橋がある。之を渡ると直ぐ千丈の巖石を刳り抜いた一大隧道である。隧道内には所々燈火が點されてある。暗黒の頭上から雫が落ちる。何だか江島の辨天窟内を通るやうな氣がする。尤も大さは其の五十倍もあらう。斯んな隧道が三つある。之を出てからは成程満目絶景だ。凄絶である。仰げば千仞の斷崖、俯せば萬丈の溪谷、其の間を貫く一條の道路、此の道路が又或處は岩山を切開き、或處は巖石の上に築出し、紆餘曲折で而も同時に平坦砥の如しだ。昔は此の邊は山中の親不知と稱せられし所であつたが、奥治時代に入つてから程なく此の立派な道路が出来たのださうだ。奥國の土木技師の道路の修築に獨特の長所を有つて居ることは毎度聞く所ではあるが、黒山國の險道といひ、又此の親不知街道といひ、其の築道の技能には敬服に堪へない。而も道幅孰れも五米突平均である。其の修築費も少額ではあるまい。何の爲めに巨額の國帑を糜して斯かる立派な道路を山間僻陬の地にまでも造くるのであるか、まさか觀光の風流人の爲めのみではあるまい、此に至つて私は滿韓の我が當局者に進言したくなる、今や歐大陸の道路は總べて是れ自



ウバルスの溪流道



クロアチア州都アグラム

動車本位である、自動車は常に速力の偉大に於て勝るのみならず、其の牽引力に於ても馬匹の二三十倍に匹敵する。故に緩急事あるに際し、鐵道のなき所は自動車の運動に竣つといふが其の方針である。特に朝鮮の道路の如きは、區々たる地方費支辨の擔軍本位を止め、坦々たる大路を思切つて造ることが緊切である。否らずんば他日必ず不便を感ずるの日が來ないとも限るまい。兵隊の頭數のみを揃へるが軍國の業ではない筈である。オット理屈は風景に禁物だ。風景は如何にも善い。山崗れば洞開き、道盡くれば溪を迎へ、奇勝好景應接に遑なく、眼前の名狀常に變つて行くので目に少しも飽きが來ない。湍流は遠慮なく岩に當り礁に激して白泡を吹立て、居る。十百尺の瀑布が幾條となく斷崖に懸つて居る。溪水瀑水の反激する所籟音山嶽に響き、琮々乎として物凄い。半ば白雲に包まれたる崖鬼には疎々樹叢の亂生せるのが見える。兩側の山腹には榉、胡桃、山櫻、無花果、桑、アカシアなどが入亂れて居る。處に依ると山の絶頂から溪流の裾まで千丈の長さに繋つてある。清霜到り楓葉紅を呈する頃とならば眞に天下の一大勝景であらう。約まり鹽原と耶馬溪の風景の十數里連續して而も一層崇高雄大の趣がある所と思へば想像が出来る。ボスニエンの勝景は豫て聞いて居つたが、まさか是れ程の秀潤にして而も險怪の山水であらうとは思はなかつた。惜むらくは日本より態々觀光の客を招くには少し遠隔過ぎる。

和尚菴りに怪い獨逸語で談話を挑み、且多少東洋のことなどを書物で讀んで居ると見え、時には要領を得た質問をする。儒教や佛教のことなど幾らか習つて居るので面白い。のみならず怪しげながら漢字で神といふ字を書いて私に示したのには驚いた。日本の山奥の僧侶で希臘教や回々教の教旨などを研究して居る者は殆んどあるまい、況んや其の文字をやだ、西洋の和尚復た侮り難しと謂はざるを得ない。お蔭で退屈もせず五時半に中間驛のポカックといふ所に着いた。天日既に暝して薄暮蒼然、景益々幽にして氣彌々凄だ。中間驛ではあるが實はヤエツの方に近い。ヤエツより此迄は十里強で、前途尙ほ十二里からある。此處で馬に秣かふ。私等も此處の小さな掛茶屋で夕食をする。山海の珍味は有らふ筈もない。腸詰めと雞卵と麵包だけだ。前の溪流で鮎でも取ればせぬかと聞いて見たが、何とかいふ川魚が取れるさうであるが、二三日雨が續いたので今日は何もないといふ。酒はヘルツエゴヰイナの名産で、先づ芳醇と稱すべしだ。玉子焼を三皿もお替はりして同卓の和尚を驚かした。最早や時刻はよからうといふ。馭者は泰然たるもので、悠くり構へて濁酒か何かで宜しくやつて居る。未だ却々立ちさうもない。仕方がないからこちらも和尚と共に復た飲み始めた。此の家の主人面白い男で、出て来て種々な話をする、獨逸語は解せないから和尚の通辯で私にいろんな事を尋ねる、仕舞には芳名録みたやうな物を持って来て私に何か書いて呉れと願出でた。驚いたね此の山中に私に向つて何

か書けなごいふ茶人あらんとは。菴りに頼むから一寸似た風景の一點を思出し、ヴォルテールのロ―サンヌの好景を詠じた詩の一節を走書して胡麻化して置いた。愈馬車の支度が出来たといふ。時刻を見ると最早七時過ぎである、是れからまだ十二里ある、雨は歇み月は出て来たが道が悪い、此の分ならばバンヤルカ着は先づ早くて十一時であらう。最早五十歩百歩である、唯だ無事にバンヤルカに着きさへすれで可なりと覺悟した。馭者の先生大分酔はらつて居る。譯の解らぬ歌など歌ひながら煙草をパツパツと吹かし、手綱などはそつち除けて馬の走るが儘に任せて居る。斷崖絶壁の上を駿奔せしむるのだから心配でならない。或曲角に來た。俯瞰すると岩際の溪間までは四五十間もありさうだ。和尚は數月前此處で二三名の客が馬車と馭者と諸共に誤つて崖底に落ちて即死したといふ話をする。甚だ氣味の悪い話である。が月が巍峨たる峰巒に映じた所詩趣頗る好い。下の激流は一層物凄く聞こえる。馭者は鞭を落したとて馬車を停めて二三十間の處を探して持つて來た。一寸馬車を停めても直ぐ毛布を馬の背に覆うて風を引かさぬ用意をする、感心なものだ、醉拂ひの馭者も馬に對しては矢張り正氣で居ると見える、此の分ならば先づ大丈夫であらうと安心した。時は段々と移る。眠氣がさして來てウトウトする。寒いので本當には眠れない。時計を出して見ると最早十時だ。次で間もなく十一時近くとなつた。壯大險絶の好風景は何時とはなしになくなつて廣々とした田舎道に來た。聽てハ

ンヤルカの町外れに來たのである。それから却、長い。町外れと聞いてから三十分以上を走つてもまだ町らしい町に來ない。大層大きい町ですな、といふと和尚さんバンヤルカはボスニエンの第二の都會で、廣さからいふと或はサラエヴォより廣いかも知れぬと説明した。愈、町に入つた、と思ふと十間以上と思はる、街道にすつと竝木が植ゑてある、是れば馬鹿にならぬ大都會であると思つた。最早正に夜半の十二時だ。漸くホテル・ボスナに着いた。夜番が獨逸語を解せぬと困るだらうからとて、和尚ホテルの帳場へ一所に來て呉れた、所が驚いたには満客で房がないといふ、其れは困つた、ごうにか都合をつけて呉れんかと頼んだが、到底駄目だといふ。廿二里の長程を走り了つて唯一の宿に着いてやれ嬉しやと思へば房がないといふ、情無いにも程がある、仕方がなければ停車場へ行つて待合室のベンチにでも寝る迄と度胸を極めて和尚に其の趣を話し、手鞆から火酒を取出して先づ一杯を傾けた。和尚も荐りに心配し帳場の小僧と相談した、其の揚句が斯うである、此のホテルから程遠からぬ所に下等な木賃宿が一軒ある、荷物は此のホテルに残して置き體軀だけ持つて行つて其處で寝ぬかといふのである。木賃宿固より可なり、荷物を此に預つて置いて呉れるなど最も可なり、早速さうしようといふことにした。ホテルの小僧案内して呉れた。和尚さんも態、一所に來て呉れた。戸を盛に敲くと眠け眼を擦りながら寢衣姿の若い娘だか下女だか出て來た。和尚さん之に向ひ、塞耳比語かに横へた。

何かで何だかベチャ／＼喋つた。蓋し日本の珍客丁寧親切に遇せよといふやうな紹介であつたらしい。私は厚く和尚さんに懇情好意を謝し、和尚と案内の小僧とに別れて導かるゝが儘に階上の一室に入つた。が見れば確に下等の木賃宿である。洗面臺はあるが塵だらけだ。水もなければ手拭もない。合客のない丈がもつつけの幸で、床蟲に襲はるゝ位は覺悟の前、と外套を着た儘直ぐゴロリと身を床の上に横へた。

怪しき宿屋に二三時間も眠つたかと思ふと、街頭の荷車の音で目が覺めた。五時少し過ぎである。汽車は七時四十分發なので、市街を一走りして後停車場で珈琲をやる位の時間は充分にある。蹶起して盥を手にし、室を出て水のある所を探した。見付つたので水を之に盛り、漸く顔だけ洗ふことが出來た。昨夜の女も昨夜の寢衣姿で丁度廊下に出て來たので之に勘定を渡し、安眠の禮を述べて宿を出た。彼是れ六時頃であつたらう。

町外れの丘に上つて鳥眼的觀察を試みた。人家は疎ではあるが、豫想外の大都會である。人口一萬五千と『ベテカー』にはあるが、逆もそんなものではないらしい。山河の形勢を眺むると、坐ろに往昔の土耳其の侵略的壯圖を想起せざるを得ない。土耳其は歐洲の中原に突入せんとする、歐洲は之を防壓撃退せんとする、此のバンヤルカが即ち數百年間常に雙方からの前哨地であつたのである。奧太利

と匈牙利の聯合軍は土耳其と幾度か此の附近に兵を交へた。一五二七年の役、一五七五年の役、一六八八年の役、一七三七年の役、皆孰れも史上に名あるものだ。殊に一五七五年の役に於てボスニエンの總督フェルハチヤは大に埃軍をラドニヤに敗り、其の將アウエスベルク伯を殺し、伯の子エンゲルベルトなる者を虜にした。バンヤルカの市中にフェルハチヤ寺院といふのが聳えて見える。是れは當時右のエンゲルベルトの放還に對する償金を以て建築せられたものださうだ。當年の事歴を回顧し、今日の埃土の國際的地位に想到すると、一種の感慨に打たれざるを得ない。寺院は是れ許りでなく大小四十箇所からある。以て市の廣大なるを知るべしだ。寺院といへば、バンヤルカの市を距ること二里許りのマリア・ステルンといふ所にトラツピスト派の宏大な僧庵がある。是れは一種の禪寺で、二三百人の信徒が葷酒を遠ざけ、粗衣粗食で常に無言の行をやつて居るさうだ。女人禁制で、男子ならば觀覽が出来るといふことであるから行つて見たかつたが、時間がないので止めた。

## 第二十節 アグラム市

バンヤルカ驛を發してからアグラム迄の間、ボスニエンとクロアシエンとの境であるスニヤ驛の乗換で單調を破つた外は別に記する程のこともない。午後二時過ぎにアグラム(Agram)、匈牙利語でい

へばサクラブ(Nagrad)に着いた。も一ついへばスラヴ語ではザグレブ(Zagreb)である。是れが本來の地名であつて、翻譯すると『岩山の先き』といふ義である。成程來て見ればボスニエンの峻嶽が遙に群峯殘靄の間に層復して見える。ザグレブの稱故ある哉と思つた。が普通は矢張りアグラムである。バンヤルカよりアグラム迄は百三十三哩に過ぎぬ。而も中間驛のスニヤからは、急行車でありながら七時間を要することは随分悠くりしたものだ。兎も角もアグラムはクロアシエン州の首府で、人口七萬の都會であるから、此に一泊して見物をするこゝとした。降りて見ると聞きしに勝る立派な都會なるには驚いた。上町と下町とに分れて居るが、孰れも市街の體裁、公園の設備、戲場、博物館、大學などの建築の宏壯なる、流石はクロアシエン州の首都たるに恥ぢずだ。商品陳列館を覗いて見たが、同州の物産は勿論、沿く埃匈國の生産品を蒐集陳列し、頗る整頓して居るのには益々敬服した。一流のホテルと聞きし埃帝館といふに泊つた。帳場の番頭、私が宿帳にSchinobou, Tokyo と書ひたのを見て私に商人ですかと尋ねたから、まあそんな者だと答へたら、今度は東京といふのは日本ですか支那ですかと反問を受けたのは少々恐入つた。まあ支那の近所だと答へて御茶を濁した。

五日の朝八時少し過ぎにアグラムを發し、十時半にスタインブリュックに着いた。四十哩を廣軌鐵道にて二時間半近くかゝるとは少し遅過ぎるではないか、其れに同驛で二時間ほど待合さねばなら



ぬ。而も連絡の一番善いのを擇んでさうである。是に於てか私は闇に任せてクロアシエン地方に對する埃匈兩國、殊に匈牙利政府の鐵道政策の研究を試みた。其の結論は斯うである。

### 第二十一節 匈牙利の鐵道政策

熟思ふに匈牙利政府はブタペストよりアグラムを經、フヒユメ港に到る殆んど一直線の鐵道の經營に全力を傾倒し、其の速力といひ、運賃といひ、連絡といひ、殆んど間然する所ない。然るにアグラム維納間の線路となるに、スタインブリユツク驛を迂回する線で、而も其の連絡速力なども、前述の如くに急行車でさへ四十七哩の短距離に二時間半を要し、お負けに同驛にて二時間餘も待合はさねばならぬ。トリエスト港の方から同驛及びアグラムを經て匈牙利へ向ふ場合でも、其の連絡は亦頗る悪く、速力などもアグラム迄は極めて悠々緩々で、アグラムを過ぎ匈國領に入つてから急に大速力を出すといふやうな工合になつて居る。元來アグラムと維納との間には、スタインブリユツク驛を迂回せしめずとも、もつと捷徑はあるのである。即ちアグラムの直ぐ西に位するサブレッシツチ、其れからクラピナを經ブラーゲルホッフ邊まで突透す一線、假に之を甲線とする、又は維納の方からウイナイノイスタツト驛より直に南下してアスバンクを經フェーリングに到り、其れから眞直にアグラムに

達する一線、假に之を乙線とする、是れは孰れも餘ほどの近道である。埃太利側では、右の甲線に就ては維納トリエスト間のグロベルノ驛からロヒツチといふ所まで、又乙線に就ては右のフェーリング迄既に鐵道を敷設してある。故に匈牙利側に於て其の既成線以外のロヒツチ、クラピナ間の僅、九哩、又は乙線のフェーリング、ウアラヌデン間の大約五十哩の敷設工事さへ實行すれば、茲に理想的の交通線路が出来揚る譯である。けれども匈牙利政府は種々の故障をつけて今に賛成しない。又匈牙利では、クロアシエン州の農産物の捌口である所の埃太利のスタイエルマルク、ケルンテン、クレイン諸州に對しては、自國の農産物の利害關係から殊更ら其の連絡を悪くして居るやうである。例へばクロアシエンの農産物の集散地であるカルロヴァツチ即ちカールスタツトとカルニオラ州の首都ライバツハとの間には鐵道の連絡がない。埃太利では此の連絡の必要を認めて、ライバツハより埃匈間の境界に近きルードルフスウエルトといふ所まで先年鐵道を敷設したが、匈牙利側では此處とカルロヴァツチとの間の線路をどうしても敷設しない。すれば匈牙利の農産物の販路がクロアシエンの爲めに奪はるゝといふ心配からであるさうだ。

のみならず匈牙利側に於ては、其の唯一の港であるフヒユメを潤さしめんが爲め、埃太利のカルニオラ州の方面に對して牽制的鐵道政策を執りつゝあるといふ實例もあるのである。といふのは外でな

い、巴里・君士坦丁堡間の急行汽車は、今日迄は維納ブタペスト經由でやつて居るが、過般の瑞西のサムブロン隧道の開鑿工事竣工以來は、巴里・君士坦丁堡間の最捷徑としてはローサンス、ミラン、ヴェロナ、ヴェニス、トリエスト等を経、其れからライバツハ、アグラム、ベルグラードといふ線路が其れである。そこで巴里の「ペー・エル・エム」會社では、先頃此の線路に依つて直通運轉を始めんとするの計畫を立てた。所が匈牙利政府では、トリエスト港とアグラムとの間をライバツハ經由とすることに不同意で、是非共フヒュメ港經由とすべしとの説を固執して動かない。トリエスト、アグラム間の此の兩線を比較して見ると、ライバツハ・スタインブリュック經由では二百八十五軒即ち百七十七哩に過ぎぬ。然るにフヒュメ港經由となると三百六十軒即ち二百二十四哩となるのである、のみならず前者は其の分岐點のサンビートルインカルスト驛より先きは殆んど急勾配はないが、後者に至つてはトリエスト港から同驛までは大昇りで、同驛からフヒュメ港までは大降りとなり、同港からオグリンといふ驛の附近までは、更らに昇つて數千尺の高嶽に達し、其れから再び降つてアグラムに向ふといふ譯で、運轉經濟の上からいつても亦明に前者に利ありと爲すべき理合である、が匈牙利政府は依然フヒュメ經由説を執つて動かないので、同會社の新計畫は其の儘行詰りの姿になつて居ることである。

運賃の如きも、ブタペスト・フヒュメ線は特別の割安になつて居る。一寸聞いた所でも、例へば匈牙利の生産物を輸出するに、トリエスト港積出にするのとフヒュメ港積出にするのとは非常の損得がある。現にクロアシエン州の農作地の一であるノヴスカ地方から穀類を三百四十七軒（二百十六哩）の先きのフヒュメ港廻にするのには、一萬<sup>キログラム</sup>に付三百三十一<sup>キログラム</sup>クロネとあるが、トリエスト港廻にするに、距離の是れよりも短き、即ち二百二十軒（百二十七哩）に過ぎざるアグラム驛まで既に三百四十八<sup>キログラム</sup>クロネを取らるゝことになつて居る。總じてクロアシエン、ボスニエン諸州に於ける鐵道政策には、匈牙利本位の現象が多いやうである。ボスニエンの入口のブロードは有名な木材集散地であるが、此處からクロアシエンの一大製材地であつて距離の百七十一軒（百五哩）に過ぎざるデユゴセロに廻すよりも、距離の遙に遠き三百六十六軒（二百二十七哩）のブタペストに廻して木挽にかける方が割安であるさうである。甚しきはボスニエンの産物をモスタルで仕入れるに方り、之をブタペストに注文する方が却つて算盤が立つと云はれて居る位である。

運輸經濟のことは、實地に品物に就て算盤に當つて見ねば正確に判断は出来ぬが、暫く經濟眼を離れて政治的見地より之を論ずるも、埃匈國の如き各種民族の錯雜し、其の歴史、慣習、思想の異同に基因する政争の絶えざる國にありては、多少經濟上の利害を犠牲にしても鐵道の普及、交通の機關の發展

といふことに依り出來得る限り之を混和し、調和し、統一するの方針を執ることが必要ではあるまいか。前にも述べた如く維納サラエヴオ間の直行線なるものは、僅の所で今に未成の儘である。ボスニエンに急行せんとする者はブタペスト經由の大迂回をせねばならぬのである。ダルマシエン州の沿岸に至つては尙ほ甚しく、ボスニエンといふ豊饒なヒンテルランドを控へて居りながら、同州沿岸の幾多の良港と之を連結すべき鐵道はまだ一もない。同州の略ぼ中央に位し、鐵道でも全通すれば最も見込みのある港灣なりと稱せらるゝスブラトの如きも、僅に三十六哩ほどのシニエといふ所との間に鐵道があるだけで、其の以上ボスニエンとの連絡がない。ダルマシエン州民は多年之が連絡に狂奔して居るのみならず、現に一九〇七年(明治四十年)の奥匈兩國間の經濟同盟の更正の際に、匈牙利が此の連絡線を敷設すべきことの義務を負へる一條項が挿加せられたのである。降つて一九一〇年(明治四十二年)十一月二十七日にサラエヴオにて開催せられたボ・ヘ兩州鐵道期成大會に於ては「ボ・ヘ兩州鐵道線路の完全は目下の急務なりと認む。尤も其の豫定線中には一日を緩うす可らざるものあると同時に、之を繰延ぶるも甚しき不利益を招かざるものも是れなきに非ず。バンヤルカ・ヤエツ間及びアレザノ經由のゴイノ・スブラト間の兩線は共に是れ一日も之を緩うすべからざるものに屬す。現下の狹軌を廣軌に改造するが如き亦急務中の一事項たり云々」の決議を爲し、之をボ・ヘ兩州地方政廳、同地

方議會、及び中央主務省に建議した。其の後も兩州の鐵道問題は幾度か當局者の討議に上つた。而も匈牙利側では、兎角頭を振つて之を實行するに意なきも、の如く、奥國側でも其の邊に氣兼して手を着ける事に躊躇し來つたといふやうな次第である。斯く述べて見ると、區々たる地方的利害に由り天然自然の徑路を態々矯曲し、殊更ら交通上の連絡を不便の地位に立たしむるが如きは眼孔豆よりも小なりと謂ひたくなる。敢て他國の政策を彼是れ非難するの非禮を爲すべき積りではないが、偶然に浮んだ私の感想を偶然に吐て見れば斯んな議論になるのである。

斯んな議論を獨り腦中に描きつゝウカ／＼して居る中に、いつしか薄暮となり、汽車は維納に着し、往復十日の黒山國及びボ・ヘ兩州の飛脚旅行も茲に恙なく終つた。

## 第十五章 維納の示威運動

杉村瑞典公使、同夫人が維納に來られたので、朝出迎へてからホテル・イムペリアルに參じ、墨西哥以來八星霜に亘れる久澗を叙し、款談數刻、辭して維納市役所前の労働者示威大運動を觀に行つた。

途すがら却々の人出である。労働者も居れば彌次馬も居る。警察官吏も非番總出の勢である。が別に皆を決して公衆を睨付ける風もない。一體に従容として迫らず、激せざる態度には感心した。喧囂雜鬧の間に花賣婆が徘徊して居る（維納の花賣りには皺くちや婆が多い）。屋臺の一杯屋も街頭に店を開いて居る。毆合ひなど容易に始まりそふもない。歐洲の示威運動は先づ斯ふいふものかと思つて、一通り觀て家に歸つた。所が午後散步がてら再び町へ出て見たら、それこそ騒ぎは一通りや二通りでなく、市役所附近は宛然修羅の巷であつた。

是れより先き維納にては日用品が夥しく騰貴し、細民日に糊口に窮するの始末であつた。輓近の物價騰貴は維納許りではなく、殆んど歐洲一般の趨勢である。殊に今夏の早魃は穀類の暴騰を來し、何處でも彼處でも細民は大弱りであるが、維納では其れが一層甚だしい。原因は澤山あるも、根本の病

根は極端な農業保護から來て居ると思ふ。埃匈國は今でも農業本位國である。農業を保護せずんば政府が立たない。故に例へば日用品が騰貴する、穀類が騰貴する、肉類が騰貴する、さうすると冷蔵穀類は直ぐ南米の亞爾然丁から來る。埃太利のトリエヌトの新港たる自由港の方には、亞爾然丁の冷蔵穀類が堆積されてある。が穀類の保護税が高くて埃匈内地に入るに引合はないから、皆直ぐに轉じてヴェニスに向ひ、瑞西に入つて了ふ。其れは其の筈で、例へば埃匈の小麥粉の國定税率は百基に付七クロネ五十五ヘラで、邦貨に換算すると百斤三圓六十六錢である。然るに御隣りの伊太利の小麥粉の國定税率は、邦貨に換算して一斤貳圓六十七錢にしきや當らない。即ち約一圓の開きがあるから、其の方に向ふのは當然である。瑞西ときは尙ほ之より安い。肉類でもそうである。近くは塞耳比より、遠くは亞爾然丁より安價の肉を入れよふと思へば幾らでも這る。が生肉の輸入に關しては、豫て埃太利と匈牙利との間に一密約があつて、匈牙利の同意なくしては埃太利は外國より生肉を輸入することが出来ないことになつてある。現に埃國側では民衆の熱望に顧み、亞爾然丁より生肉を年に一萬噸ほど輸入せんと欲し、其の同意を匈牙利に求めたが、匈牙利側では二千噸以上の輸入には不同意である。埃太利の下院では政府が農民黨の勢力の下に踳踳逡巡するのに慊たらず、遂に今より數ヶ月前、無制限的冷肉輸入の決議案が出で、二百六票に對する二百二十三票の多數で之を通過せしめた。所が

之に對し匈牙利下院にては、前大藏大臣で農民黨に屬するダラニ博士は反對意見を吐露し、匈牙利政府は其の如何なる形式と幾何の數量たるかを問はず、斷じて奥國をして亞爾然丁より生肉を輸入せしむ可らず、若し奥國政府にして強ひて之が輸入を爲さんとする場合には、匈牙利は奥國生産品の輸入を杜絶して之に報復すべしとまで述べた。商務大臣ヒエロニミ博士も亦、政府は奥國をして亞爾然丁より多量の生肉を輸入せしむるが如きは不同意である、何故なれば一度亞爾然丁より多量の生肉を輸入せしむれば、他の南米諸國よりも亦同様の輸入の要求が出るのであらう、さうなると我國と巴爾幹諸國との通商條約も空文に歸する虞がある、と聲言した。奥太利と匈牙利とは外に對しては奥匈皇國といふ一團となつて居るが、内にありては兩々相對して互に相屈せざること正に斯の如くである。其れが爲め奥國では、内にありては國內農業者の掣肘を受け、外を見れば匈牙利の反對ありて、國民生活の必須品たる生肉の輸入すら思ふやうに行かず、政府は左慮右顧して常に曖昧な、優柔不斷な態度を脱し得ないのである。

斯かる關係であるから、社會黨は政府の物價調節の道を講せざる怠慢の態度に對して近來盛に攻撃の矢を放ち、而して一般の勞働者は、物價の日々騰貴するので最早黙して居ることが出来なくなり、遂に大示威運動となつたのである。此の日(九月十七日)午前十時、社會黨員其他各種勞働者無慮三

萬、維納の市役所門前に集合し、辯士二十名許り交々起つて政府當局者、市政當局者に對する激烈な攻撃演説をした。群集中には革命賛成と呼ぶ者もある。政府顛覆と呼ぶ者もある。市役所を打壊はせと怒鳴る者もある。遂には石を市役所や側の裁判所に投じ、轉じて博物館の横通のペラリア街の向筋の商舖を破壊し、料理屋やカツプエーに亂入する者もある。下院の社會黨議員ダグツドは激動せる群集を鎮撫せんとした所、大勢から亂打せられて血だらけになり、人事不省の儘で往來へ放り出された。是に至つて最早警官丈では治まらないので、遂に兵隊の繰り出しとなつた。之を見たる暴徒は、吾々の要求するものは麵麩なり兵隊に非ずと呼びつゝ、市役所前の公園内から鐵の腰掛を抜いて來て防禦に利用する。鐵條網を電柱と電柱との間に作つて騎兵の突撃を遮ぎる。其の間に騷擾は更に轉じて勞働者の多數住居する第四區のファボリツテン街や第十六區のオッタクリンゲ街の方面に擴がり、街燈を破壊し、學校に闖入し、電車を顛覆する騒ぎとなつた。若し之に加へて警察署を襲撃したならば、往年の我が日比谷事件の丸寫しであらう。此の日暴徒警官兵士を通じ負傷者九十名に及び、仲には兵士に銃殺された勞働者が一名、銃劔で突き殺された者も一名あつて、家具家財の破壊其他の損害測る可らずと報せられた。

夜に入り騷擾は鎮まつた。私は御見舞旁々杉村公使、同夫人を尋ね、それから相伴ふてオペラを觀

に行つた。藝題は Don Pasquale Ripipes といふのであつたが、意味は能く解らずに了つた。

## 第十六章 奥國下院の椿事及び英大使攻撃

奥國議會の秋季開期の初日である今日（十月五日）、下院議場に意外の一椿事があつた。議事は維納のチエツク族の學校の閉鎖問題に關しチエツク族議員と日耳曼族議員との押問答に始まり、次で社會黨領袖アルダー氏は政府の對物價政策を非難する二時間の長演説を爲し、社會黨員の喝采に送られて將に降壇せんとする時、突如銃聲が五發續けさまに聞こへた。見ると階上の傍聽席から發射したのである。其の第一發は大臣席に向つたが、狙ひが高過ぎて議長席の背後の石柱に中つた。第二發以下の銃丸は司法大臣ホツヘンブルガー博士と文部大臣スチユルグ伯との間の卓上に落ち、之が爲め文部大臣は木の破片で微傷した。此の騒ぎで議事は中止となり、議院の出口を悉く閉鎖して犯人を探し、直きに捕まつた。ダルマシアの住民であるセルブ族の一大工で、此の日維納の大工業組合の書記の紹介で傍聽席に入つた者である。彼れの自白に依ると、數日前の維納市の騷擾の際凶徒として處罰せられたる或者の爲めに讐を司法大臣に復せんと志し、傍聽席に就て暫く形勢を窺ふ中にアルダー氏の演説となり、氏が政府の過日輕微な犯罪人を嚴刑に處したことを痛撃したるに、司法大臣は此の演説を冷笑し居れる其の不遜な態度に憤つて急に發砲したのだと申立て、自ら社會民主黨なりと述べた

そうだ。程なく議事は再開となり、聽て首相ガウチユ男は此の椿事を遺憾なりとし、社會黨の諸氏の累次の過激なる演説に顧みれば、斯かる凶暴の挑發せらるゝも怪むに足らずと云ひ、政府は何等恐怖の念を抱くものにあらず、又之が爲めに既定の方針を曲ぐるものに非ずと述べて大喝采を博した。

此の日同下院に於て、去八月二十五日の『ノイエ・フライエ・プレッセ』にあつた『要職の英國外交官某の見たる平和問題の觀測』と題した一記事に關し復た又一問題が起つた。此の記事は、或新聞記者の摩洛哥に關する獨逸の態度に就ての質問に對する英國外交官某の談話の形式で書いてある。所が其れが獨逸の外交界に意外の波瀾を生ずるに至つたから面白い。其の記事の要領は、先づ獨逸の「アガデル派」の舉措を大に非議し、獨逸を以て違約者なりと評し、獨逸をして斯かる外交を行はしむるのは獨逸國民に非ずして、徒に歐洲の平和を攪亂せしめんと欲する皇帝を圍繞する少數の軍閥一派に外ならずと斷じ、『英國は獨逸に對し親交を厚ふするの熱望を抱くものである。然るに獨逸國民を代表せざる一團の政治家が常に背面に立ち、其の國政を誤らしめつゝあるは遺憾千萬である。特に在外の獨逸外交官が任國の國民の意思感情を本國政府に往々誤報するのは、世界の爲めに最も不幸と謂はざるを得ない。英獨兩國の國交を敦厚ならしめんと欲せば、先づ獨逸外交の制度と人間の改善を行ふの急務なること疑ふの餘地がない』と論じたのである。斯かる露骨な意見が責任ある外交官の口から直

接にも間接にも出る筈のないことは、是れこそ殆んど疑ふの餘地がないと思はれるが、兎も角も世間には、右の外交官とは駐澳英國大使カートライトである、氏が佛國大使と聯合して小策を弄したのである、澳匈國の外務省は之を默過しないであらう、多分大使の召還問題が起るであらう、といふ説が多い。現に伯林の新聞社中には、眞面目に同大使に打電して其の談話なるものゝ説明を求めたものもある。澳國の議會では右の記事が當時も問題となつたが、本日の同下院では日耳曼族の議員は首相に對し、英國大使の言論は我が同盟國に向つて惡意を挟み、獨逸主權者に甚しき侮辱を加へたるものなるに拘はらず、政府の之に處する措置緩慢を極むるの觀がある、外務大臣は何故に『ノイエ・フライエ・プレッセ』の記事を強硬に辯駁せざりしか、又首相は外務大臣をして、維納を以て同盟國たる獨逸に對する敵對政略の樂屋と爲す可らざる所以を英國大使に納得せしむるの措置を執るに意なきか、と猛烈に質問した。首相は我が好親國の代表者の本議場に於て辯難攻撃の目的物となるに至りしは政府の深く遺憾とする所である、澳匈國の内治外交上の方針は本事件の爲めに何等の影響をも受けない、故に政府は之に關し何等の措置を執るべき位地に立つて居らぬ、又此の上何等の手段を講ずるの考はないと答へ、議場の多數は之を默認した。今夜來訪した一消息通の説に依ると、政府は本事件を有耶無耶の裡に葬り、此の以上に發展せしめざるに全力を盡すらしい。要するに外交官の任國の言論界に對

する關係は餘ほどデリケートで、今後の外交は任國の新聞紙を大に利用すべき必要はあるが、其れに同時に極めて細心の注意を要することを忘る可らずと思ふ。

## 第十七章 國民教育と軍隊

教育制度の完備、教育機關の整頓といふことに於て獨逸が列國中に卓越することは誰れも知る通りで、獨逸の國運の今日ある、其の原因が主として教育にあること呶々の辯を俟たぬ。ピスマークが七十年役の戦勝を小學校教師に歸せたといふは古い話であるが、是れは實際今でも動かす可らざる金言たるを失はない。

そこで茲に面白い實例がある。佛國の軍隊では新兵の入營があると、其の將來の教育上從來の素養に應じて班級を分たんが爲め、先づ新兵の頭腦を一人づゝ試験して見るのが恒例であるさうだ。其の試験問題は孰れも簡易な問題で、昔し小學校に於て修得したる歴史や地理の簡易な問題を取つてどの位まで記憶して居るか、世間の事をどの位まで聞き嚙つて居るかを見るといふ程度であるさうだ。之に就て昨年（明治四十四年）一月二十五日發刊の『ロビニオン』といふ巴里の週刊雜誌に、當時巴里の一兵營で五十名の新兵に對して行つたといふ右の試験問題の答案が載せてあり、之に種々の批評が加へられてあつたのを見た。餘ほど面白い答案である。問題は十五題で、之に對する答案の結果は左の如くであつた。



第一問 ジアン、ダークとは如何なる人か。

稍々正しき解答を爲せる者三十七名、「佛國を英國に賣りし人」と答へし者一名（學校五ヶ年の修業者）、「女」と答へし者一名、「佛國の女」と答へし者一名、「彼女は焼死せり」と答へし者一名、「佛國をゴール人より救ひし者」と答へし者一名（學校六ヶ年の修業者）、全く解答の出來ざりし者八名。

第二問 顯理第四世とは如何なる人か。

幾分の知識を有せし者三十六名、全く解答の出來ざりし者十四名。

第三問 奈破翁第一世とは如何なる人か。

幾分の知識を有せし三十六名、「オレアンに宮殿を有せし一皇帝」と答へし者一名、「何國人なるや承知せず」と答へし者一名、「露西亞皇帝」と答へし者一名、全く解答の出來ざりし者十一名（其の内學校五ヶ年の修業者三名、六ヶ年の修業者一名、七ヶ年の修業者一名あり）。

第四問 ヴイクトル、ユーゴーとは如何なる人か。

幾分の知識を有せし者三十名、「二百年前の學者なり何國人なるや知らず」と答へし者、「大學者」と答へし者、「皇帝」と答へし者、「巴里を救ひし共和黨員」と答へし者（學校五ヶ年の修業者）

「佛國の將軍」と答へし者（學校六ヶ年の修業者）孰れも一名。

第五問 アルサス、ローレーンは何れにあるや。

幾分の知識を有せし三十八名、恨を吞んで割讓せる此の土地の何れにあるかを全く知らざりし者十二名。

第六問 一八七〇年の戦争は如何なる戦争なりしや。

幾分の知識を有せし者三十九名、「英佛間の戦争」と答へし者二名、全く解答の出來ざりし者二名。

第七問 ビスマルクとは如何なる人か。

幾分の知識を有せし者二十五名、「記者なり」と答へし者（學校五ヶ年の修業者）、「佛國人」と答へし者（學校九ヶ年の修業者）、「普魯西皇帝」と答へし者、「佛國を欺きし將軍」と答へし者、「或國王」と答へし者各一名、全く解答の出來ざりし者十七名。

第八問 摩洛哥とは何か。

幾分の知識を有せし者三十八名、「伊太利内の一外國」と答へし者一名、「摩洛哥には同盟罷工ありたり」と答へし者一名、全く解答の出來ざりし者十名。

第九問 佛國大統領は何といふ人か。

完全に解答せし者四十名、『ルーベール氏』と答へし者(學校七ヶ年の修業者)、『カシミール、ペリール氏』と答へし者各一名、全く解答の出来ざりし者八名。

第十問 英國とは何か。

少々完全なる解答を爲せし者三十八名、『佛國の一州』と答へし者、『敵國』と答へし者、『或都會』と答へし者各一名。全く解答の出来ざりし者九名。

第十一問 飛行器とは何か。

此の解答こそ満場一致にて通過すべしと豫期せしに、圖らざりき其の何物たるを全く知らざりし者二名、而も此の二名は多少文字を解する者なりしとは。

第十二問 郷國(Ja Patrie)とは何か。汝の郷國(Votre Patrie)は何か。

完全に解答せし者四十三名、『基督教生活なり』と答へし者一名、全く解答の出来ざりし者六名。

第十三問 巴里とは何か。

完全に解答せし者四十六名、全く解答の出来ざりし者四名。

第十四問 國旗とは何か。

完全に解答せし者四十三名、『佛國の光輝』と答へし者一名、全く解答の出来ざりし者六名(其の

内の一名は學校六ヶ年、他の一名は七ヶ年の孰れも修業者)。

第十五問 一七八九年の大革命とは何か。

幾分の知識を有せし者、全く解答の出来ざりし者、各二十五名。

以上の問題と之に對する答案の成績とを比較して見ると、頗る面白い感がする。小學校の初歩に於て教ゆる自國の最も簡易な地理歴史の事柄が、新兵の頭腦に過半は銘刻されて居らぬといふことは、國民教育の程度及び方法をトふ上に於て極めて趣味ある現象である。倫敦の『スペクテーター』は非常の興味を以て右の答案を迎へ、翌十二月二日の同紙上に於て『試みに問ふ、若し是れと同様なる試問を我が英國の新兵に課するにせば、此の答案以上の良成績を得べきや如何。吾人は其の然るを信ずるが、實際に當つて見ねば尙ほ不安心なり。吾人は試みに略ぼ同様の課題を茲に提供し、我が新兵を教育する英國の將校諸君の之を以て試問を爲し、其の成績を吾人に報道するの好意を賜はらんことを望む』と記して左の十五問を紙上に掲げた。

第一、アルフレッド大王とは如何なる人か。

第二、ネルソンとは如何なる人か。

第三、ウニリントンとは如何なる人か。

- 第四、シエクスピアーとは如何なる人か。
- 第五、北米合衆國とは何か。
- 第六、印度の叛亂とは如何なる事か。
- 第七、奈破翁とは如何なる人か。
- 第八、南阿弗利加とは何か。
- 第九、今の總理大臣は何といふ人か。
- 第十、佛蘭西國は何か。
- 第十一、飛行器とは何か。
- 第十二、汝の郷國とは何か。
- 第十三、倫敦とは何か。
- 第十四、國旗とは何か。
- 第十五、英帝國とは何か。

此の需めに應し一二の隊では早速新兵に此の試問を課し、其の成績を「スペクテートル」に報告に及んだので、同月十六日の同紙には『或小學校長は吾人の課題を其の生徒に試みたるに、孰れも完

全誤りなきの答案を得たりとて一生徒の答案紙を吾人に寄送した。吾人は其の尤もなるを認むるが、然し小學校生徒の答案では適切でない。吾人の知らんと欲するは壯年者、殊に標本的新兵が其の曾て小學校で修得したる所のものを幾何の程度まで忘れて居るかの點にある』と記して學校生徒の答案をば措き、新兵の答案を二種だけ公表した。其の一は軍隊に於て重に都會の地より徵募せる三十五名の新兵に就て試問したる所の答案で、之に依ると右の第一問に對しては完全に解答したる者三名、英國の一王なることを知りし者十八名、其の何人なるかを全く知らざりし者十四名。第二問に對しては完全に解答せし者十三名。ネルソンに就て幾分の知識ありし者七名、全く解答し得ざりし者十五名。第三問に對しては完全に解答したる者八名、幾分の知識ありし者十四名、『倫敦の市長なり』と答へし者一名（學校五ヶ年の修業者）あつた。是れは Wellington と市長の Whittington とを混同したものと見へる。第四問に對しては完全に解答せし者八名、『詩人』と答へし者十六名、『種々な悪事を働ける人』と答へし者一名（學校五ヶ年の修業者）、全く解答の出來ざりし者十一名。第五問に對しては完全に解答せし者十六名、幾分の知識ありし者四名、『英吉利の殖民地』と答へし者一名（學校八ヶ年修業者）、全く解答の出來ざりし者十五名。第六問に對しては完全に解答を爲せし者六名、幾分の知識ありし者四名、全く解答の出來ざりし者二十五名。第七問に對しては完全に解答を爲せし者七名、幾

分の知識ありし者十二名、『ウォーターローの將軍』と答へし者一名(學校八ヶ年の修業者)、全く解答の出来ざりし者十六名。第八問に對しては完全に解答せし者十名、幾分の知識ありし者八名、全く解答の出来ざりし者十七名。第九問に對しては完全に解答せし者十六名、『ウインストン、チャーチル氏と答へし者五名、全く解答の出来ざりし者十九名。第十問に對しては完全に解答せし者九名、幾分の知識を有せし者七名、全く解答の出来ざりし者十九名、第十一問及び第十二問に對しては全部完全の解答あり。第十三問に對しては完全に解答せし者二十八名。幾分の知識ありし者五名、『英國の繁華な地方』と答へし者一名(學校十ヶ年の修業者)、全く解答の出来ざりし者二名。第十四問に對しては完全に解答せし者二十名、幾分の知識ありし者七名、全く解答の出来ざりし者八名。第十五問に對しては完全に解答せし者十五名、幾分の知識を有せし者五名、全く解答の出来ざりし者十五名、といふ成績なりしとあつた。

乙隊から寄送した答案も掲げてあるが、乙隊に於て試問を受けた新兵の数は四十名で、其中正當の解答を爲したる者は問題に依つては三四名に過ぎぬのもある。第一問のアルフレッド大王をトラファルガーの勇將と答へた者もある、丁抹王と答へた者もある、或は菓子の名なりと答へた者もある。ネルソンを完全に知つて居つた者は四十名中十八名。ウエリントンに正當に解答した者は二十八名に

過ぎない。中にはウエリントンをば『米國の爲めに戦つた人』と答へた者もある。是れは甲隊にてウエリントンと倫敦市長のホイットントンとを混同したやうにWellingtonをWashingtonと間違へたのであらう。シエクスピアを知つて居つた者は四名に過ぎない。中には『豫言者なり』との解答もあつた。奈破翁を丸で知らなかつた者が十四名からあつた。南阿弗利加とは何かとの間に對し『一の島なり』と答へた者もある。總理大臣の名に至つては六名の正解者ありし外、區々の名を擧げてある。佛國の何たるを知らざりし者二十六名あつたとは驚かざるを得ない。之に反し汝の郷國は如何との間に對し『自由の國』(A free country)と答へし者が數名あつたのは流石英國民である。英帝國とは何ぞやの間に對する解答に至つては、十七名の正解者の外種々奇抜な解答があつた。『ジョージ陛下を國王として戴く國土の總稱なり』といふ政治學者も跣足で逃げさうな明解もあるかと思へば、『音樂館なり』といふ奇答もあつたさうだ。我國ならば『有樂町の芝居なり』とでもいふ所であらう。

以上の答案の成績を以て國民教育の程度を論斷することは多少無理かも知れない。我國にても假に新兵に向つて馬琴の何人なるかを尋ねたならば、正解を爲し得る者は極めて少數であらう。東郷大將や黒木大將も、今日でこそ如何なる匹夫匹婦も承知して居るが、今後五十年百年を経たる日に於て突然其の何人なるかを新兵に質問したならば、一寸面喰ふ者なきを保し難い。現に日清戦役に於て雷名

を馳せた川上子、樺山伯などを今日課題として質問して見ても、大概の推測は出来るのである。が大體に於て云へば、英佛兩國の國民教育の程度を研究する上に於て右の新兵試問を對照して見ると、一寸面白き結果を得るやうに思はれる。獨逸はどうか。獨逸の新兵に對して假に同様の試問をして見たならば、どんな成績を見るであらうか。獨逸の新兵に對して假に同様の試問を第一であるといふことは、曾て長らく獨逸の軍隊に入つて居つた我が參謀將校の私に語つた所である。が實際は試験して見ねば何とも云へぬ。又其れが戰場に臨んで如何なる程度まで戰鬥力の上に効果があるかも、輕しくは判斷は出来ない。然し他の總べての點が同一なりとすれば、國民教育の素養ある兵隊は、其の無き兵隊に勝ること勿論であらう。

## 第十八章 匈牙利憲政の大亂脈

私は曾てブタペストに行つた折、匈牙利の議院を參觀し、折柄開議中の下院の議事を數十分間傍聴し、出で、ダニユブ河畔に散策し、多少の感慨に打たれたことがある。匈牙利の議會政治は年所を経る既に久しく、憲法の制定は實に英國と殆んど時代を同ふし、ダニユブ河畔に巍然聳ゆるゴシック式の壯宏雅致なる議院も、チームス河邊の其れと殆んど同型、同大、同高の趣がある。而も憲政の運用に至りては、英と匈との間に月鼈以上の差等あるを奈何と感ぜざるを得ない。羅馬は一日で造る可らず、況して憲政をやで、議會政治の發達には相應の日月を要するや勿論であるが、匈牙利の憲政の運用は果して高齡相當の誇りであるか如何と顧みれば、之を疑ふものは獨り私のみではない。同國の輓近三四十年以來の政争の跡を一瞥すれば、之を疑ふて益々深からしむるものがある。が餘事は措いて昨一九一一年(明治四十四年)の末より同國政界に大波瀾を起し、憲政國に稀れに見る大紛擾を呈したる選舉法改正問題と兵役年限問題との迂餘曲折を叙し、同好の士の一粲に供したいと思ふ。

### 第一節 選舉法改正問題

其の前に参考迄に一寸述べて置きたいのは、奥太利の普通選挙制である。奥太利では、以前には社會の各階級の利益を悉く代表せしめんとすの趣意から、先づ選挙者を五團に別ち、第一團は大地主、第二團は市、第三團は商業會議所、第四團は郡、第五團は一般の選挙者とし、其の選挙資格は團に依つて之を異にし、市及び郡にありては納税額十クロネ（大約四圓）以上の公民とし、大地主にありては州に依り百クロネより四百クロネまでの差等を設け、又第一團に屬するもの限り、婦人にては地主ならば選挙権を有すとしてあつた。然るに一九〇七年（明治四十年）一月に普通選挙制に改まり、二十四歳以上の奥國男子にして當該選挙區に一年以上居住せる者は總べて選挙権を有することゝした。奥國が普通選挙制を採るに至つた次第は、第一、同國の参政権は從來一部の貴族豪族と日耳曼族の中流社會とに偏し、之に伴ふ弊害も少なからなかつたので、改めて廣く之を一般衆庶に及ぼし、之に依りて皇室と人民とを一層接近せしむること、第二、議會の兎角國家の利害を顧みずして獨り各所屬民族の利害のみに齷齪するの弊を矯め、普通選挙制に依りて民族政治より漸次眞個の政黨政治に移らしめんとすること、第三、匈牙利はマギヤール族の寡頭政治で、且動もすれば王權を藐視し、剩へ奥國との聯盟を破らんとするの態度に出で、又兎角多數を頼んで國內の異種民族を壓迫せんとするの弊があるから、此の弊を幾分なりとも矯むるには、匈牙利にも追ふては普通選挙制を行はしめ、非

マギヤール族を相應に議會に代表せしめてマギヤール族を牽制せしむるは其の一手段なるべく、其れには奥國にて先づ斷然普通選挙の手法を開き、匈牙利をして早晚に之に倣はしむるの要あること等の理由であつたと當局者の説明にある。

匈牙利の現行選挙法は一八七四年の制定に係り、財産其他に苛重の制限あるは勿論、同國政界の特色たる族閥擁護の主義は著しく法文及び精神の上に現はれて居る。之を詳言すれば、現行選挙法は飽くまでマギヤール族を保護し、下級人民の参政権は勿論、上流者と雖もマギヤール族以外の輩は容易に政治上の實權に立脚らしむ可らずといふ精神から、選挙権の分配は甚だ不均衡で、即ち選挙権は殆んど擧げてマギヤール族の一手に握り、異種民族は事實に於て殆んど選挙権なく、選挙権あるも實際に選挙権を行使するを得ざるの状態にある。納税資格は各州均一でない。學藝上の資格としては、大學其他の學校教授、醫師、辯護士、技術家等は當然選挙権を有し、現役の軍人、税關吏、警察官吏及び政府の補助を受くる鐵道會社の役員は選挙権を行ふを得ずとある。政府の補助ある鐵道會社員に選挙権を與へざるは、從來鐵道敷設計畫の場合に議員間に毎度醜聞の傳はつた結果に外ならない。之に就て匈牙利の有名な政治家のデアクに珍談がある。彼れは潔癖家として有名な人であつたが、一日議院にて鐵道に關する議事の際彼れ演説して曰く。自分は昔は鰻が非常に好物にてあつた。然る

に饅なるものは濁流汚水の中に棲むものなりとのことを知つてから急に嫌になり、爾來復た之を食膳に上せない。鐵道も其の通りで、自分は從來鐵道の熱心家であつたが、鐵道敷設問題には毎時も醜聞の伴ふを知つてから、復た鐵道の事を口にし耳にするのが甚だ嫌になつて來た。其れ以來彼れ鐵道關係の議事となるといつても缺席する。偶まに其の議事中と心付かすして議場に入り來ると、之を見たる他の議員は一齊に「饅だ々々」と叫び出す。そうすると之に氣付ける彼れは、其の儘捷を排して議場外に出で行くが常であつたといふ。我國の議會にも斯かる潔癖家は多少欲しき感がある。

選舉事務は各地方にて市會若くは郡會の公選に係る選舉委員會が之を司掌する。委員の數は十二名以上とある。選舉名簿は該委員會に於て之を調製する。有権者にして脱漏又は誤記あることを發見したるときは、其の訂正を先づ該委員會に申立て、聽かれざれば更に之を高等裁判所に出訴することが出来る。選舉の期日は内務大臣の告示より三十日を経過する後の十日以内に於て該委員會の指定する一定の日に之を行はしむるので、隨つて選舉日は、該委員會の管轄に屬する當該市郡内の各選舉區に於ては同日であるも、全國を通じては必しも同日でない。故に候補者は甲の市なり郡なりに於て敗れたりと思はば、直に轉じて乙の市郡に於て争ふことが出来る。選舉は必しも一々投票するとは限らない。選舉の當日投票開始の三十分前迄に候補者の届出が一名に止まる場合には、當該選舉委員長は投票を俟たず、右の候補者を當選者と宣告する。候補者が二名以上現はると茲に始めて投票を行ふのである。投票は公開で且口頭である。即ち選舉者は資格の對照が済むと、其の選舉せんと欲する候補の氏名を高聲にて呼上げる。すると係員は該選舉者の氏名の上に呼上げられた候補者の氏名を記載する丈である。斯くして有効投票の過半數を得たる者は之を當選者とし、若し過半數に達せざる場合には、最多數の得點の候補者二名に就き二週間以上の期間を置いて更に決選投票を行はしめる。

要するに匈國の選舉に關する規定には、却々奇抜なる個條がある。然らば其の實際の運用はどうであるか。私の此の記事は多く同國の前文相アツポニー伯の筆に係る匈牙利憲法史に據つたのであるが、伯は同國の選舉法を叙したる末「我國の選舉方法には、余は幾多の點に於て尙ほ改善を要すべき廉あるを自白せざるを得ず。不正當なる政府の勢力、個人の腐敗は縱し英國の憲政の最惡時代に於て見しほどの比例には達し居らずとするも、兎も角も弊害の蟠まるや大にして且廣く、而も多年會て之を防止すべき有力なる方法の講せられしことなし。唯だ幸に選舉取締法の輓近制定せられたる結果、漸くにして其の面目を一變し得るに至りしことを茲に添言し得るは余の快とする所。最近の一九〇一年の選舉の如きは大體に於て公正に行はれたり。勅語奉答文の議事に際し反對黨側より何等之に關し訴ふる所なかりしが如き、即ち其の最も有力なる證據とす」と記して居る (Count A. Apponyi, The

*History of the Hungarian Constitution, 1902, p. 165*)。然るに其の後一九一一年(明治四十三年)の總選舉に就ては、政府の猛烈なる干渉あつたとて同國議會の大問題となつたこと、我國の第三及び第三十六議會の衆議院に於ける論難以上で、非マギヤール族の擁護者として有名なる蘇人セトン、ワツソンの如きは、特に之に關し同國政府攻撃の一書 (R. W. Saton Watson, *Corruption and Reform in Hungary, 1911*) を著はした位である。獨り一九一一年の總選舉のみでなく、既往毎次の選舉殆んど當局有司の干渉を見ざるはなく、之が爲め毎次物情を招かざるはない。去れば選舉法の改正なるものは夙に議會の問題となり、特に老帝の往年埃太利に普通選舉を裁可せられたるは、一は之を以て匈國に對する手本とし、追ふては匈國をして之に倣はしめ、依つて以てマギヤール本位の族閥政治を抑へしめんとの叡慮に出でたとまで傳へられたる次第である。斯く皇帝と社會一般の要求とは相一致し居るも、其の中間に位して多年權勢を禪斷せるマギヤール族は、族閥維持の利害の上より熱心之に反對し來つたのである。兎も角も普通選舉問題の成案として議會に現はれたのは去一九〇五年(明治三十七年)で、即ち同年フエアルヴァレー内閣が聯合反對黨の大攻撃を受け、政局艱難を告ぐるに及び、少壯有爲の内相クリストフヒーは、聯合反對黨を破るの道は其の根本の感情に於て一致せざる一大問題を取つて之に投付け、之を離間するに在りと爲し、即ち普通選舉法を案し、之を以て議會に臨んだ

のが其の發端である。社會黨の面々其他マギヤール族に慊たらざる諸派は勿論之を歓迎した。が反對聯合軍は政府の此の新武器の鋒先を避け、他の兵甲を以て政府に當るの策に出でた。同時に他の一方に於て、前自由黨内閣の首領チツサ伯は普通選舉法案に對し猛烈なる反對意見を發表し、而して豪族的、保守的思想の他方人民及び地主連は、一は民主的改革を嫌ふの情と、一は普通選舉を行ふの曉にはマギヤール族の優越なる位地は國內の日耳曼族、スラヴ族、羅馬尼族の爲めに動かさるゝに至るべしとの憂慮より、是れ亦該法案に反對の態度を示したので、同案は當時其の儘流産となつたのである。

フエアルヴァレー内閣に次げるウニカール及びフランツ、コストットの聯立内閣は、其の成立に際し普通選舉制をば前内閣より引繼ぎ、之を其の政綱中に掲げた。が其の實際局に立つに及んでは、兎角言を左右に托して選舉法問題に立觸るるを避けた。然るに埃國の一九〇七年始めて普通選舉法に依り行つた總選舉の結果は、基督教社會黨及び社會民主黨大勝利となつたのを見て、匈國に於ける選舉法改正の熱は急に高まり、政府も此の風潮を藐視するを得ざるに至り、同年十一月内相アンドラシー伯は愈々選舉法改正案を議會に提出した。此の改正案は大體に於て普通選舉主義に則り、教育を選舉資格の主眼とし、讀書の出來ぬものは十人に付一人の選舉者を選挙し、其の選舉者は十人を代表して一票



を投するを得ることなし、又四ヶ年以上中等教育を受けたる者、若くは年齢三十二歳以上にして兵役の義務を了へ、且正出兒三人以上を有する者、若くは直接税二十クローネ(八圓)以上を納むる者は一人二票、又高等教育を受けたる者、若くは直税百クローネ(四拾圓)以上を納むる者は一人三票を投するの權あるものとした。而も議會の之に對し充分の審査を了へざる間にホ・ヘ兩州併合事件は起り、世は對外問題に忙はしくなつた爲め、該改正案は當分擱置となり、次て同聯合内閣の倒れしと共に該案は全く消滅に歸した。其の後を襲ひしクレーン内閣も、普通選舉法案の提出を公約したが之を果さず。次のルカツチ内閣は之を提出したけれども、同問題は遂に紛議の種となり、議長の辭職となり、普通選舉主義の有力な反對者たるチツサ伯代つて議長となるや、茲に一九一二年(明治四十五年)春の一大政變を見るに至つた。其の顛末は概要左の通りである。

## 第二節 兵役年限問題

當時クレーン内閣は、豫て議會に提出せる兵役年限改正案の通過に就て苦心せる折柄、ユストを首領とせる反對黨はコツストの率ゆる獨立黨と提携し、普通選舉制を實行するに非ざる限り兵役年限法案を否決すべしと聲明し、政府は此の代償條件を排斥し、議事規則を改めてまでも該法案を通過せ

しめんと決心にて對議會策を講じつゝ、同一二年の二月となり、コツストの獨立黨漸進派は平時の豫備兵及び補充兵の召集に關する決議案を下院に提出するに及んで、政局は次第に險惡となつた。元來奧匈國に於ては、豫備兵及び補充兵は一八八八年の兩國同文兵役法の第十八條の「豫備兵役編入後一年及び補充兵役編入後三年を経過し了らざる者は、特殊の事情ある場合には勅命に依り必要の人員を限り必要の期間之を召集することを得」との規定に依り、皇帝の大權を以て其の臨時召集なり除隊延期なりを命するを得るのである。右決議案は該規定中の特殊の事情なるものに制限を加へ、「第一、政府が當該年度中の徵募兵員數を議會に提出するに至らざる場合、第二、議會が同徵募兵員數の協賛を拒みたる場合、第三、議會が一八四八年の徵兵令第四條第四項の規定する事情に對する協賛を爲し能はざる場合、此の三場合は就れも特殊の事情と見做さざるべし」といふのが其の要旨である。而してコツストの一派は、首相に於て此の決議に同意するに於ては、豫て政府の先づ以て普通選舉法案を提出するか、將た其の提出を約するに至らざる限り兵役年限改正法案を通過せしめざるべしと揚言し來れるユストの急進派との提携を絶つて、政府案に賛成すべしとの意を表示した。約言すればユスト派は、普通選舉法案の提出を以て兵役年限改正法案賛成の交換條件とせんとするに對し、コツスト派は普通選舉法案を排し、之に代ゆるに右の決議案を以てせんと爲すものに外ならぬ。該決議案提出

の理由としてコツスト派の説明せし所に依れば、一八八八年の法律の規定は毎年徵募兵數を議定する議會の權限を無視するの結果となるものであるから、該規定の運用上に制限を附し、後備兵及び補充兵は匈國議會に於て決定したる年々の徵募兵數以外に平時之を募集し、又は其の除隊を遷延せしむるを得ざることにし、間接に匈兩國共同軍隊の豫備兵役及び補充兵役に屬する匈國兵は匈國議會の意に反して之を用ゆるを得ざること爲すに在りと稱せられたが、一説にはコツスト派は兵役年限改正法案の匈國民の多數に歓迎せられつゝありし當時の風潮を見て、其の從來同案の通過を妨げ來りし態度を一變せんが爲めの好辭柄を作らんとする策に外ならずとも評せられた。

然るに該決議案の通過する曉には、匈國議會に於て既往一再其の實例ありしが如く、若し徵募兵數を議決するに至らざる場合に際しては、必要に應じ滿期の兵卒を一時隊に留置き、若くは豫備兵補充兵を臨時召集するの臨機手段は不可能となり、皇帝の大權は之が爲めに掣肘を受くることとなる。のみならず議會で徵募兵數を議決せず、而して他の一方に於て緩急事に備ふるの必要ある場合には、匈國の防備の爲めに匈國の兵を割用せざる可らざる奇觀と危険とを生じ、兩國共同の軍事計畫の上に大阻礙を招かずとも限らない。殊に二年兵役制を實施するの曉、一面には滿期の兵を直に歸休せしめ、而して他の一面には新兵を直に徵募するを得ざるが如き場合となると、軍隊編制上に大齟齬を生じ、

國防計畫は全く之を立つるを得ざるに至るべし、といふ所から皇帝にも皇嗣にも共同陸軍大臣にも、將た匈國一般の輿論も皆之に不同意であつた。然るにも拘はらず首相クレーン伯は、二月二十四日コツスト派に對し該決議案に同意の旨を内牒した。伯の同意は豫て皇帝の叡意を伺ひし上のことなりとの説もあつたが、兎に角匈國側は一般に之に反對し、延いて之に同意を表せし伯を大に攻撃するに至つた。伯にして其の賛成を取消さずんば、伯は匈國側、殊に皇嗣と陸軍當局者とを敵とせざるべからず。之を取消さんか、議院に於てコツスト派、ユスト派よりは勿論、其の他の黨派よりも總攻撃を受くるを免かれず。殊にマギヤール族の上中流輩は豫て普通選舉に反對し、普通選舉法案の提出をば無期延期にするを條件として兵役案に賛成せし程であつたから、普通選舉の問題を世に忘れしめんが爲めに敵本主義より議會の權限問題として大に之を争はんとするの形勢となつた。現に彼等中には、議會は如何なる決議を爲すも自由で、匈國側にて彼是れ論ずるが如きは匈國の内政に干涉するものとして飽まで排斥せざるべからず、殊に該決議案は兵役法案と何等衝突の廉はない、議會の任意に決議し得ることを掣肘するは議員の權限を藐視するものである、との論侮るべからざるの勢となつた。是に至つて伯の取るべき方針は、曩の賛成を取消して議會と一戦するか、兵役案も普通選舉法問題も一時無期延期として議會と妥協するか、將た辭して此の難局の解決を後繼者の手腕に譲るか、の

三者孰れか一に出づるの外なくなつた。而して伯は其の第三策を執つて三月七日辭表を閣下に捧呈した。然るに翌八日の下院にてクレーン伯に對する信任投票の動議がチツサ伯に依つて提出せられ、此の動議と共にクレーン伯の方針を踏襲せざる内閣は、其の何人に依りて組織せらるるを問はず議院は之に反對すとの決議が大多數を以て通過した。加ふるに院外に於けるクレーン伯の輿望も頗る厚く、伯の復職を見ずんば奥國との聯盟を破るも辭せずとの激語さへ有力者の筆舌に上り、殊に伯の後任に一時擬想せられたる藏相ルカツチュ氏の如きも、内外の事情に照して到底成算なきを見、寧ろ伯を擁護するの位地に立ち、伯に對する右チツサ伯の信任投票の動議には卒先賛成せし始末であつたので、首相の立場は益々鞏固とはなつたが、同時に政局の解決は愈々困難に陥つた。三月二十四日クレーン伯は維納に行き、再度入閣して時局の経過を伏奏し、二十九日更に參内して國內諸政黨の意向は到底妥協の餘地を容れざる所以を奏上したるる、老帝には意稍々激し、伯に對し「朕鴻緒を嗣いで以來六十年、立憲の條規に率由して匈牙利を統治するに至りしより既に四十五年、此の間朕は常に匈牙利に康福を祈るに餘念なく、匈牙利の親友たるを期するに於て人後に落ちざりしに、今や匈牙利は朕の大權に掣肘を加へんとす、是れ朕に對する不信任を示すものにあらずや。匈牙利にして其の態度を改めずんば、此の際朕の執るべき道は他なし躬自ら……」

老帝の激語は此處にて途切れた。首相は驚いて椅子より離れ、玉座の前に跪いて帝の言を遮り、おゝ陛下よ、神よ陛下を護り給へと叫びしに、帝には語を續けられ「否な、最早情に訴へて彼れはれ云ふの時機にあらず。朕は沈思熟慮の末斯く決心せり。卿夫れ朕が心を諒とせよ。議會にして其の決議を撤回するに非らずんば、時機遂に遅れたりとの歎を爲すに至ららん」と述べられしかば、首相は議會の態度にして變するなくんば、皇帝は躬親ら退讓せらるゝの決心なるを感知し、事態容易ならずと見て早々退闕し、急に閣僚を悉く維納に召集して廟議を凝し、其の結果議會の決議案は一先づ之を撤回せしむること、伯其の他閣僚は留職して時局の解決に盡瘁することに決したが、翌三十日左の宸翰は突如として伯に下つた。

法律の保障する朕の大權に關する見解の異同は、遂に卿及び卿の閣僚をして辭表の提出あるに至らしめたり。朕深く之を悲む。朕憲政再興の慶福を紹き、踐祚以來常に法律の維持と憲政の秩序とに巨細意を留め、朕が臣民亦憲法上の權利を享有して間然する所なし。徵募兵數のことは亦其の議定權能に屬す。之を掣肘するが如きは素と朕の志に非ず。

特殊の情勢に處して豫備役補充役の兵員を召集し、若くは之に留隊を命ずるを得るは、一八八八年の兵役勤務法第十八條の明示する所とす。朕は朕が臣民の享有する憲法上の權利を固く尊重せん

と欲すると均しく、此の法律の賦與せる朕の憲法上の大權に率由するの義務ありと惟ふ。朕は此の兩個の責務を併履するに於て、茲に始めて朕の使命を全ふるを得べし。

朕茲に全福の信頼を以て朕が臣民に對し、其の能く朕の事に翼賛し、依つて以て朕をして赤心に副ふて朕の業を行はしめ、君臣和衷の下に憲政扶持の實を挙げしめんことを望む。

一九一二年三月三十日維納に於て

フランツ・ヨーゼフ(親署)

皇帝の憲法上の大權の要義を明にし、依つて以て議會の反省を促さんとする此の宸翰は、匈國政界に取りて眞に霹靂一聲であつた。クレーン伯は四月一日下院に臨んで自身の復任の次第を披露し、併せて時局は極めて重大にして、此の際強ひて決議案を貰かんとせば匈牙利國民は悲むべき結果を見るに至るべしと諷し、尙ほ語を續けて老帝の高徳を頌し、世界の舉つて尊敬し措かざる皇帝を國君に戴き居るは、匈國々民の至大の榮譽にして、時局を徒に紛糾に陥らしめ、之が爲め痛歎すべき結果を招くが如きは政府の忍び能はざる所、政府は此の際皇帝の勸諭を慰め、時局を平穩に收むるを以て其の義務と信すと述べて切に議會の再考を求めた。

決議案の提出者たるコツスツトは次て起つた。議場は耳を聳てた。彼れ曰く。我が議會には皇帝の

大權に制限を加へんと欲するが如き者は一人もない。將た法律と衝突する大權なるものは有るべき筈がない。皇帝の御耳には蓋し本議會の意志が誤つて傳へられたのであらう。故に本員は此の際議會は皇帝に對し、豫備兵召集に關する決議案は何等皇帝の大權を掣肘するの意に非ざる所以をヒ奏することとし、上奏文起草委員を選擧せんことを發議する。本員等は皇帝の長へに我が匈國を統治し給はんことを望む。是れと同時に本員等は兵役法案、殊に徵募兵員議定權を國民より奪ふ所の條項に對して飽くまで戦はざるを得ない。次て二三の賛否演説交々あつた末、議事は翌日に延びた。而して其の翌日、コツスツト派、ユスト派に屬する二三の議員は、前日に引續きクレーン伯の態度を貶斥して議場の紛擾を招き、殊に前法相ボロニーの伯に對する攻撃より一轉して皇帝に論鋒を向くるや、議場の喧騒は其の極に達し、當日の議事も有耶無耶の間に閉會となり、翌三日の討議に於てコツスツトの上奏動議は遂に破れ、議會は詔勅の趣旨を奉戴することとなりて漸く納まつた。

所がコツスツト及びユストの兩派は、此の上は飽くまで兵役年限改正法案に反對すべしとの決議を固め、選舉法改正問題を武器に取り、相携へて先づ普通選舉法案を通過せしめたる後に非ずんば兵役改正法案を討議するを肯せずと聲言し、選舉法改正問題に乗氣せざる伯も、責めては兵役法案の通過する曉を俟つて選舉法案に移るべしとの讓歩的條件を以て反對黨に交渉を試みたけれども其の効な

く、他の一方に於ては宸翰問題以來、伯に對し難局を衰龍の袖に避けたりとの非難内外に高く、別して奥國側の新聞紙にして曩に伯に同情せしものすら、今は此の點に就て伯を指彈し、加ふるにクロアシエン州の憲法中止事件起りて以來、同州關係議員よりは勿論、奥國議會に於ても伯の政策を陰に陽に攻撃し、伯の内外に於ける威望は漸く地に墜ち、宮廷の信任も面白からざるに至つたので、伯は四月十七日を以て再び辭表を閣下に捧呈したるに直に聽許せられ、藏相フォン・ルカツチ博士は代つて首相となつた。

新首相ルカツチはチツサ伯と共に政府黨の中堅たる實務派なるもの、一領袖で、普通選舉問題に就ても中正の意見を持すとして知られ、隨つてコツスツト、ユスト兩派に於ても幾分の望を氏の新内閣に屬した。彼れ四月二十九日下院に臨み、就任の挨拶に兼ねて施政の方針を演述し、兵役法案に就ては前首相の方針を踏襲すべく、普通選舉問題に關しては輿論の趨勢に鑑みると同時に議會をしてマギヤール族の特性を失はざらしむることに留意し、漸を以て現行選舉法に改正を加ふべしと宣言し、尙ほクロアシエン州の事態にも論及する所あつた。特にコツスツト、ユスト兩派に對しては、同派に於て同年度に於ける新兵の徵募數に就て政府案に賛成するを條件として、兵役問題を秋季まで延期すべしとの妥協を試みた。之に對しユスト派は、政府にして普通選舉法案を忌避するの態度を拋棄し、且

普通選舉主義賛成の意を議會に宣明するに於ては、該妥協案に賛成すべしとの意向を示したので、首相はユスト派の民主主義とチツサ派のマギヤール寡頭政治主義との間に去就回背を決せざる可らざることとなつた。而してユスト派は政府を屈讓せしめんが爲め、其の慣用手段たる議事妨害を連日の議場に試み、政府提出の法案は一も討議する能はざらしめたので、議長ナヅアイは其の職に堪へずとし五月二十日其の椅子を投出した。政府與黨は反對派の常慣的妨害を排して此の際の難關を切抜けんごせば、剛腹不屈を以て聞ゆるチツサ伯を起たして其の職に据ゆるの外妙案なしと爲し、反對派は伯が往年内閣の首班として選舉權擴張を排斥したる歴史に顧み、極力伯の當選の妨害したるも、彼れの威望と與黨の多數とは遂に其の妨害を排し、二十二日反對黨の同盟缺席の議場に於て彼れ豫定通り新に選ばれて議長となつた。

議長の選舉に一敗したる反對派は、是に於てか社會黨を煽動し、労働者の總罷工を以て政府を威嚇せんとし、ブタペスト全市の労働者に大同盟罷工を檄告した。其の結果翌二十三日の朝約六萬の労働者、隊を組んで各方面より議院に押懸け、警官兵士に抗拒し、其の極刀劍は閃き、銃丸は飛び、亂民は市街を横行し、街燈を打倒し、電車を破壊し、焼打し、夜に入りて騒擾尙ほ熄まず、死傷百數十名と注せられた。初め社會黨は向ふ四日間の同盟罷工を檄告したのであるが、藥は利き過ぎて騒擾は意

外に發展し、那邊に底止すべきや測り難きの勢となつたのと、政府は強硬なる態度を以て之に臨み、不穩の輩は容赦なく之を逮捕し、其の數忽ちにして四百名の多きを報ずるに至つたので、同夜同黨本部は更に檄を發し、『普通選舉主義を暴を以て壓せんごせば國民は亦暴を以て之に報ゆるの實證を示すに於て既に効果を擧げたり』と爲し、罷工者に對し翌朝より復業すべき旨を改めて勸告した。然るに翌二十四日の朝、同市所在一大鐵工所の職工の復業せんごて工場へ行つた所、門は固く鎖され、其の入るを許されざりしを見て彼等は痛く激昂し、之を聞傳へたる他の職工連も相應して再び同盟罷工を決し、隊を組んで市中を練行き、再び電車を焼打し、線路を拔去り、警官兵士との間に再度の大衝突は起り、死傷二百有餘名、逮捕せらるる者四百五十名の多きに達した。

コツスツト、ユストの面々は、大同盟罷工に依つて政府を威嚇するの計畫も豫期はごの有力なる効果を奏しなかつたのを見、更に普通選舉主義と兵役問題との二大共通政綱の下に洽く諸黨派を網羅せる一大聯合軍を組織し、正攻法を取りて政府に肉薄するの方針を執ることとし、此の方針の下に反對各派の領袖は相議して黨略を定めた。即ち選舉制に就ては年齢滿二十四年にして文字を解し、一ヶ年以上當該地方に住居し且自活する者、文字を解せざるも年額十五クローネ以上の納税者及び兵役完了者は選舉權を有すること、といふを其の主眼とする。斯くする上は、當時の選舉權者の九十五萬人は

増して二百四十五萬人となる勘定とあつた。去れど普通選舉權論者も、其のマガヤール族としての優越なる地歩は飽くまで維持したきものと見へ、マガヤール族の國民性に對する謀亂の罪を以て問はれたる者は選舉及び被選挙權を初犯者は十年間、再犯者は終身行ふを得すとの條項を別に設けた。之に依つて彼等の稱して普通選舉と爲すものも依然マガヤール族閣本位で、國內の非マガヤール族に對しては其の恩惠を間接に制限するの精神が歴として見へる。然り而して兵役案に就ては、政府にして其の原案中より平時豫備兵を召集し得る皇帝の特權に關する事項を削除するに於ては、同案の討議に妨害を加へざるべく、若し政府に於て差當り右の削除に同意し兼ねごせば、豫備兵召集に關する皇帝の特權に此の際言及せず、且兵數の割合を奥匈兩國の協定に屬する軍事費負擔比例に準し、最近の人口調査に依つて之を定むるを條件とし、即ち兵役年限改正の主眼たる兵員増加（徵募兵數を十萬三千より十三萬六千に増すこと）及び其の對償（三年制を二年制に改むること）に關する事項のみに對し、四五ヶ年を期間とする暫定兵役法案として此の際假に協賛を與ふべしとの意見を立てた。反對派は斯くして次回の奥匈經濟聯盟事項更定期に際し、皇帝の大權に關し再び議論を爲し得るの餘地を作り置かんとこの魂膽なりしと傳へられた。是れが反對聯合軍の重なる決議綱目である。

コツスツトは六月一日の下院に於て反對黨を代表して右の意見を敷衍し、首相ルカツチュに對して

之に關する政府の答辯を求めた。首相は即座に意見を詳細に陳述するを避け、翌二日文書を以て政府の意見を聲明した。其の要領は、兵役年限改革は現下の急務で、暫定兵役法案の如きは其の所期の目的を達し得ざるのみならず、一九一七年の聯盟更定期に臨んで紛糾を來すの虞あるが故に之に同意する能はず。又反對黨の主張するが如き過大の選舉權擴張案は、國家の平穩の發達に適せず。且斯かる重要問題を急速に解決するは好ましからずと認むるを以て、政府は徐に審議を盡し、別に案を具して秋季議會に提出すべし、といふにあつた。聯合反對黨は是に於てか翌三日代議士會を開いて對政府策を議したる末、首相との交渉を絶ち、斷然政府に反對するの態度を執る旨を公表し、兩黨茲に議場に於て旗鼓相見ゆることゝなつた。

六月四日愈々兵役法案の討議の日とて、政府與黨は此の朝八時を期して悉く登院し、特に督力の卓越せる議員十數名を議長席の近くに着させしめ、以て反對黨員の萬一の暴行に備へた。次て反對黨員は議場に入り來りしが、政府與黨の作戦上に機先に制せしを見て忿懣に堪へざるものゝ如く、聽て議長チツッ伯の着席し開會を宣するや、反對黨員は議長に『馬鹿野郎』、『謀叛人』、『惡黨』などの罵詈を盛に浴せかけ、或は『議長を引摺り降ろせ』、『敵き出せ』と呼ぶ者もある。殺氣紛々の間に反對黨員は次で即時散會の動議を提出した。此の動議が成規の二十名の賛成を得て提出せられたる上は、議長

は其の動議を先決問題とせざる可らざる規定である。反對黨は不利なる議事の場合には常に此の規定を利用し、動議の長々しき説明演説にて肝腎の議事を間接に、而も繼續的に妨害する。是れ埃阿兩國の議會を通じて常に行はるる議事妨害の慣用手段である。加之ならず埃阿兩國共に其の議會には討論終結の制がない。是れは多數少數の各民族代表議員をして均等且充分に意見を吐露せしめんとする精神から元々起つた慣例であるが、今日では此の好慣例は議事の妨害に逆用せらるゝ惡慣例となつた。不利なる議事日程に移るのを妨害せんが爲めに降らなき議事をばいつ迄も引延し、妨害派の同志議員は交々起つて一人數時間乃至十數時間の演説を續ける。斯の如きは埃阿兩國の議會に常に見る所の弊實である。反對聯合軍は今や此の例規に基き、妨害手段の一たる即時散會の緊急動議を提出した。議長は之を取揚げず、議案の重要な所以を説いて反對黨議員の反省を促し、議長は其の當然の職務として斯かる場合に二十名の少數議員の意見に依つて議院の多數者の權利を左右するが如きことを許す能はずと宣言し、先づ以て反對黨の膽を奪つた。反對黨は何條黙すべき。議長の此の宣言をば一層の喧噪、紛嘈、咆哮を以て迎へた。議長は顧みず、散會は許さずと斷言し、直に兵役法案の第二讀會、次で第三讀の議事を開くべき旨を宣した。議場は益々紛擾を重ね、反對黨員は舉つて議長を攻撃し、ムストは殊に猛烈なる言辭を以て議長を罵つた。議長は之に耳を藉さず、攻撃演説の間に休憩を命し、

且政府與黨よりの建議を容れて午後再び開會することゝした。匈國の議院慣例にては、議事の開會は一日に午前一回のみとなつてある。去れど議長は反對黨議員を妨害に疲らしめんと計畫で、頓着なく新慣例を作つた。當日午後の開會に先だち、議長は豫め兵士警官を以て議院の内外を收圍しめ、議場の果然再び喧噪を極むるや、反對派の領袖株三十有餘名に容赦なく退場を命じ、次で騷擾鼎沸の間に原案の第二第三讀會の逐次採決を行ひ、政府與黨の執れも總起立するを見て可決確定を宣し、然る後議長は改めて議場に向ひ其の當日執れる措置に就て辯明し、『本職は既に任務を盡せり、何時瞑するも憾みなし』と述べ、涙の兩眼に湛ゆるを見て與黨の面々深く同情の感に打たれ、暫し仰ぎ見る者もなかつた。次で二百三十名の政府黨員のみの議場は、議長の當日の行動を是認すとの決議を爲し、茲に當日の議事を了へ、斯くして多年の大問題たりし兵役年限改正法案は、チツサ伯の蠻勇的議長振りに依り一日を出でずして下院を通過した。

而も翌五日の議場の紛擾に至りては亦前日に譲らない。同日反對黨員は早朝より登院着席し、程なく議長の着坐するや、前日以上の猛烈なる罵言詈辭を議長に浴せかけた。議長は徐にユストを始め議事妨害者の氏名を呼上げて之に退席を命じ、警吏百名を麾いて逐次之を拉去せしめた。雷に議場よりの退席に止まらず、之を議院外に放逐せしめた。之を見たるアツポニー伯は起つて議長の暴戻を詰

り、残れる反對黨與之に同和したるに、是れ亦悉く議院退出を命せられた。アツポニー伯は曾て文相たりし時、特に省令を發して學校教科書及び教科用地圖に奧匈皇國の字を用ゆるを禁じ、匈牙利國と奧太利國とを一々色別けせしめたる程の排奥主義者である。退場を命せられたる彼等は、多勢に無勢で如何ともする能はず、怨を呑んで院外に出で、氣熱し心激したる勢で忽ち警固の軍隊と衝突し、ユストは危く銃劍の尖頭に懸らんとしたるを辛うじて一警吏に救はれた。程なく彼等は午後ユスト及びマツポニー伯を先頭として隊伍を組み、議院へと押寄せ、警吏の制止を破つて驀然議場に闖入したるも、直に議長より再び撃退せられた。斯くて全く政府黨員のみとなつた議場は、數件の政府案を一萬千里の勢で悉く通過せしめ、同時に懲罰委員會は反對黨員三十三名に對し、議長の職權を妨害せし科を以て重きは四十五日間、輕きは十五日間の議院出席停止を與黨のみの議場で異議なく決議した。

議院外に無理槍に放逐せられたる反對黨員の怨恨は固より骨髓に徹した。隨つて何等かの反動あるべしとは豫期せられた所であつたが、果して翌々日の議場で復た又一波蘭が起つた。其の日議長は開會を宣し、將に議事に入らんとする時、前々日退場を命せられたる反對黨議員以下約百三十名は隊を整へて議院に押寄せ、初めは警官の制止を豫期し、力づくにても之を排して議場に闖入せんとの計畫であつたが、意外にも其の制止にも會はず、難なく議院に入ることが出來た。是れは議院の門前で再び



一騒擾が起ると、活動寫眞屋は待構へて其の状景を撮寫し、反對黨は後日其の寫眞を選舉場裡に利用して政府攻撃の道具に使ふ心配のあるので、政府にて特に氣を利かして院外の制止を行はしめなかつたのである。兎も角も彼等進んで議場に入り、將に着席せんとするや、百數十名の警吏は直に飛來つて彼等を取圍み、片端より之を引出すこと三十三名、其の騒の濟み了りて愈々議事に入らんとするに際し、反對黨は復た又議長を罵詈し、机を敲き、靴を頓し、前某省次官の某は懷中より玩弄の喇叭を取出して之を吹鳴すといふ騒ぎであつた。議長は疾呼して其の妨害を制止しつゝあつたが、豫て過ぐる二週間前の議長改選の節、チツサ伯の當選を妨害せんが爲め投票函を手に取つて矢庭に投票臺下に投げつけた科に依り、爾來議院の出席を停止せられて居つた反對黨の一議員は、此の朝議院に入り、竊に議場の一隅に潜み、議長の妨害制止の言終れる一刹那、突然起つて身を表はし、「反對黨員尙ほ一名此にあり」と叫びつゝ伯に向つて短銃を二發連射し、返す銃にて自身の胸に一發を放ちて美事自殺を遂げた。議長への丸は二發とも外れた。幾多の政府黨員は馳せて打伏せる兇漢を或は蹴り、或は殴り、其の自殺せるのに氣づかずして之を議場外に引摺り出し、議場は一時休憩となつた。程なく議事は再開となり、與黨のみの議場は同國新民法の八百有餘條を十數分間を出でずして全部可決し、次で議長の状態を賞し其の無事を祝するの決議案を通過せしめて散會した。此の日新に出席停止の命を受け

けたる議員二十二名、其の翌八日の議場には六十名の多きを算し、翌々十日の議場に至りては其の喧騒彌が上に加はり、反對黨議員は僅に十六名を除く外餘は悉く退場を命せられた程である。

チツサ伯の議場整理は暴といへば暴、戻といへば戻、其の完璧を求むる上からいへば固より賞揚すべきでない。匈都の新聞は勿論奥國側に於ても、伯が多年の懸案たり希望たりし兵役年限改正案を幾多の障害を排して通過せしめたる手腕に對し賞賛の辭を惜まなかつたが、同時に伯の態度を以て專横となし、憲法史上の一汚點と論せざるはなかつた。去れど之に依りてチツサ伯の人と爲りは明に世に知られた。暴戻といへば極端の暴戻、忠誠といへば亦極端の忠誠、兎も角も世に稀なる一人物とは中外の等しく認むる所となつた。由來奥匈の議會には、議事妨害は前述の如く殆んど愈すべからざるの弊竇で、正々堂々の論を以て議場を制する能はずとなると、議事の妨害を以て之に報ひ、質問を亂射し、降らなき建議を續發し、不緊急の緊急動議を相次で提出するが常である。此の類の妨害手段を公然技術的妨害 (Technische Hinderung) と稱して居る。手を拍ち靴を踏み、机を敲いて演説を妨害し、飛掛つて頭を殴るが如きは議院規則の禁する所であるも、右の技術的妨害は規則の正面より禁止せざる範圍内に於て行ひ得る公認的妨害手段となり、妨害黨はいつも此の手段で政府に對抗する。兵役問題に就ては久しき間最も猛烈に此の手段に訴へて來た。妨害黨は何故に特に兵役問題に對し激烈

に妨害を加へたかに就ては世に種々の説がある。彼等は衷心兵役年限の縮小に賛成せざるに非ざるも、軍事に關し奥國は兎角匈國の位地權利を輕視するに對し、其の鬱憤を晴さんが爲めに心ならずも此の問題に妨害を加へしのみ、この觀察の如きは當れるかも知れない。孰れにしても其の妨害の爲めに歴代の當路者は毎度挺摺つて來た。要は議院法及び議事規則の不備に基くや勿論である。之を改正して其の不備を補ひ、其の弊害を杜絶するに至らざる限りは、チツサ的整理振りは己むを得ざることも知れぬ。チツサ伯は翌一九一三年の一月、或俱樂部にて反對黨のカロライ伯より侮辱的態度を仕向けられたのを憤り、直に決闘を申込み、劍にて闘ひ、遂に之を倒し、踰へて數日カロライ伯の友人セツチエイ伯の挑みに應じ、復た闘つて之を倒した程の元氣者である。伯の人物動作は、時代の黨派に關係なき史家の手に移りて蓋し定評の出づることであらう。

其の後六月十二日チツサ伯は特別の沙汰に依り維納に來りて參内し、老帝には伯の功勞に對する敬意の表彰として特に匈國元帥の正装にて伯を引見し、伯の議場整理に關する奏聞に對し優渥なる勅語を賜つた。即ち伯の過ぐる數日間の態度は、老帝の厚き裏書を得たのである。是に於てかユストは一片の陳情書を閣下に捧げ、其の有する樞密顧問の職と併せて閣下號とを拜辭した。閣下號は彼れ往年下院議長としての功績に依り、特旨を以て賜はつた尊號である。皇帝のチツサ伯の態度を賞揚せらる

るが如きは、皇室の自ら政争の渦中に投ずるの結果となるの虞あるから、立憲國の君主としては面白からざる措置なりといふ説もあつた。去れど奥匈兩國、殊に匈牙利の憲法上に於ける皇帝の議會に對する特殊の位置に顧みれば、斯の如きは實は珍らしきことではない。匈牙利にては國王の位置は他の立憲國に於けるのと聊か趣を異にする所がある。例へば同國にては、政府の法案は之を議會に提出するに先だち豫め皇帝の裁可を要する。のみならず議會に於て重要な修正を之に加へんとする場合に、矢張り先づ皇帝の内意を伺ふのが常である。議會の討議酣なるに方り、皇帝には隨意甲黨なり乙黨なりの首領を引見し、其の議論を批評し、其の可否を言明し、之に依つて意外の勝負の決せらるゝことがある。義貞の叡山で奮闘しつゝある間に何時の間にか御醍醐帝と尊氏との妥協が成立して居つたといふが如くに、皇帝の御意の變轉に依つて内閣の方針か何時の間にか反對黨に裏を搔かれ居るが如き、匈國にては往々其の例に乏しからぬやうである。

去る程に下院を無理鎗に通過し、其の後上院に廻付せられたる兵役年限改正法案は、間もなく同院に於て三十三名に對する百七十四名の多數で無事通過した。是れより先き下院の反對黨は、該案は違法手段を以て非立憲的に下院を通過せしめしものなるが故に適法の通過と見るべからず、上院は之を受理すべからず、との趣意を以て盛に上院側に運動し、上院も幾分之に動かされたる模様で、政府は

辛うじて上院を通過せしめ得る位に豫想し居つたのに、斯く大多數で通過するに至つたのは、畢竟上院が皇帝のチツサ伯を引見し、其の行動を賞讃せられたる關係に動かされたのと、一は之を通過せしめざるに於ては憲政の大危機を招くに至るべきを慮つた結果に外ならない。

### 第三節 奥國下院に於ける兵役年限法案

兵役年限法案は斯くの如くにして曲りなりにも匈國議會を通過した。次は奥國議會の番である。奥國下院に於ては是れより先き六月十日、内相兼臨時首相フォン・ハイノルド男 (Baron von Heinold) は各黨の首領と相會し、速に該案に協賛を與へられんことの希望を述べ、且奥匈國の國際上の地位、同盟關係、及び奥匈國の光榮ある平和政策を擁護するの必要に鑑み、該案は是非共同月中に法律とならしめべきこと、否らずんば憲法上緊急處分として臨機の措置を執らざるを得ざるが故に、二日以内に賛否の確答を得べきこと等を訴へたので、却つて多少の反感を招き、殊に奥國下院に於けるルターヌ黨は、豫てガリシエン州都レムベルグに同族の爲めに官立の一大學を設立せんとするに對し、波蘭族の邪魔するのをば政府に於て排除すべしとの交換條件の諾否如何に依りて向背を決せんとの意向を示し、形勢稍々不安の状態となつた。元來ルターヌ族なるものは、其の民族の系統上に於ては一種の

露西亞人である。ルターヌなる字も露西亞人の意味である。畢竟羅匈語の別稱に過ぎない。奥匈國內に於ける彼等は大約四百萬と稱せらるゝも、其の大部分はガリシエン州に住み、多くは希臘教徒である。彼等は多年波蘭族の壓迫を受け來れること、恰も匈國に於て非マギヤール族のマギヤールの壓迫を受け來れると同様である。彼等は輒近漸を追ふて奥國の勢力に渾化せられたと同時に、ウクラインスキー黨 (Dkainski) の稱呼の下に同族の結合を固め、波蘭族の壓迫を脱せんと種々の運動を爲すに至つた。レムベルグ大學設置計畫の如きも、波蘭族より離れて學藝思想の獨立を期さんとする目的の一端である (ウクラインとは境界の意義で、直譯すれば邊境黨とでも云ふべきである)。

ルターヌ黨は兵役法案の奥國下院の討議に上るや、敵本主義を執つて同案の討議に妨礙を加へんとしたので、皇帝には曩にチツサ伯を引見して其の行動を賞賛し、間接に匈國の上院を動かしたものと同一筆法で同黨を慰藉し、懷柔し、鼓舞し、依つて以て同案の賛成を哀求する宸翰を六月十八日臨時首相を経て同黨議員に賜つた。同黨議員は欣喜して之を迎へ、得々として之を公表した。之を見たる波蘭大臣フォン・ドルゴッス氏 (von Durgosz) は憤然辭表を閣下に呈し、波蘭黨の議員も舉つて不快の感を懷くに至つたので、臨時首相は又皇帝の名に於て波蘭黨首領に對し其の他意なきを辨し、依然波蘭黨の援助に依頼して政局の進行を期せんと欲する趣意の公開狀を送つた。去れど此の公開狀は豫

期の効なく、波蘭黨議員は同十九日臨時首相フオン・ハイノルド男に對する不信任の決議をなし、猛然内閣に肉薄したので、翌二十日皇帝には同黨首領レオ博士(Dr. Leo)を親しく宮中に召され、懇諭する所あつた。其の結果として同黨の憤激も幾分柔らき、一時危機に瀕せし同國內閣も之に依つて僅に救はれ、併せて兵役法案も六月二十六日大多數を以て埃國下院を通過し、七月九日其の公布を見るに至つたのは芽出度次第である。

#### 第四節 一九一二年の匈國選舉法改正案

一時埃匈國の政界を賑はかしたる兵役問題も、斯の如くにして埃匈兩國に於て共に全く解決を告げた。残るは匈國の普通選舉問題である。同一二年末、匈國首相ルカツチュは愈々下院に選舉法改正案を提出した。其の要旨は選舉人を増すこと八十萬人、即ち當時の選舉人數の約七割五分の増加を期し、選舉資格年齢は、大學高等學校中學校の卒業證書を有する者は二十四歳以上、其の他は三十歳以上とし、初等教育卒業程度の者、即ち六ヶ年の小學教育又は之と同等の教育を経たるに止まる者は一定の職業あるを要し、學校卒業の經歷なきも読み書きの能ある者は直接國稅二十クローネ(八圓)以上を納め、又は耕地八ヨツホ(四十五反)以上を有すべく、其の全く文字を解せざるものは右の納稅額又

は耕地反歩の倍數を要し、且工場労働者は引續き二ヶ年以上、農夫は五ヶ年以上其の職に勤むることの證明を要すとある。但し右は孰れも男子のみで、女子には選舉權を與へない。投票はブタペスト市其他市制を施行する地にありては無記名、其の他の地方にありては記名とある。

政府反對黨は曩の兵役問題に敗れし以來何等かの好問題を取つて政府と一戦し、會稽の耻を雪がんと企圖しつゝありし折柄であつたので、直に之を好題目とし、政府案に對して猶豫なく反對の聲を放つた。反對の理由は、政府案の謂ゆる選舉權擴張なるものは範圍極めて狹隘にして、特に年齢資格を三十歳以上とせるが如きは國民の要求に副へるものに非らず、といふのが其の眼目である。斯かる間に右の改正案は下院委員會の審査を経、翌一三年四月四日に同院の本會議に上つた。反對黨は此の日を以て院外に於ては示威的大同盟罷工を鼓吹し、院内にありては極力政府案の通過に妨害を加ふるの風説を流布し、且其の實行を爲すの豫定であつたが、種々の行違で同盟罷工の如きは之を見るに至らず、議事の妨害も豫定せし程は甚だしからず。反對黨の領袖アツポニー伯の攻撃演説に次ぎ首相ルカツチュの答辯にて當日の議事は了へ、同月八日を以て政府案は格別重要な修正を加へられずして無事に下院を通過した。次で同案は上院に廻付せられ、爾來審査中であるが、別に有力なる反對もないやうであるから、遠からず通過することと思ふ。此の改正選舉法に依つて實際選舉權が如何程までに

擴張せらるべきやは、新選挙法に基ける選挙人名簿の調製後にあらずんば明確でない。去れど選挙人名簿の調製に就ても、前述の如き煩雜にして且當局者の手心にて取捨の餘地頗る大なりと思はるる資格制限の存する以上、其の調製に際して嫌な奴と思ふ者は之を名簿に存録せぬといふが如きことは出来ぬとも限らない。且其の依然マギヤール本位、マギヤール族閥擁護主義の基礎の上に築かれたるものなることも辯を俟たない。

## 第十九章 エーレンタール伯

(明治四十五年三月二日、奥都サン・マイケール寺院に於ける伯の葬儀より歸りて之を記す)

### 第一節 彼れの出身

明治四十四五年の交、世界の外交史上に長へに名を残すべき東西の二大外交家は、相次で白玉樓中の人となつた。一は我が小村侯で、他の一は奥匈國のエーレンタール伯である。其の生前に受けたる世の毀譽褒貶は、後代の歴史家に依つて正當に判断せらるゝであらう。去れど侯伯共に各其の君國の爲めに渾身を獻猷し、世界の外交家たるに負かざるだけの大業を竭して此の世を去つたことは、何人も否まざる所と思ふ。侯が陸奥伯以後の大外交家と稱せられると均しく、伯はシワルツエンベルグ公以來の大外交家として世に推された。侯は五十七歳を以て易簣し、伯は五十八歳を以て他界した。五十七八歳といふ所は大外交家の厄年と見へる。

エーレンタールは一八五四年(安政元年)を以てペーメンに生れた。祖父は猶太商人で、曾て露佛の役に露軍の糧食を請負ひ、一攫巨萬の富を作りあげた成金黨の錚々たる者であつた。父は曾て自由黨

の領袖株として政界に驅馳し、ペーメンの大地主を代表して席を奥國下院に占め、雄辯を以て鳴つた當年の一志士である。エーレンタールは長じてブラーグ、ボンの兩大學に法律を學び、業を了へ二十歳にして外交官補となり、巴里に在勤し、茲に始めて外交官生活に入り、次で露都に轉じ、居ること六年、一旦本省勤務となり、大使館參事官に累進して再び露都に赴任し、六年の後羅馬尼亞駐劄の公使となり、一八九九年(明治三十二年)四十五歳にして駐露大使に進み、一九〇六年(明治三十九年)十月ゴルチヨウスキー伯に代つて外務大臣となつた。其の一昨々日(二月二十七日)の逝去に至る迄の在職五年有餘の間、老衰の奥國に一段の活氣を與へ、國威國勢を中外に宣揚したる功績は没すべからざるものがある。同時に其の功績の最も較著なりしボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州の併合に前後せる彼れと露國外相イヌヴオルスキーとの折衝角逐、延いては奥露兩國の乖離反目は、孰れも彼れの外交政策と相關聯せざるはない。而も彼れの當年の外交は奥國の伯林條約以來の繼續的事業である。一方に於ては馬世土尼行政改善問題、他の一方に於てはボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州の管治問題、此の二問題は彼れが前任ゴルチヨウスキーより引継ぎ、而してホ・ヘ兩州問題は自ら之を解決し、馬州問題は之を解決するに至らずして他界した。彼れの外交成果を棚卸しせんとするならば、先づ翻つて此の兩問題の經過の梗概を叙説するに非ずんば不可能である。

## 第二節 馬世土尼問題

馬世土尼問題は伯林條約以來の懸案である。其の初め回教徒、基督教徒の宗教問題に過ぎざりしものが、後には列強の利權問題相加はり、逐年奥露兩國間の重要な案件と化したのである。世人の知る如く、露國は曾てサン・ステファノ條約に於て馬州を勃牙利に合せ、謂ゆる大勃牙利國を建設して己れ其の保護者たるの位地に立たんとしたるに、英國は東方均勢其他の利害に顧みて之に故障を容れ、伯林會議に於て同州を土國に還附せしむるに至つた通り、要するに同州は往昔に於ては英露の角逐の一標的であつたのである。然るに同州は十國に還附せられたるもの、其の住民としては土國の本族にして主治者の位地に立つ所の阿土曼族は比較的少なく、言はば巴爾幹諸民族の混成的出店たるの觀がある。同州の人口は大約三百萬であるが、之を民族的に別つと最も多きは勃牙利族、次は阿爾巴尼族、降つて阿土曼族と希臘族とが畧々相半はし、更に降つては塞耳比族、羅馬尼族、猶太族といふ順序である。勃牙利族は太古シビツ族の一派であつたが、多年スラヴ族との混血の結果今日では南スラヴの一支族となつた。其の本據地たる勃牙利は、今日にては人口五百萬の種乎たる獨立國であるが、其他該族の今尙ほ別に土耳其領内に在住するもの大約二百萬、君府のみにても其の數五千有

餘と稱し、馬州の如きは古來該族の最も繁茂せる所として知られてある。希臘族は土國に於て最も勢力ある一民族で、之を土國全體に就ていへば阿土曼族に劣るけれども、歐洲土耳其に於ては阿土曼族以上で、君府の如きは百二十萬の人口中大約三十萬、即ち四分の一内外は實に希臘族である。此等諸民族は阿土曼族に對しては共同對抗するも、同時に内輪にありては彼等同志の間に相互に排擠軋轢を事とし、スラヴ族と阿爾巴尼族と希臘族とは素より相容れない。同じスラヴ系統に屬する勃牙利族と塞耳比族とも絶へず喧嘩をやる。各々其の宗族國の勢力を張るに腐心する。のみならず宗教の争も古來極めて激甚である。其の布教師は土民を無理にも改宗せしめ、剩へ其の國籍を自國に移さしめんとし、或は勢力擴張の目的で學校を立て、土民に自國語を教へ、之を自國の思想に感化せしめずんば己まざるの概がある。由來歐洲土耳其に於ける基督教徒に對しては、既往約百年以前までは在君府の希臘教大僧正其の宗門上の統帥であつたのであるが、巴爾幹諸邦の相次で土耳其の羈絆を脱するに及び、其所屬オルソドックス教會は孰れも歐洲土耳其在住の自國民族の爲めに自國の教會を設立するに志し、殊に勃牙利は其の所屬たる希臘教會の管長の政治的社會的支配の下に立つを潔しとしないで、率先宗門の自主を唱へ、而して露國は一はスラヴ族の教會を在君府の各大僧正の支配の下に置くことの自國の勢力擴張上不利なるを、一は勃牙利族をして露民族の一分派たるを特に自覺せしめんと考から、

希臘教會と離れて別に自國の教會を設立することを懲惡したので、勃牙利は一八七〇年土帝の允許を得て同教會より分離し、別に勃牙利オルソドックス教會を君府に創設し、馬世土尼其の他土領各地在住自族を擧げて其の配下に屬せしめた。然るに在君府の希臘教會本山では、其の勢力が之が爲めに殺がるゝの虞ある所から、右教會の分立を承認せず、遂に新設の勃牙利教會の宗徒に對し破門を宣告し、爾來勃牙利教會を目して異教徒と爲し、其れより勃希兩教會の各宗徒は水火相容れざる間柄となり、延いて馬世土尼に於ける勃希兩民族の軋轢を益々助長せしめた。其の後勃希兩國間の關係の一時稍、良好に赴いたのと、且土廷が勃希各教會所屬の諸學校に向つて矢鱈に干涉政策を執つた反響とで、兩教會は相互反目の不利益なるを悟り、土耳其帝國內に住する基督教徒の共同利益を互に相擁護するの得策なるを認むるに至つた氣運に乗じ、露帝も亦希臘教會筋に説く所あつた結果として兩教會は相互接近し、基督教徒の對回教徒策となるを概ね共同運動に出で、例へば當時土廷の兵役服務年限延長問題に對し、兩教會は土廷に共同對抗したるが如きこともあつた。が是れ固より一時的現象たりしに過ぎない。概言すれば、馬州に於ては多年民族の争に宗派の争が加味せられ、轉じて思想上の軋轢となり、延いて行政上に渾沌たる状態を呈せしめた、といふのが輓近數十年を通じたる現象であつた。

勃牙利は其の自民族の馬世土尼に於て最の優勢である所から、夙に同州を以て當然の勢力範圍と見

傲し來り、同州民の一部に於ても亦勃牙利に合するか又は勃牙利に依つて土耳其の虐政より脱し、土國の宗主権の下に立つ所の自治政治を待んどの希望を有するや久しかりしが、伯林條約に於て此の希望は空となりしが爲め、同州中親勃黨の面々は痛く失望し、各所に暴動を起し、土國の官兵に抵抗する始末となつた。然るに同州の土國への還附は列國共同の約束で定まつたものであるから、今更ら如何とも策の施すべき餘地なく、不平煩悶の裡に十數年はいつとはなしに経過した。此の間に於て土廷の同州在住基督教徒に對する虐待抑壓は益々甚しかつたので、住民は轉じて近隣諸邦に續々逃竄し、殊に勃牙利に移住する者頗る多く、其の首都ソフヒアのみにも十年を出でずして三四萬の多きを算するに至つた。

馬州に對する土廷の秕政暴政は固より列強の希望する所でない。故に列強は土廷の將來の虐政を豫防せんが爲め、豫て伯林條約の第二十三條に於て歐洲土耳其の地方政治に關し左の如き規定を設けたることは世の外交史上に詳なる所である。即ち『土耳其政府はクレテ島に對し、一八六八年の構成法に公平と認むべき修正を加へて之を嚴正に施行すべきことを約す』、『本條約に於て別段の構成を規定せざる歐洲土耳其の他の部分に對しても亦土地の狀況に應ずべき同様の法令を施行すべし。但しクレテ島に許與せる課税免除の件は之を適用する限にあらす』、『土耳其政府は各地方に於て新法令を施行す

るの細目に關し土民の代表者を多數に加へたる特別委員を簡派すべし』、『該委員の作製せる構成案は之を土耳其政府の審査に附すべし。土耳其政府は之を公布實施するに先だち、東ルーメリアの爲めに設けられたる列強委員に商議すべし』といふのが其の要旨である。此の特別委員なるものに就ては、時の駐土英國大使レーヤルドが其の土廷に對する一八七九年六月二十七日付口上書に於て熱心勸告する所あつたが、土廷は結局之を容れないで、別に歐洲土耳其の地方制度に關する一法案を起草し、一八八〇年の四月之を列強の東ルーメリア委員の商議に附し、委員は審査の末同年八月二十三日を以て之に同意した。是れ即ち伯林條約第二十三條の變身として現はれたる一八八〇年の改革案である。此の改革案たる新地方制度法は通計十八章、三百二十七條より成る所の浩澁なる一大法典で、標題は『歐洲土耳其地方(東ルーメリア)に關する法律』とある。平たく評すれば、佛國の地方制度に關する法規の翻譯に過ぎない。其の規定せる地方制度の要領は、各州に總督を置き、其の任期を五ヶ年とし、別に州參事會と州議會とを設け、州參事會は高官六名、各宗派の代表者と外に州議會の選出する參事會員六名とを以て組織する總督の理事機關で、州議會は亦高官六名、各宗派の代表者、總督の選命する議員、及び各村の公選議員を以て組織する立法機關である。但し總督の選命する議員の數は公選議員數の四分の一を超過するを得ずとあつた。其の權限も大體に於て一般の地方議會と異なる所はない。其



の他地方行政の監督、地方財政の運用等に就ても嚴密なる幾多の規定があつた。土廷は此の地方制度案の實施を當時列強委員に約束したけれども、元來議會制度なるものは廢帝アブドル・ハミツドの豫て蛇蝎視し、絶対に顧みるを欲せなかつた所であつたのみならず、他の一方に於ては此の法案を實施するの細目に亘り列強委員間に意見の杆格があつた。例へば英國は當時歐洲土耳其其の州縣の大分合を行ひ、同系民族を成るべく同一地方に集團せしむるの方針を執らんと主張したが、埃甸國は之を以て當該民族の他日の獨立建國の運動を誘導するの虞ありと爲して反對するといふ風であつた。旁々該改革案は、土廷に於て法律として發布するに至らずして死文となつたのである。

斯かる間に一八九三年(明治二十六年)の頃より、馬世土尼州民中の勃牙利族間に革命を目的とする一の秘密結社が出来た。土語にて何と呼ぶか知らないが、英語では俗に(Internal Organization)と稱せられた。其の主義綱領より推し假に自治黨と譯して置く。此の結社の主魁は同州の志士グルエツフ(Danian Groner)及びタタルチエフ(Christo Tatarcheff)と稱する二人である。彼等は馬世土尼自治の標榜の下に當時同州に簇生せる二三の革命黨を糾合し、資金を募り、銃器を購ひ、壯士を訓練し、革命の歌を作つて俚俗の間に擴布し、依つて以て期年の間に之を尅然たる一大秘密結社に化せしめた。是に於てか獨り勃牙利族といはず、塞耳比族も希臘族も將た羅馬尼族も之に倣ふて夫々自民族間に秘

密結社を作るに至つた。此等の結社は總じて馬世土尼匪團ゲレタと稱せられた。而して諸匪團中其の最も優勢なるは勃牙利族の自治黨であつたのである。

此の自治黨なるものは馬州に於ては秘密結社であつたけれども、其の分身の勃牙利國內に設けられたるもの、寧ろ在ソフヒアの本部と稱すべきものは、秘密結社ではなくして公然たる一政黨として看板を掲げた。同黨の分身は勃牙利國內のみに止まらず、隣國の羅馬尼にもあつたが、羅馬尼では其の結社に解散を命じたので、黨勢に格別の伸張を見るに至らなかつたが、勃牙利にありては自民族の勢力發展は國運の膨脹を意味するといふ所から、陰に陽に之を幫助した。當時勃牙利内には同民族の馬州民が二十萬以上も入込み、首都ソフヒアの人口の半分は一時は馬州民であつた位である。或は土耳其の暴政に堪へずして逃げで來た者もあるし、或は留學の爲め、或は營業の爲め、其の他種々の動機よりして集り來つたのであるが、孰れも一たび來つて復た馬州に歸るを欲せず、概ね勃牙利國內に根據を構へ、此處を其の一大殖民地となし、又仲には馬州民にして勃牙利議會に議席を有する者もあれば、或は進んで勃牙利の國務大臣となつた者すらある。斯くて馬州自治黨、一名馬世土尼革命委員なるものは其の分身を公然勃牙利國內に置き、公然其の主義を同志の間に遊説するを得た。尤も仔細に檢分すれば、勃牙利國內の馬州革命委員中にも二三の小派が無いではない。例へば該委員中に別に中

中央派なるものがあつた。中央派は馬州民の黨派といふよりは寧ろ馬州本部とは殆んど連絡なき勃牙利人の組織に係るもので、其の首領は勃牙利の詩人で且歴史家であるミハイロフスキー(Mikhailofsky)であつたが、彼れ實は表面の首領といふに止まり、實際の首領は勃牙利の退役少將ツオンチエフ(Gen. Tzonchett)なるものに外ならぬ。ツオンチエフは勃國王フェルヂナンドと個人的懇親の間柄である所から、馬州民は彼れの率ゆる中央派の運動を以て馬州の自治自由の爲めの運動に非ずして、フェルヂナント王の爲めにする運動なりと評せる者もあつた。此の中央派なるものと相竝んでサラフオフ(Sarrafotth)の率ゆる急進派がある。サラフオフは元ツオンチエフの下に屬したが、後分離して別に一派を立て、其の後馬州本部の謂ゆる自治黨に隸屬するに至つた。此等の諸派は一時互に軋轢し、馬州の改革運動も爲めに統一を缺いたが、後年に至り各派能く融和し、前述のグルエッフと右のツオンチエフ將軍とを兩首領として馬世土尼委員の名の下に一致の運動を爲すに至つた。

馬世土尼自治黨は其の組織以來極めて行動を秘密にしたので、土廷に於ては久しき間其の存在をだに知らなかつた。然るに一八九七年(明治三十年)に入り、偶としたることから其の存在が發覺した。同年の初め馬州ウスクブ縣のヴィニツア邑(Vinitsa)にて勃牙利人の一竊盜犯があつて、警吏之を捕縛し家宅搜索をした所、銃器や爆裂彈の夥しき數量を發見したのみならず、自治黨の既往四年間に於

ける種々の計畫案の證據物をも見出したので、警吏は驚いて之を手始めに村中の勃牙利族の家宅搜索を悉皆行つたのは勿論、村民を捕縛し、拷問し、監禁し、罪あると無いとを問はず投獄したる者ウスクブ州のみして五百有餘名、逃れて勃牙利に走るもの三百有餘名に及んだ。爾來土廷は馬州民に對して嚴重なる監視を施し、探偵を戸毎に配り、苟も多少の嫌疑にてもあらば容赦なく捕へて之を獄に投じ、拷問を之に加へ、併せて其の家産を沒收した。之が爲め人、人を疑ひ、親戚故舊の間に於てすらうかご話が出来ない始末となつた。斯かる始末に加へ、馬州にありて勃牙利族と利害を異にする希臘族は、欺を土廷に通して勃牙利族の動靜を荐りに密告したので、馬州自治黨は大打撃を受け、同州に於ては運動畫策に従事するの極めて危険なるを感じ、即ち策源の本據地を勃牙利國內に移し、徐ろに事を舉ぐるの準備に着手した。由來勃國政府の馬州改革運動者に對する態度は終始必しも一ならずで、時には宗主國たる土廷の意圖に憚り、又時には當時巴爾幹半島に於て事勿れ主義を執つて居つた埃露諸國の指金に由り、動もすれば馬世土尼委員の運動を抑制するの方針に出でたこともあつた。が要するに大體に於ては、寧ろ默認の態度を執り來つたのは事實である。現に該委員の一領袖たる前述のサラフオフは、羅馬尼に於て土廷の間諜を殺したとの故を以て羅馬尼の裁判所にて死刑の宣告を受けたが、其の逃れて勃牙利に來るや、勃國政府は之を放任して顧みなかつた程であつた。然るに土廷にては、

一旦壓迫し盡せりと思つた馬州自治黨が、爾來三四年を経ざるに再生復活せしを探知したので、一九〇一年(明治三十四年)の三月サロニカに於て若干の嫌疑者を捕縛した所、測らずも其の一人の懷中より馬世土尼委員の作戰計畫案を發見した。其の計畫案に依ると、自治黨が馬州各地に於て竊に募集したる壯士の武裝隊は、勃牙利國內に於ける同志の采配の下に一舉して要路の高官を暗殺せんとするの筋書で、其の謀や密に、其の機や漸く熟しつゝあるのが解つた。是に於てか土廷は勃國政府に對し、馬世土尼委員の集團の解散と該委員中の領袖の捕縛とを要求した。勃國政府は同年四月の初めサラフ<sup>フ</sup>其の他重なる顔役を捕縛して幾分土廷に安心を與へた、が委員の解散は事實行はる可らずとて之を肯じなかつた。是れと前後しソフヒヤの有志者大會は、馬州委員の捕縛に關する政府の措置を非難する決議を爲し、次で同地に於ける自治黨の總會の節、比較的温和派に屬する前記のミハイロウスキ<sup>キ</sup>を實行委員長に擧げて今後の方針を決議したる等のことに對しても、勃國政府は別に壓迫の措置は執らなかつたのである。

同年秋、馬世土尼委員中の謂ゆる中央派の首領ツオンチエフは、黨與四百を率ひて勃牙利より馬州に入り、土國官兵と數次の小衝突をしたが、格別の成功なく、ツオンチエフは十二月部下を收めて勃牙利に引揚げた。爾來馬世土尼委員の一舉一動に對する土廷の警戒は益々峻嚴を加へたので、該委員

の運動は幾分の頓挫を招いたが、右ツオンチエフの擧措よりして一時世に忘れんとしたる馬世土尼問題は再び歐洲列強の注意を惹くに至つた。そこで利害の最も深き奧露の兩國は、聯合して土廷に對し馬州行政の根本的改善を勸告した。土廷は之を應諾したが、之を實行せずして有耶無耶の間に時局を彌縫しつゝあつた。其の間紛擾は馬州に絶へない。土廷は列強の干涉の避く可らざるを豫知し、即ち君府駐劄の列強代表者に回牒し、土國政府は列強の勸告を容れ馬州行政改善に着手せるも、勃牙利國內に本據を有する馬州革命派の存在する限りは同地方の不穩の杜絶するは不可能である、基督教民の虐待暴殺は畢竟彼等の煽動の結果に外ならぬ、而して其の煽動は勃國政府の後援あるからである、故に斯かる結果に對しては、土國政府は其の責に任ずる能はずと聲明した。露國も亦土廷の發意に係る右の行政改善方法にては未だ以て馬州の根本的治安を期するに足らざるを認め、又馬世土尼委員の恃む所は要は勃牙利の後援にあり、勃牙利の之に後援を與ふる所以は畢竟露國の裏書に俟つが故なるを知らぬではない。唯だ露國は當時極東の經營に急であつたが爲め、此の際事を巴爾幹に構ふるを好まざるの關係より、即ち馬州革命派の輕舉妄動の以て良果を期する所以に非ざることを指摘し、勃國政府の其の危険なる煽動を制止し、依つて以て巴爾幹半島の平和の維持に全力を盡さんことを望む旨の説諭的牒文を官報にて發表するに止めた。

而かも馬州の状勢は一九〇二年(明治三十五年)の末葉より益々不穩を加へ、土勃兩國間の關係も緊張を示したので、露國は今や捨置き難しと爲し、外相ラムスドルフ伯は同年十二月瑞塞兩國を巡視し、歸途ゴルチョウスキー伯を維納に訪ふて該改革に關する意見を交換し、兩相交々其の在土京大使に訓令して改革案を起草せしむることとした。君府註劄兩國大使は翌〇三年に入り、孰れも本國政府に改革案を具申する所あつたので、兩國政府は之を基として改革項目を作り、二月二十一日を以て之を土廷に提出した。是れ謂ゆる二月案として世に知らるゝ第一次の改革案である。二月案の要旨はサロニカ、コツソゾオ、モナスチルの三州の行政を改善すること、土廷は知事總監督官を置き、其の任期を三年とし、之をして各州知事の行政を監察せしむること、外國吏員を備聘し警察及び憲兵を改造すること、財務の改革を斷行すること等であつた。土廷は之を容れ、先づフツセイ・ヘルミ・バシア(Hilmi sein Hilmi Paslia)を知事總監督官に任じ、次て馬州の財務は之を阿土曼帝國銀行の管理に移し、同銀行の當該地方支店をして馬州財務の出納役たらしむることとした。けれども此の財務改革たる單に出納の任務に過ぎないで、徵稅上の監督權が銀行に移つた譯でないから、唯だ出納が正確となつたといふに止まり、人民の租稅公課に對する苦情は依然として變りない。次には憲兵の改造であるが、土廷は基督教徒をも憲兵に採用し、又顧問として瑞典及び白耳義より若干の將校を備聘した。然るに憲兵

將校は依然回教徒であつたのと、憲兵に採用せる基督教徒中に陋劣な無賴漢が少なからず居つたのと、右の外國將校の助言勸告もいつも悉く用ひらるゝといふ譯でもなかつたのとで、是れも豫期せられし効果は擧らなかつた。此の外土廷は地方自衛團即ちベクチ(Bekchi)と稱するものに對する改革をも試みた。由來馬州各村落は無警察の状態で、殊に基督教徒は吾が身を保護すべき武器の携帯を許されないので、其の村落の安全を計る爲め勢力ある盜賊に年に幾何といふ一定の金額を納めて生命財産の安固を保障して貰ふ習慣がある。然る上は其の保障を請負へる盜賊は、外部から來る盜賊を撃退するの任に當るが、其の代り他村にて盜賊業を營むを免許して貰ふ。是れ謂ゆるベクチである。其の保險金額の幾何なるかは村落の危險の程度と保障する盜賊の能力如何に依りて差等がある。モナスチル駐在の某國領事の調査したる一例に依れば、マヴロヴオ(Mavrovo)の一小村にては保險賊七名を置き、一名に付七磅乃至二十磅を給し、村民一人平均總收入の一割を之に支出する勘定なりとあつた。而も保險賊は本來が賊であるから、保險を爲すも尙ほ且惡事を働くこと珍しくない。此の保險賊なるものは回教徒たる阿爾巴尼亞人の獨占業たる姿であつた。土廷は今次基督教徒の村落には基督教徒の自衛團を組織せしめ、之に保護を托すとしても差支なしとした。然るに基督教徒の自衛團には棍棒の外、銃の携帯を許されない、會、之を許すも獵銃に限られた。故に彼等自衛團の輩も、本式の賊に出遭へば直ぐ逃げて

身の安全を計るのである。加ふるに從來の阿爾巴尼亞回教徒たる保險賊は、其の商賣を古來永久の獨占業と心得、依然從來得意であつた村落に來りて保險料を強徴する。約まり基督教徒の村落では二重の保險料を拂はざるを得ない。そんな風で結局此の改革も無意味に終つた。

去れど此等の改革は畢竟制度の末の改革である。要は當局其の人の選任が肝要であつた。然るに新任の知事總監督官ヒルミ・バシアは如何なる人であつたかといふに、『馬世士尼』の著者ブレイルスフオールドは彼れを評し、『ヒルミ・バシアは確に一人物にして、普通の土耳其官吏以上の教育を有す。彼れ讀書家に非ざるも、佛語は自由自在也。彼れ生來一度も土耳其以外に出でず。故に彼れの思想はハミッド宮廷の思想に過ぎず。彼れ曾てエーメンの知事にてありき。蓋し好循吏にてありしならんと思はる。彼れの容儀は眞面目、丁寧、且威儀あり。始めて彼れに接する者は極めて誠實且正直なる人といふ感に打たるゝを常とす。去れど接見度を重ねるに及び、彼れ歐洲第一の滑稽役者なりといふことが追々明瞭となるべし。彼れの精力は絶倫にして、常に机に面し、常に書類を手にし、徹宵事務を執つて倦まず。彼れの胸中にある改革案は悉く紙上の研究の結果にして、之を以て日々の訪客に語り、領事に説き、遂に其れが公の報告となり、馬州が彼れの治下に驚くべき進歩を爲したるかの如き感を以て歐洲を迷はす也。彼れは濟度し難き官僚家也。彼れは其の唯一の政務資料たる幾多の電報と統計表とを

手にして煙草を燻らしつゝ、其の日を送る也。彼れは滅多に其の居室より出でず。稀れに各國領事に儀式的訪問を爲すが關の山也。彼れ馬州に着任以來其の管下の村落をだに巡視したることありや、將た彼れは彼れの電報と布告とに擧げて運命を繋げる管下二百萬の州民の代表者をだに引見したることあるやは疑問也。余は去一九〇三年の五月、始めて彼れに面謁したる時、彼れ傲然として改革の經過に關する其の報告を余に讀聞かせ、着任以來匪徒一千名以上を逮捕したる旨を得意に語れり。其の實此等の匪徒は任意に歸順せる者に過ぎざりし也。又彼れは約一千の在獄者は悔悟の狀あるを以て之を赦免すべき旨を確言せり。余は百姓は戦々兢兢として市に出づることも敢てせざる實情を指摘せしに、彼れは微笑を湛へて之を打消し、一聲高く御蔭で到る處太平で御坐ると結へり』(H. N. Brailsford, *Macedonia*, pp. 300-302) と云つて居るのでも其の一斑が知れる。随つて改革の成果も以て察すべである。

當時馬世士尼委員中の急進派は、埃露の尋常一様の勸告位を以てしては馬州の根本的改革は出来るものでない、眞に改革の實を擧げんと欲するならば歐洲列強の大々的干渉を要する、けれども歐洲列強は之を動かすに足る丈の實物試験を眼前に示すに非ずんば却々動くものではない、故に其の捷徑は歐洲人の生命財産を危険の位地に陥らしむるにある、然る曉には歐洲列強は干渉の擧に出づべく、土廷

は茲に始めて眼が覺め、眞に改革に志すに至るであらう、故に歐洲列國を動かさんとせば、其の已むを得ざる手段として歐洲人の生命財産に危害を加ふるに若くはなし、と彼等は斯う考へた。思慮なき幼稚なる思想といへばいへ、改革家なるものは絶望の曉には兎角斯かる思想に陥ひり易いものである。斯くて彼等は先づサロニカの阿土曼銀行を破壊せんと計畫し、銀行の隣に雜貨店を新設し、店の床下より徐に銀行の床下に土窟を穿ち、此處に爆發藥を填裝し、用意萬端整ふて同〇三年(明治三十六年)四月二十九日遂に之を爆發せしめた。銀行は咄嗟の間に吹飛された。次で兇徒は爆裂彈を停車場に投じ、歐人のホテルにも投じ、獨逸學校にも投じた。銀行の破壊以外には餘り成効せず、且此の兇行も急進派の豫期した程の手筈へもなく、却つて土廷の馬州委員に對する警戒監視は一層嚴酷となり、嚴酷を通り過ぎて暴戾殘虐となつた。ヒルミ・バシアは苟も注意人物と思はるゝものは片端より捕へて獄に投せしめ、秋毫も假籍しない。馬州の市邑には擧げて戒嚴令を施き、兵は民家に入り、武器を取揚げ、居宅を荒し、盜を爲し、婦女を姦し、亂暴狼藉知らざるなく、其の反動にて州民は益々不軌陰謀を企て、遂に八月二日を以て五千の馬州民はモナスチルを中心に一齊に蜂起し、電信線を切斷し、橋梁を破壊し、火を兵營に放ち、モナスチル・サロニカ間の鐵道線路を顛覆し、勢ひ頗る猖獗を極めた。次で彼等は其の本營をモナスチルより遠からぬスミロヴォ邑に置き、檄を四方に傳へたので、各地風

を聞いて悉く靡き、黨與次第に加はつた。土廷は驚愕し、急にナシル・バシアを新に討伐軍司令官に補し、大軍を派して亂徒の彈壓に當らしめたので、亂徒漸く潰へた。此の役に亂徒の死者七千、家屋の兵燹に罹りしもの馬州を通じて一萬二千戸、家を亡ひ路頭に號泣する者七萬人、逃れて勃牙利國內各地に入りし者約三萬、獄に投せられし者約五千五百、悲惨狀況蓋し馬州あつて以來始めてと稱せられた。

二月案の失敗は斯の如く、馬州の累次の擾亂は亦斯の如くであつたので、埃露兩國は是に於てか更に有力なる改革案を以て土廷に迫るの要を認め、同年九月末露帝の埃帝をミュルステツグの狩獵場に訪問の際、隨行のラムスドルフ伯は同地にて埃匈國外相と相議して第二次の改革項目を立案した。世に之をミュルステツグ案と稱する。當時英國外相ランズダウン侯も亦馬州改革に關する一層強硬なる意見を抱き、案を具して之をゴルチョウスキー伯に送附したが、其の維納外務省に到着する正に二時間前、埃露兩國外相は急に手を携へてミュルステツグに向つて維納を出發した。或は曰く、兩相は英國の提案を避けんが爲め、故更ら豫定時間を繰上げて同地に向つたのである。斯くてミュルステツグ改革項目は、同年十月に君府駐劄埃露兩國大使より同文通牒にて土廷に提出せられた。其の要旨は、埃露兩國より民政委員を派し、之を地方總監督官附とすること、民政委員の任期は二ヶ年とし、在

任中總監督官と共に管内を巡視し、其の結果を駐土自國大使及び各本國政府へ報告すること、土廷は外國より高級將校一名を聘し、又列國の將校數名を補助員として憲兵制度を改善すること、土廷は馬州の平穩に歸するを俟ち、同州内各種民族を規則正しく集團せしむるの目的を以て行政區劃の分合を行ふべきこと、土廷は司法及び行政組織を改造し、基督教徒たる土人を任用するの道を啓き、且地方自治の發達を計るべきこと、埃露兩國領事の監督の下に回基兩教徒より成る混成委員を設け、國事犯の内容を調査し、且擾亂地方の荒廢を恢復するの道を講せしむること、土廷は尙ほ二月案の改革要目の實行を誓約すべきこと等である。此の内馬州内各種民族を規則正しく集團せしむるの一條は、着手に及ばんとして甚しき紛擾の種となり、希勃兩族の混住する大部分の地方に於ては、希族は勃族を排せんとし、勃族は希族を逐はんとし、土廷も各國將校の指揮の下にある憲兵も之を鎮壓するに力なく、騷亂彌が上加はつたので、此の條項のみは程なく改革項目より削除せられた。

此の條項以外のミユルステツグ改革項目は、幾分の成績を馬州の行政上に示さぬではなかつた。憲兵制度の一端としては馬州を五管區に分ち、コツソゾオは埃匈國、サロニカは露國、モナスチルは伊國、ドラマは英國、セレスは佛國といふが如く、各管區を列強の主管とした。獨國は在サロニカ馬州財務監督國際委員會に自國領事を參加せしめし以外には、憲兵制度の如きに對しては超然として之

に干與しなかつた。當時英國は憲兵制度財務監督等を國際的とするの意見を固持し、伊佛兩國之に贊成した。斯の如くにして一八九七年の埃露の默契、及び其の產物たる二月案並にミユルステツグ案を漸次他の列強に及ぼし、之を國際的に化せしむるに至つたことは、一九〇五年より同〇七年（明治三十八年乃至四十年）に至る間に於ける列強の對東方政策の重要な一變遷である。即ち埃の獨占的方針破れて對馬世土尼方針は國際的となり、其の國際的となるに伴ひ埃露の默契は破れて茲に兩國の競争となり、ボ・へ兩州併合問題に至りて茲に兩國の一大角逐となれる趨勢は、注意すべき現象なりと謂ふべきである。

埃露兩國が二月案及びミユルステツグ案を立てし動機は、専ら巴爾幹の基督教徒を塗炭の苦より救ふにありと稱したのであるが、其の實之に依り巴爾幹に於ける自國の權勢を扶植支持せんと欲せしに在りしことを俟たない。或は埃露の當年の態度を評し「埃露兩國の本意は馬州の無政府狀態を改善するよりも寧ろ之を助長せしむるに存し、土廷に提出するには態と毒にこそなれ樂にはならぬ功能薄き改革案を以てし、之に依りて馬州を益々混亂の巷に化せしめ、以て自ら利する所あらんとせしもの」(Villar, *The Balkan Question*, p. 257) と説けるもあるが、縱し其れまでの惡意なしとするも、二回の改革案が共に是れ埃露の自國本位より割出されたるものなることは疑ふの餘地がない。特に埃匈國は、

露國と共同して馬州改革を提唱するを以て其の勢圏を巴爾幹に擴張するに便利なりと爲し、露國は當時極東の經營に急なる所よりして進んで巴爾幹に活躍を試むるの餘裕はなきも、責めては埃匈國との共同運動を楯とし、埃匈國をして獨り勝手の行動を半島に試むる勿らしめんと欲し、茲に兩國の提携は成つた。而もミュルスタグ案は、其の理想に走るの點に於て二月案に譲らない。随つて當初こそ何ほどの成績を示さぬではなかつたが、いつとはなしに是れ亦死文と化し了つた。折しも極東に於ては、日露兩國愈々旗鼓の間に相見へ、露國は當分力を巴爾幹に用ゆる能はざるに至つたので、巴爾幹半島に對しては専ら現状維持の一點に方針を定め、此の方針よりして土廷に對しては馬州改革の實行を促すと同時に、他の一方に於て勃牙利に慫慂し、土耳其との間に馬州革命黨の取締に關する約束を取結ばしめた。此の約束は何程か功を奏し、馬州は一時小康を得たが、擾亂の根源を杜絶するの策としては未だ之を以て足れりと云ふことは出来ぬ。然れども露國は當時極東の風雲に顧み馬州に對しては此の際兎も角も干渉の端緒を握り置けば可なり、其餘は後日の推移に俟つべしと爲し、其の上の干渉を試みるの舉に出でなかつた。

然るに他の一方に於て英國は、土耳其の内政改革の出来ないのは主として資力の乏しきと財政の運用宜しきを得ざるに由るとの見地から、一九〇五年(明治三十八年)の五月馬州の根本的改革案を具し

て埃露佛獨伊五ヶ國の賛成を求めた。其の方案は約言すれば、土廷をして馬州に對し列強共同監督の下に一種の分權政治を行はしめ、土耳其の同地方駐屯兵をば大に減員せしめ、又埃露の派遣文官の外英佛獨伊よりも代表官を派し、之を以て一の監督局を組織し、主として財政事項の管掌施行に當らしむと同時に、他の一般行政問題に就ても發言の權を有せしむ、といふが主眼であつた。是に至つて埃露兩國の從來の獨占的地位は漸く變じ、馬州は列強共同運動の舞臺とならんとするの趨勢となつて來た。之に對し埃露兩國は英國の提案の一部を賛成し、監督局の管掌事項を單に財政のみに限るへしこの點に於て妥協成り、列強は其の實行を土廷に求め、併せて列強代表官の任命を土廷に通告した。土廷は列強の提案を以て自國の主權を侵害するものと爲し、之が應諾を肯んじない。列強は示威的に聯合艦隊にてダルダネルス海峽を封鎖し、且土耳其の税關を差押ゆるの議を決し、土廷に向つて之を通告すると同時に埃のリップル提督を聯合艦隊總司令官に推し、各自若干の軍艦を希臘のペリウス港に集合せしめた。然るに其の際に方り獨逸は地中海に自國の艦隊を有せずとの理由を以て聯合運動の參加を辭したので、列強の歩調は幾分か亂れたが、聯合艦隊は兎も角も陸戰隊をミナルニ島に上陸せしめ、且税關を差押へたから、土廷も遂に屈し、大體列強の提案を容るゝことを約し、唯だ自國の主權の體面を維持せんが爲めに若干の修正を要求した。列強は之を容れ、茲に同年十二月を以て土廷と列強と



の間に馬州改善に關する協定案の成立となつた。其の要領は第一。ヘルミ・バシアの主宰の下に財務監督委員を置くこと、該委員には列強の代表者の外土廷より一名を之に參加せしむること。第二。財務監督委員は阿土曼帝國銀行と共同して業務を行ふこと、財務検査の任は之を同銀行に托すること。第三。巡回視察官三名を置くこと、視察官は稅政ありと認めるときは財務監督委員に報告すること、但し視察官は處分施行の權なきこと等である。而も此の協定案に依り馬州の改善が其の實績を擧げ得ると思へば間違ひである。況して列強間には、馬州に關し必しも充分の協調があつたのではない。現に列強は其の改革を土廷に迫りつゝある間に於て、獨逸は土廷の甘心を求めんとするに汲々とし、英國は之を阻礙せんとするに腐心するといふ有様であつた。而して他の一方に於ては、馬州諸民族の匪團も依然暴動を持續し、土國官兵との衝突は月に十數回を算せざるはない。是に於てか英國は一九〇八年の六月更に新改革案を立て、列強の賛成を求めた。英國の新提案はミユルステツグ改革條目の監督制度を根本的に改め、新に列強の同意を得たる獨立の總督を馬州に置き、其の任期を十年とし、之に充分の權限を與へ、必要の場合には兵馬を用ひ得るの權をも附し、又馬州駐在の土耳其兵は之を撤退せしめ、同州の財務は列國委員の監督の下に置き、土地の収入は土地の費用に充て、剩餘ある場合にのみ之を土廷の國庫に入れるといふを其の眼目とした。然るに列強の多數は黙して答へず。仲には之を

以て伯林條約にて保障したる土耳其の歐洲領土の分割を導く虞ありと爲し、不同意を表したるものもあつた。是に於てか露國は英國に對し、右の提案の趣旨には異議なきも、列強殊に獨逸は到底之に同意せざるべしとて其の撤回を求め、別に列強の同意し得べしと思はるゝ程度に於て起草せりと稱する改革の對案を提出した。英國其の他の列強は大體に於て之に同意を表し、次て同年六月英露兩帝のレヴァルの會見の結果、英露兩國の對馬州策も意見の一致を見たので、列強は前記の綱目に依り土廷に對し更に馬州改善の實行を勸告せんとしつゝあつた際、青年土耳其の大革命は突如として起り、而して馬州の諸民族も一時青年土耳其の新政治を謳歌するに至つたので、馬世土尼問題は一時火の手を收め、列強も亦土耳其の新政治に好意を表して干渉の手を緩め、其の派遣將校の如きも程なく馬州より撤退し、隨つて從來の馬州改善に關する列強の提案も一時中絶の姿となつた。其の間に於て形勢の急轉を示しめたものはホ・ヘ兩州問題である。

### 第三節 ホ・ヘ兩州問題

ホ・ヘ兩州問題の發端は、例の伯林會議の閉會の當日、即ち一八七八年の七月十三日を以て奧露兩國の間に取結ばれた秘密條約にある。此の秘密條約の要旨は、露國は奧匈國が土耳其のノヴィ・バザル

州に對する行政上の不便に鑑み、同地方をボニシア、ヘルツェコヰイナ兩州と均しく永遠に占領するに對し異議なきこと、埃匈國は之が代償として露國に對し伯林條約の實行上に横はる一切の故障を排除するに就て外交的援助を與ふべきこと、云ふにあつた。是れより先き一八七六年、埃露兩帝のライヒスタットの會合に於て、及び翌七七年一月十五日ブタペストにて調印せられ、同年六月十八日維納に於て批准交換せられたる追加協約に於て、露國は既に埃匈國のボ・ヘ兩州の占領を是認したのであるが、而も伯林會議に於て露國全權ゴルチャコフ及びシユヰアロフは埃匈國の兩州占領を承認するを好まざるの態度を執り、獨英兩國全權の德意に依り僅に之を承認したる始末であつた。元來露國の當初の希望は、露國が巴爾幹に於て勃牙利なる一大スラヰ國を建設し、依つて以て弱を半島に樹てんとするに方りて埃匈國の中立を買はんと欲するにあつた。英國は伯林會議の開會に先だつ七日前、即ち一八七八年の六月六日、埃匈國との間に一妥協を遂げ、之に依り英國は埃匈國のボニシアに關し必要と認むる提案に總べて賛成すべき旨を約した。露國の計畫の一部はサン・ステファノ條約の改竄に依り頓挫したが、結局黒山國の國境の改定を代償として一步を埃匈國に譲り、ボ・ヘ兩州及びノヰイバザ州の占領を承諾したのである。

ボ・ヘ兩州は、埃匈國に於て實は當初より之を併呑するの計畫であつた。フランツ・ヨセフ帝にも、

曩にヰニス及びロムバデーを失へるに對し、之と面積略々相若けるボ・ヘ兩州を其の手に收めて前後相償はしめんとの意圖にてあつた。然るに時の外相アドラシー伯が特に併合を避けて永久占領の形式を執つた所以のものは外でもない、一は土耳其の反對より延いては露國に與ふるに土國に向つて再び戰端を啓くの機會を以てするに至るべきを恐れたのと、一は兩州併合に對しマギヤール族の嫉妬的反對、及び日耳曼族のスラヰ族増加を嫌忌するの情勢を顧慮したからである。殊にビスマークは疾く埃匈國に兩州併合の斷行を慫慂した。塞耳比國の隨一の史家リシツチは此の事情を詳説して居る。(Ristich, *Diplomatic History of Servia*, 1875-78, Vol. II. pp. 251-2) 將た或は之を打消し、兩州併合の必要を夙に認識し、先づ其の占領を斷行したるはアンドラシー伯其の人の明鑒であるとの説もある。フォン・ウエルタイムルは伯の傳に於て之を力説して居る (Von Eduard Wertheimer, *Graf Julius Andrássy: Sein Leben und Seine Zeit*, Vol. III. p. 122)。然れども兎に角ビ公が後年、恰も佛國にヰニスを與へ、依つて以て一は同國の眼を他の方面に轉せしめ、一は以て佛伊の疎隔を期せんとせしと均しく、埃匈國にボ・ヘ兩州を與へ、依つて以て一は同國の非日耳曼的感情を緩和せしめ、一は以て埃露の反目を助長するの具に供したるは疑なきの事實である。特に埃露にして相反する限りは、兩國は孰れも共に獨逸に對して秋波を送るべく、縦し其の援助を求めざる迄も、其の善意的中立を冀

ふは自然の順序である。是れがビ公の附込み所にてあつた。

一八九六年(明治二十九年)の十月、ビ公の對露再保險同盟始末が如何に歐洲の外交界に一驚を喫せしめたるかは、世人の熟知する通りである。其の結果は間接に奥露兩國の關係に一變化を與へ、兩國の親交を幾分か増進せしめた。即ち翌九七年の春、奥帝のニコライ第二世を露都に答訪せらるゝと同時に、巴爾幹に關し奥露兩國間に意見の交換は行はれ、其の結果として奥外相ゴルチョウスキー伯及び露外相ムラヴィエフ伯は、同年四月二十九日付を以て交々其の巴爾幹諸邦駐劄の白國公使に宛、同文を以て「奥露兩帝間の意見交換は、兩帝に與ふるに奥露兩國の希土戰爭に對して執りたる態度の正當なるを認識するの機會を以てし、別して兩帝をして一般的平和、秩序、及び現状の維持に就て固き決心を有せしむるに至れり」との旨を通牒するに至つた。其の翌秋ゴルチョウスキー伯は奥匈國代議員會に於て、巴爾幹に主たる關係を有する奥露兩國の妥協の基礎は發見せられたること、兩國は巴爾幹に對する侵略的意思を總べて排斥し、専ら現状を維持することに決したること等を宣明した。而も奥露兩國は、實際は此の宣明ほどに接近したのではない。前記兩帝會見の當時、ムラヴィエフ伯は其の對巴爾幹方針の要領を記してゴルチョウスキー伯に示せしことがある。此の方針は、露國の當時極東政策の急調なりしに顧み、極めて抑讓的のものであつた。ゴルチョウスキー伯は之が對案として奥

匈國の對巴爾幹意見をムラヴィエフ伯に手交したが、伯の之を露帝に示すに及び、帝は其のボ・へ兩州併合の希望の一條を塗抹し、其の以外のものを以て兩國の妥協の基礎と爲さしめたので、ゴルチョウスキー伯は已むを得ず之に従ひ、兩州併合のことは他日の機會を俟つこととし、茲に兩三年は打過ぎた。

此の間に於て露國は旅大の經營に全力を注ぎ、復たボ・へ兩州のことを顧みざるの姿であつたので、當時奥匈國內の進取論者は、ゴルチョウスキーが露國の極東に忙はしきの時機を利用するの緩なるに對して攻撃の聲を放ち、次ては日露戰爭、露國革命亂等に乗じボ・へ兩州を併合し、塞耳比を抑へ、霸を巴爾幹に樹つるの舉に出でざるに就て盛に非難を加へた。ゴルチョウスキーは元來奇策に富める權略家ではなく、寧ろ正直にして且常識に富める政治家で、露國の不利に乗じて事を謀るが如きは其の得意とする所でなかつた。のみならず伯は、奥匈國の單獨にて巴爾幹に事を構ふるが如きは危険是れより大なるはなしとの意見を抱いて居つた。殊に一九〇三年より六年に至る三年間は、奥匈兩國の議會は共に紛擾を極め、随つて一朝事あるに際しても、軍資金の協賛は容易に之を望むべからざるの形勢であつた。當時奥國の閣員中には、事を外に構へて國內の紛争を之に轉せしむるの意見を有した者もあつたが、帝も伯も共に之に賛成しなかつた。又獨逸も摩洛哥事件に關する攻勢的態度よりし

て、埃匈國に對し其の力を巴爾幹に殺ぐの不利を説き、自國は露國當年の弱點に乗じて活躍を始めたけれども、埃匈國の自國の譽に倣ふは欲しなかつた。去れば伯は此等の事情の下に徐に馬州改革の方針を執り、而して他の一方に於て其の機關紙をして獨逸に對し、歐洲以外の天地に於ける問題は三國同盟の共同蹶起の理由とならず、故に獨逸が摩洛哥問題に依り英佛と干戈を交ゆるに至るも、埃匈國よりの武力的援助を期待すべからずとの意を諷せしめ、同時に埃伊の關係を一層親善ならしむるの方針を執り、伊國外相と一九〇五年(明治三十九年)アバチアに於て、翌〇六年はヴェニスに於て、累次の會見を遂げ、其の際會て同國外相と一八九七年(明治三十年)に口頭にて、又一九〇〇年(明治三十三年)に書柬の往復にて取極めたる阿爾巴尼亞に關する協約に調印を爲したのである。埃と伊と餘りに接近し、餘りに直接の親好を結ぶを内心好まなかつた獨逸は、伯の右對伊方針を視て衷心慚しとせず、隨つて伯の一九〇六年春のアルゼンチラス會議に於て、埃匈國は獨逸に對する誠實の意を表せしに拘らず、獨帝は伯に對して不快の念を抑ゆる能はず、遂に伯に對し其の同會議に於ける行爲を反語的に讚し、『決闘場に於ける燦爛たる介添者』と云へる電報を發して其の勞を謝したといふ皮肉もあつた。埃匈國政府は此の電報を公表するを好まなかつたけれども、在維納獨國大使は伯が斯かる賞讚の電報を天下に公表せざるは其の意を得ずと論じたので、遂に之を公表した。が其の結果埃匈國は單に介添

者に過ぎずとの不面目を内外に招き、伯の威望も爲めに傷き、翌年伯は匈牙利政府との間に圓滑を缺くに至つたのを機として遂に桂冠し、駐露大使エーレンタール男は前述の如く、入つて之が後繼者となつたのである。

#### 第四節 エーレンタール外相となる

エーレンタールは其の性格に於てゴルチョウスキーと同型の人ではない。ゴルチョウスキーは快活にして寧ろ多辯、愛想よく而も直截的で、維納駐劄の孰れの使臣も伯に於て曾て一片の欺言をだに見出したることなしと稱せられた人である。エーレンタールは寡言家、秘密家、精勵家として有名な人である。男の外相就任後數月ならざるに、維納の外交團に『エーレンタールはバール・ブラツ(維納の霞ヶ關)のぐるりに不誠意の空氣を漲せり』(Aehrenthal a établi autour du Ballplatz une épaisse atmosphère de mauvaise foi)との評出でしが如き、以て其の一端が示される。彼れ露都に在るこの前後通じて足掛け實に十有九年、其の間深く露國の文物制度言語風俗を究め、露國人の思想性情を解し、露國人との應酬に巧妙であつたことは、曾て露國の一大臣が或人に對し『自分はエーレンタールと語り居る際は、イツも對手が埃國人なることをイツの間にか忘れて了ふ。彼れは露國の百事に精通

し、其の思想感情も露國人に違はない。自分は彼れは外國人なること、殊に我國と格別親善の間柄と云ふ可らざる一國の代表者なることは、餘程考へねば氣が付かぬ』と述べたといふことでも察せられる。斯かる風であつたから、埃匈國の政策は暫く措くも、エーレンタール其人は自然熱心なる親露主義の人として世に聞へたのは怪むに足らない。随つて彼れゴルチヨウスキーに代りて外務大臣に榮轉すべしとの風説が始めて世に出た當時には、之を聞傳へたる伯林方面にては聊か響盛したのである。殊に彼れ當時埃匈國皇嗣フランツ・フェルデナンドの御覺へ芽出たく、其の外相候補も皇嗣の後押に係るとの評判もあつた。尤も之を打消す説もある。『エーレンタールが外相の要職に簡拔せられしは一にフェルデナンド大公の輓推に由ると傳へらるゝも、是れ全然誤傳也。エーレンタールの唯一の熱心なる後援者は、維納の舊女優シユラットにてありし也。シユラットは多年老帝の愛人として殊寵を辱ふし、著しき勢力を宮中に有せり。女性に媚ぶるに特得の技能を有するエーレンタールは、歸朝の機會ある毎に先づ第一にシユラットに訪問の禮を盡し、其の歡心を求むるに會て抜目なかりき。乃ちエーレンタールの昇進はシユラットの庇護に負へる頗る大にして、其の愈々外相の印綬を帯びんとするや、シユラットは老帝に勧め、帝と彼れとを自宅にて非公式的に相會せしめ、エーレンタールは其の機會に於て充分老帝の弱點を解し、又如何に之に乗すべきかを學び得たる也』(Princess Catherine

Radziwill, *Sovereigns and Statesmen of Europe*, pp. 84-6)の如き亦一説であるかも知れぬ。去れどエーレンタールは、縦しんは皇嗣の推舉に由りて外相の椅子を贏得たので無かつたとするも、皇嗣と彼れと當時意氣投合して居つたのは略々事實のやうである。而して皇嗣には當時排獨親露主義の人と世間目せられて居つたのであるから、エーレンタールにして一朝外相の職に就くあらば必然ゴルチヨウスキーの親獨的方针を改むべきこと、獨逸は勿論、一般外交界の爾く觀察したのも無理ならぬ次第であつた。別して露帝には、彼れの外相就職は即ち埃露兩國間に一條の親善の道を啓き、巴爾幹問題の如きは則ち談笑の間に解決するを得べしと爲し、欣喜して其の風説を迎へ、後日其の風説の事實となるに迫んでは更に一段の祝意を表したる位であつた。去れど實際彼れは當時に於て、縦し一時たりとも親露主義に傾いて居つたのであるか否かは今に疑問である。唯だ彼れの胸中、埃匈國は須らく露國を利用すべし、といふ位の考はあつたらしい。彼れの露都に於て別懇なりしと云へる一外交官が彼れの外相となりし時の評に曰く、『エーレンタールは程なく露國を手の物にするに相違なし。彼れは露國人を知つて知つて知り抜けり。露國人の愚なる、彼れの露語を操り、露人に慇懃なるを見て己れの藥籠中のものと思考し居るも、焉ぞ知らん彼れは心中露國を馬鹿に仕切つて居れり』と。此の評言は後日確に適中した。彼れ又英國を好まない。獨逸に對しては彼れ何程か畏敬の念を抱き、殊に獨逸が目的

の爲めには手段を擇ばずして突進貫行するの性情には多少の感化を受けた。乃ち彼れ外相の印綬を帯びた當時には親露主義の名あつたけれども、在職一年ならずして諛獨主義の名を得たる位である。而も彼れを以て一時たりとも衷心諛獨主義に傾けりと見做さば大間違である。其の政事主義は保守的である。神聖同盟は其の理想である。唯だ其の同盟の中樞をば伯林に代ゆるに維納を以てせんとするの差あるのみである。

彼れ駐露大使より擢でられて外相となつたに就ては、果して世間にて噂せし通り眞に皇嗣フェルデナンドの推舉與つて力あつたか否かは暫く別とするも、其の先進者の簡拔に與りし理由の**一は日露の開戦を避くべからざるものと断せし當年の先見の明に在つたとも傳へられた。當時獨逸宰相ビュローも、他の有力なる歐洲二三の外交家も、日本は恫喝を喰はされ結局泣寢入となるに相違なしと觀察し居つた際、彼れは有力なる牒報者より得たる情報に依り、日露は旗鼓相見へずんば己まざるのみならず、日本は攻勢を取つて先づ火蓋を切るならんとの報告を夙に維納政府に致し居りたりとのことで、其の眼識が伯の榮進の道を啓いた所以の一であると聞いた。實際伯は其の駐露大使時代に於ても、將た外相となつた後も、牒報機關を餘程巧みに利用したやうである。尤も稀には之に誤られたことも無いではなかつた。殊に後年の謂ゆるフリードユンク事件の如きは、其の最も甚しき驅され方である。**

牒報を得るは難きにあらず、難きは牒報を取捨するの眼識である。外交家の注意せざる可からざる要點は實に茲に在る。

兎も角も彼れ一九〇六年（明治三十九年）の秋、新に入つて外相の印綬を帯びた。彼れの外相就職は、奥匈國の外交史上に確に一紀元を劃した。由來奥匈國の外相なるものは、奥匈兩國孰れの内閣の進退にも關係なき位置にあるのであるから、其の交迭は比較的稀な方である。現に既往三十年間に入つて外相となつた人々は、僅に屈指するに過ぎない。カルノキー伯は一八九八年（明治三十一年）に當時の法王使節が匈牙利の結婚法案、宗教政策に對し公然批評を加へたりとの事件の善後問題に關して同國首相バンフヒー男と不和を生じたる結果、遂に辭職するの已むなきに至りし迄の十有四年間の久しき、引續き外相の職に居つた。カルノキー伯に次て其の椅子に就いたゴルチヨウスキー伯は、前任者に劣らざる才幹を有し、巴爾幹問題に就ては露國と協商を遂げ、三國同盟は忠實に之を維持し、在職八年の間奥匈國の外政上消極的ながらも相應に見るべきの治績を留めた。其の次はエーレンタールである。エーレンタールは其の就職に當り外に向つては列國との親善、平和の維持等常套の辭令を惜まざる羅列したが、實際の外交運用としては、奥匈國の當年漸く陥り來れる退嬰主義を捨て、進取的政策によりて國勢の振興を計り、國際政局上の地位を向上せしめ、獨逸同盟以來外交中心の動もすれ

ば伯林に偏するを制し、外交の自主獨立を恢復し、獨露をして共に埃匈國を敬重せしめ、埃匈國をして中歐及び東歐に於ける有力なる發言者たらしむるの方針を立てた。

此の時に當り露國は前年の政變に伴ひ憲政の成立を見るに至り、而してエーレンタールの好まざりし露國自由派は俄に勢力を得、殊に親英主義の人として聞へしイスヴオールスキーは入つて新に外相となつた。エーレンタールは其の在露時代より馬世士尼は埃露兩國間のみの懸案で、隨つて他の列國、殊に英國が近東問題に就て埃露と對等の位地に立つて之に容喙するは餘計の話なりとの見を持ち、隨つて往年のミユルステツグ案に依つて馬州を漸次國際化せしむるの政策には、彼れ根本より反對であつた。去れば彼れ其の就職後間もなく、即ち同年十二月二十四日、イスヴオールスキーより當時の懸案たり馬州の司法制度に就て之を國際的と爲さんとの意見通牒に接するや、彼れ表面敢て露骨に不賛成を唱へなかつたが、而も彼れ露國は英國に接近せんとしつゝあるものと推斷し、即ち埃匈國は其の對巴爾幹方針は斷然自主的に出づべく、埃露の默契の如きは之れを破棄するを厭はずとの決心を固め、同時に土廷に對しては、ノヴィバザル州の鐵道敷設權を埃匈國に與ふるを代償として馬世士尼改革を最早促進せざるべしとの方針を胸中に立てた。而も彼れ即座に露との提携を斷たず、唯だ努めて英露の接近を妨ぐるの方針を執つて進んだのである。

### 第五節 イスヴオールスキーとの角逐

斯くて一九〇七年(明治四十年)の春、彼れビュロー公を伯林に訪問したる後程なくイスヴオールスキーに對し一片の提議を試みた。其の正文は今に至るまで世に公表せられないが、要領だけは疾く歐洲外交界に洩れ知れ渡つた。即ち一八九七年の埃露兩國間の默契を擴め、獨佛兩國をも之に加入せしめんといふのである。語を換へて之を云へば、近東問題に對して先づ以て英國を除外するの意に外ならない。四國提携案は四國相互の代償連鎖主義で、即ち露國にはバルダネルスの通峽權、獨國にはバクダット鐵道に就て佛國の外交上及び金融上の援助、佛國には摩洛哥に對し獨國の好意的態度、而して埃匈國にはボ・、兩州の併合、を孰れも相互に提供承認せんとするのが趣意であつた。而して之に依り埃獨の最も怖るゝ英露佛の三國同盟の成立を未前に防ぎ、能ふべくんば英佛の二國協商にも水を注がんとするは其の心底であつた。イスヴオールスキーは此の四國提携案は徒に獨埃に利にして、露佛は伴食大臣に甘んせざる可らず、殊にバルダネルスの通峽は埃匈國のお慈悲のみで決せらるべきに非らずして、尙ほ別に英國其の他の難關あるを想はざる可らず、との見地から之を拒絶した。此の拒絶を見たるエーレンタールは、露國は愈々己れの忌み、己れの嫌ひ、己れの卑しむ英國の甘言好餌に誘はれつゝあり

と疑念を高めた。而して此の疑念が同年八月三十一日の英露協約の發表に依り愈々間違なしと確めらるゝに及び、彼れ是に於てか好し我れにも覺悟あり、いでや露國の鼻を明かし呉れんとて胸中自ら秘算籌略を運らすあるに至つた。がエーレンタールは機の熟するに先だち、之を腰氣にだも出すが如き輕佻漢でない。彼れ飽まで冷靜に、飽まで馬州改革事業の完成に志しあるものゝ如くに裝ひ、同年九月の末イスウオルスキの維納に來るや、彼れイスウオルスキと共に膝を交へて馬州司法制度改革案を起草した。イスウオルスキは以爲らく、埃國をして斯く改革案起草者の一員たらしめ置く以上は、埃國は土廷に對して其の實施を強制するの責を遁るゝ能はざるべしと。エーレンタールは以爲らく、埃國は斯く改革案を起草し置く以上は、後日土廷に對し之を以て他の利益を購買するの代價と爲すを得べしと。露埃兩國外相の正直と不正直と、間抜けさ加減と狡さ加減とは、當時正に斯の如くであつた。

イスウオルスキはエーレンタールと、右の改革案は土廷への提出前に在君府使臣會議に附議すべきを相約し、維納を後にして露都に還り、露帝に伏奏して曰く、馬州改革案に就ては臣と埃國外相との間に逐一意見の一致を見たりと。露帝は即ち在君府露國大使よりの密電、急電を彼れに示した。文に曰く、エーレンタールは土廷に對し、土廷にして埃國のノヴィバサル州縦貫鐵道敷設を承

諾するに於ては、埃國は馬州司法制度改革問題を抛棄すべきを提議せりと。イスウオルスキはエーレンタールを信するの餘り、开は虚報蜚説に相違なしと奏上したので、帝には領き、其の儘駐土大使よりの電報寫を火中に投せられた。而も程なく虚報は虚報に非ざるの情報相次で到つたのみならず、同年十二月在君府某國大使館の一通譯官は、埃國大使ブラウイシニ侯の土廷に致せる提案の寫本を入手した。次で馬州司法制度改革案の使臣會議に上るや、同大使は時の獨國大使故マルシャル男と相提携して其の成立を妨ぐるの態度を執つた。更に次では翌〇八年の一月、時の露都駐劄埃國大使ベルヒトールド伯は訓令に依りイスウオルスキに對し、エーレンタール男は同月末の代議員會に於て、埃國はノヴィバサル州鐵道の敷設權を土廷に要求して其の同意を得たる旨を聲明すべしとこのことを通告した。イスウオルスキは埃國は鐵道の爲めに馬州の基督教徒を土帝に賣るものなりと爲して沸然色を作したが追付かない。兎も角も一應エーレンタールに對し、其の代議員會に於ける聲明を見合されたしと懇望して見たが、エーレンタールは其の對議會策上之を拒絶し、同一月二十八日豫定通り之を代議員會に於て聲明し、併せて本鐵道は中歐より埃及及び印度に對する新規且重要なる通路たるに至るべしとの意見を表白した。上下に信任を失はんとするイスウオルスキの胸中の煩悶苦惱亦察するに難からずだ。



ノヴィバザル鐵道の價值は實は随分考へ物であつた。エーレンタールの外交振りに就て維納駐劄の有力なる一外交家は、彼れの先見の明と想像力とは確に彼れの執着力と敢行力とよりも劣れりと評したが、少なくともノヴィバザル鐵道に就ては、彼れの賦性或は然らずやとも思はるゝのである。エーレンタールは同鐵道敷設權の獲得を以て外交上の大成功として誇れる色があつた。而も彼れ其の後九ヶ月にして之を拋棄した。拋棄の理由は表面土耳其に對する好意の表彰と、且埃匈國は領土擴張の匪望を抱かざる所以を天下に表白せんが爲めとあつたが、其の實は伊國に對する讓歩の意味と、埃匈國陸軍部内に於てノヴィバザルは埃匈國軍隊を死地に陥らしむるものである、埃匈國の巴爾幹經營線、平たく云へばサロニカへの通路としては、ノヴィバザルの荒原よりも塞耳比の背骨たるモラヴァ流域を縦貫せしむるに若かずとの意見が勢力を得來つた結果である。一説にはエーレンタールのノヴィバザル鐵道案は、埃匈國の巴爾幹に關し自由行動を執らんとする方針に就ての試験的瀕踏に過ぎずともある。兎も角も露國はエーレンタールの爲めに鼻毛を抜かれた。而して馬州改革案も、埃匈國の關する限りに於ては魂が抜かれた姿となつた。

當時エーレンタールの標的とした所は、實に露英接近の主謀者と認めしイスウオルスキを専ら倒すにあつた。エーレンタールもビュローも、露國の輿論をしてイスウオルスキの外交無能を攻撃せしめ、之を蹴倒さしめさへすれば、露英の接近をば根底より打破すること容易のみと考へた。然るに露國の輿論は案外で、其の外相の無能を攻撃するよりも寧ろエーレンタールの不義、不信、不誠實を攻撃するに急であつた。英佛兩國の埃匈國に對する誹謗も、亦實に露國に讓らなかつた。英國外相

グレイは同〇八年二月二十五日の下院に於て、埃匈國が列強の土廷に對し馬州改革を共同提議しつゝあるに方り、獨り密に裏に廻りて私利を計るは不都合なりと言明した。エーレンタールは維納駐劄英國大使に對し、グレイの言辭は友情を缺くものなりと語り、「土帝が埃匈國鐵道敷設權の要求をば取つて以て巧妙に歐洲協調を破るの武器と爲さんとは誰か之を豫知せんや」と述べたるに、大使は即座に『去れど武器を巧妙なる劍客の手に授けたるは何人なるや』と反問して兩個啞然たりし、とは當時の一笑話であつた。

斯かる間に局面は徐々推移した。英露兩國は埃匈國がミュルステッグ改革案を拋棄したので、茲に相提携して馬州改革の衝に當らんとし、同年六月英露兩帝のルヴァールに會合したる折、扈從のイスウオルスキと時の駐露英國大使ハルデンクとは相議して更に改革項目を立てた。馬州に新に總督を置くは其の眼目である。而も翌七月二十四日の土耳其の大革命は、嘗に巴爾幹半島の形勢に一變遷を與へたのみならず、併せて埃匈國の位地をも一變せしめた。

奥匈國がボ・ヘ兩州の彩色を替へ、其の占領及び管治を完全なる併合に變形せんとするや一朝一夕のことではない。ビスマルクは奥露兩國を離間するの一策として、前述の如く夙に兩州の占領を奥匈國に懲過し、進んでは其の併合にさへ異議なきを疾く表情した。一八七六・七年の協商は、露國が土耳其との開戦に際し、奥匈國の中立を購はんといふが其の本心であつた。露國は大勃牙利國を巴爾幹の中原に建て、之を以て奥匈國のサロニカへの突進を遮止すべき要塞と爲すを得る以上は、奥匈國がボ・ヘ兩州を併合するとせざるとは其の深く頓着する所ではなかつた。殊に當時露國は、黒山國を除く外其餘の南斯拉ヴ諸族の消長に就ては、輒近に於ける程に之を重要視しなかつた。塞耳比王ミランの如きは、露國は當時之を奥匈國の藩侯位に視て居つたに過ぎぬ。去ればサン・ステファノ條約にして其の儘に有效となつたとしたならば、露國は奥匈國のボ・ヘ兩州の併合に異議を挿まず、或はノヴィ・パザル鐵道案にも反對しなかつたかも知れぬのである。然るに奥匈國外相アンドラシー伯は、ビスマルクやヂスレリーと大鼓を敲き、全斯拉ヴ主義は打破せざる可らず、サン・ステファノ條約は之を裂棄せざる可らずと唱へ、伯林會議に於て露國に熱湯を吞ませ、己れは及に血塗らさず、一兵をだに動かさずしてボ・ヘ兩州を占領し、露國を驅つて遂に勢ひ其の對奥匈國、對ボ・ヘ兩州の方針を一變せざるを得ざるに至らしめた。

ボ・ヘ兩州は、伯林條約第二十五條の文句にては奥匈國之を占領し且管治すべしとあるに止まる。一八七八年の七月十三日、該條約の確定草案成り、列國全權委員の之に調印する段となつた時、土國全權は種種の保障を得るにあらずんば本條約を承認する能はずと述べたので、奥匈國全權は占領の事實に由り土耳其の主權は何等毀損を受けざること、占領は一時的に過ぎざること、奥土兩國は伯林會議の終了後占領に關する詳細の點に關し直接に協商する所あるべきことといふ宣明をした。けれども此の宣明は、奥匈國內にて必然不滿の聲を以て迎へらるべきを慮り、之を秘密の宣明とすること、土國全權は之に同意した。而して翌七九年四月二十一日、兩州占領の詳細に關する十ヶ條の特別協約は兩國の間に調印せられたが、此の協約に於て兩州占領の一時的なるを示すべき文字は之を省き、唯だ『兩州占領の事實は土國皇帝陛下の兩州に對する主權を毀損せず』と記するに止めた。去れど占領の精神は右宣明の通りであるが故に、奥匈國が其の占領より一步を進めて兩州併合を斷行するといふ段になると、形式上一寸簡單には行かない。先づ以て伯林條約の文句を破るの責を免かれな。次で土耳其其の特別協約の違反者たるの非難も出づる。又曾て一八七一年(明治四年)に巴里條約中の黒海に關する條項に關し倫敦にて列國委員の調印したる議定書にも、孰れの國も友誼的協定に依り締盟國の同意を得るに非ずんば條約上の義務を無視し、又は條約の規定事項を變更することを得ざ

るを國際法上の要義とすとの規定が設けられ、埃匈國も之に調印したる次第であるから、即ち此の議定書の規定にも牴觸する。それやこれやで兩州併合問題なるものは、是れより先き既に埃匈國當局者の内議に幾ひか上つたけれども、列國の思惑に顧みて一寸は手を出し兼ねたのみならず、併合斷行の曉之を埃匈兩國中の孰れの所屬とすべきやの問題も兎角議論の種となり、何時も御流れになつたのである。然るに恰も明治四十一年の下半季に於て、埃匈國は一方には露國が前述の如く極東戦争の傷痕尙ほ未だ癒へず、國力疲弊して到底武力に訴へて迄も抗議するの餘力に乏しく、而して他の一方に於ては土耳其も革命騒ぎの跡始末にて内政の整理に忙はしく、逆も事を外に構ふる丈の氣力が無い、是れ寔に絶好の機會なり、絶好の機會は一たび逸せば再び容易に捉へ難い、のみならず愚圖々々し居らば青年土耳其其の新政府は、新銳の勢を以て多年名目上の領土に過ぎざりしボ・ヘ兩州に向ひ如何なる改革を爲し始むるやも知り難い、現に當時埃匈國政府は其の在馬州行政委員ラツバポルトをして在サロニカ統一進歩黨幹部に對し、埃匈國はボ・ヘ兩州に憲法を制定施行するの意なる旨を通告せしめたるに、同黨幹部は开は土耳其其の主權に屬し埃匈國の關係すべき事柄に非すとの冷然たる回答を送り越したるが如き、以て土國新政府の態度の一端を窺ふべきである、萬一兩州の回教徒が土耳其其の新議會に代議士を選派するが如きに至らば一大事、兩州の所管は從來通り埃匈兩國共屬のこととして置けば

差間ない、兩州の併合を早晚斷行すべきものとすれば、今は猶豫すべからざる好時機である、況して露國の狀勢は前述の如し、佛國と雖も微の生へたる條約の爲めに歐洲の大戦争をやり出すとは思へない、獨逸は縦し進んで埃匈國を助けざる迄も、悪く見積つても善意の中立は間違ない、英國其の他は縦し埃匈國の措置に反對するとするも、武力に訴へて迄も反對する氣遣はない、萬一局面破裂せば、武力に於ても埃匈國はさほごに引けは取らざる計算である、故に列國の此の際の反對は殆んど介意するに足らざる反對である、と是れエーレンタールが高壓的に進んで此の際二州の併合を斷行するの案を閣議に提出し、同年八月十八日廟議は急ぎ之を可決したる重なる事情であつた。

加之ならず埃匈國をして其の際兩州併合斷行の必要を特に感せしめたる動機は、埃匈兩國關係の推移である。塞耳比は一八八五年(明治十八年)勃牙利と戦つてスリヴニツアに敗れ、埃匈國の干涉に依り僅に勃軍の鋒先きを喰止むるを得たる關係から、當時埃匈國の前には頭揚らず、埃匈國のベルグラードに於ける勢力は一時旭日昇天の勢であつた。が一八八九年には國王ミランの廢位あり、次では王妃ナサリーの下に露國の勢力に著しく増大し、更に次では王室内の暗闘、明闘、争奪、紛擾相重なる始末であつた。是に於てか埃匈國はボ・ヘ兩州を斷然併合し置くの自國に取りて安全なるを感じた。兩州併合のことは前述の如く曾て一八九七年の四月、埃帝の露都訪問の際、扈從のゴルチヨウスキ

より之を干する所あつたのであるが、露國は首を振つたので談は當時其の儘に打絶へた。其の後九年を經、一九〇六年(明治三十九年)の夏、彼れ再び時の維納駐劄露國大使ウルソツフ公に同じ話しを持出して見たが、公にも賛成の色がない。斯かる間に塞耳比にては一九〇三年(明治三十六年)の六月、國王亞歷山及び王妃ドラガ共に弑害に遭ふて形勢一變し、次で王位を襲へるペーターの下に同國の上下益々親露の色合を呈した。亞歷山及びドラガの弑害の裏面の消息は今日に至るまで不明であるが、要するに弑害の計畫には露都筋の關係もあり、而して其の計畫者は維納の一カッフエーにて商議を遂げ、奥匈國政府も事前に之を知り居りしとは世に確説として傳はりし所で、奥匈國共同藏相にしてボ・ヘ兩州行政主任であつた故ド・カルレーの如きは、當時亞歷山王の生命は風前の燈火に類すと人に語り、弑害の陰謀を事前に諷知せしめたることあつた位である。踰へて六月十日夜同王の弑害に遭ふや、奥匈國外務省機關「フレムデン・ブラット」は翌々十二日の紙上に於て弑害事件を冷嘲的に評論したので、維納駐劄佛國大使はゴルチヨウスキー伯に對し、右評論の果して奥匈國政府の意見を代表せるものなるやを質問した程である。而も奥匈兩國の關係は其の後一九〇五年(明治三十八年)の末迄は兎も角も親善の間柄であつたが、時恰も塞勃兩國間に關稅同盟の成るに及び、奥匈國は塞耳比に對する懲罰的の意で同國に對し關稅戰爭を開始し、塞國産の豚牛其の他農産物を奥匈國の市場より排

斥した。之が爲め塞耳比は其の奥匈國に失へる市場を新に英佛兩國並に埃及方面に求めたと同時に、切に經濟的獨立の必要を感じ、茲にアドリア海の發展策に志すに至つた。のみならず奥匈國自身も、塞耳比の農産物家畜類を排斥するに於て塞國以上の苦痛を感じた。是れ尙ほ忍むべしとするも、忍む可らざるは之が爲めに奥塞兩國の關係の一段の險惡を加へたことである。殊に匈國政府の當局者がクロアシエン州議會に於けるセルブ族、クロアシエン族の連合運動を離間し、且南斯拉ヴ族の間に蟠まれる親塞主義を打破せんとして、茲に後段述ぶる所のアグラム疑獄事件を惹起せしことありし以來、塞國民の奥匈國に對する惡感は彌が上加はり、同時に奥匈國は其の對塞關係に於ても、ボ・ヘ兩州併合の事最早一日を緩ふせしむるを許さずと感ずるあるに至つた。

## 第六節 兩州併合の斷行

一九〇八年(明治四十一年)の六月十九日、エーレンタールはイスウオルスキーより重要な一片の覺書に接した。覺書の正文は遂に世に公表せられなかつたが、其の要旨は露奥兩國相議してボ・ヘ兩州の將來及びダルダネルス通峽の兩問題を始め巴爾幹に關する懸案を解決せんといふに外ならなかつた。イスウオルスキーの希望は、露國に取りて有利的に伯林條約を改正せんと欲するにある、而して

之が爲めには埃匈國との提携を最も便利なりと信じたのである。之に對してエーレンタールが當時如何なる覆牒を爲せしかは明瞭でない。明瞭ではないが次で起つた土耳其の革命、隨つて巴爾幹の形勢の一變は、茲にエーレンタールをしてポ・へ兩州の併合の斷行の一日も緩ふすべからざる所以を認めしめ、而して彼れ之を斷行するに就て、イスヴオルスキの覺書をば露國の同意を求むるの槓杆に利用せんと決意したることは疑ふの餘地がない。

同年八月、英帝エドワードには獨帝とホムブルグに程近きフリードリツヒスホッフ城に會見した。其の際の話題は、専ら獨英海軍競争の緩和策にあつたと傳へられた。而も會談の結果は不得要領に終つた。英帝には其れより埃老帝をイシルに訪問せられた。時は恰も埃匈國政府がポ・へ兩州併合の廟議を決定する五日前にてあつた。此の訪問の目的は、埃帝の力を藉りて獨國と海軍競争緩和に關する妥協を成立せしめんとするにあつた。然るに當時エーレンタールの排英思想は極めて強く、殊に英帝エトワードの志は埃匈國を三國協商側に誘ひ、依つて以て獨國を歐洲に孤立せしむるにありと見て取つたので、老帝に勸めて英帝の依頼をば拒絶せしめた。のみならずポ・へ兩州併合計畫の一條は、英國の事前に反對するを恐れて埃帝もエーレンタールも之を屢氣にも出さなかつた。エーレンタールは英國は當時埃及併吞に意あるものと推測し、果して然らば之を以て兩州併合を承認せしむるの代償たらし

めんとこの心算から、即ち英帝扈徒のハルデンクと雜誌の際、英國は埃及併吞に意あるや如何と切出した。然るにハルデンクは英國は去る考を有せずと答へたので、エーレンタールは聊か失望の風であつたと報せられた。去れば英帝の程なく辭して歸途マリエンバートに立寄られた際、八月十四日偶々埃匈國は兩州併合の計畫を準備しつゝありとの風説を耳にせらるゝや、帝には即座に之を打消し、若し事實ならば曩の會見の際何等か話緒のありし筈なりと述べられた程であつた。當に英帝のみならず、當時カールスバードに悠遊中であつたイスヴオルスキの如きは、八月二十六日人の該風説を齎らすあつたに對し、埃匈國は斯かる重大なる冒險を爲すべしとも思はれずと語つた位であつた。然るにイスヴオルスキは九月早々確實なる筋より併合斷行確定のこと、及び其れが勃牙利の獨立に次で發表せらるべきこと等の情報を得たので、九月四日彼れカールスバートに在りて塞國外相ミロヅアノウイツチに其の次第を語り、先づ以て塞耳比の要求すべき代償に就て意見を問ふた。ミロヅアノウイツチは一旦歸國の上同月十日カールスバードに引返し、イスヴオルスキに塞耳比の代償希望を陳述した。是れ後日イスヴオルスキとサー・エドワード・クレイとが相共に其の主張に後援を與へた代償條件である。そこでイスヴオルスキは同月十五日、カールスバードを辭してエーレンタールとブツフラウのベルヒトールド伯の別墅に會見したる時には、豫めポ・へ兩州併合に對しダグダネルス通峽

問題を交換條件として商議を進むるの腹案を立てた。斯くて右會見の際、エーレンタールはイスウルスキに對し埃匈國は好機會に於てボ・ヘ兩州を併合すべきと諷示し、イスウオルスキが其の節には相當期間の豫告を與へられたしと要請したるに、开は勿論なりと答へた次第は世に治知の事實である。而もエーレンタールは其の以上に言質を與へず、イスウオルスキをして妥協既に成れりと信せしめ、得々として同地を去らしめたのは頗る狡猾たるの評を免かれない。イスウオルスキは其の前年にノヴィハザル鐵道問題にてエーレンタールに背負投を喰つた苦き經驗ありしに拘らず。更に復たエーレンタールを斯く信じて疑ばざりしに至りては、其の御目出度さ加減正に當年の一笑柄であつた。蓋し彼れ伯林條約を露國の有利に改定するの有望を妄信したるが爲め、エーレンタールの前には全く盲目となり了れり、とは當年の世評であつたのである。

イスウオルスキはブッフ라우を辭去して後チットニーを羅馬に訪ひ、伊王にも拜謁し、伯林條約の改定は三國同盟側の同意を得べきものとの確信を固め、悠々一週日を伊都に送つて後十月三日巴里に着した。其の前々日及び前日、英獨佛伊駐劄の埃匈國大使は、孰れも當時埃帝の行在地ブダペストよりの特使に接した。特使とは外でない、埃匈國は十月六日を以てボ・ヘ兩州を併合する旨を任國元首に通告する親翰の送達使である。此の親翰の送達と共に別にエーレンタールよりは、右埃帝の親翰

は十月六日以前には之を任國元首に捧呈すべからざることを特に訓令し、勃牙利は右併合に先だつて一日前に其の獨立を宣言する手筈なる旨をも之に添記してあつた。然るに巴里駐劄埃匈國大使ケヴェンヒューラー・メツチュ伯は、佛國大統領は十月五日及び六日には巴里に居らぬといふことを聞いたので、而して四日は日曜日であるので、其の前日たる十月三日を以て埃帝の親翰を大統領に捧呈することに決し、同日午後特に謁見を求めて之を捧呈した。其の際大統領は曰く、埃帝陛下のボ・ヘ兩州併合の宣言は之を了せり、勃牙利の獨立も亦宣言あるべきかど。大使は思慮なく正直に然り、萬事手筈濟みなり、勃牙利の獨立はボ・ヘ兩州併合の宣言に先だつ一日前に宣言せらるべしと答へた。斯くて謁見終つた後、大統領は直に右の次第を在巴里英國大使ベルチーに内報した。英國大使は直に之を本國政府に急報した。恰も同日の午後、埃都駐劄英國大使ゴツシエンはブダペストにてエーレンタールに對し、勃牙利の獨立宣言の計畫なるものに就て何等知らるゝ所なきやと公然質問した所、エーレンタールは何等知る所なし、在ソフヒア自國公使よりも其れに就て何等報告なしと明確に答へた。ゴツシエン大使は直に之を本國政府に急報した。此の急報はベルチー大使の急報と殆んど同時に倫敦外務省に到達した。而も十月五日には勃牙利の獨立宣言あり。翌六日にはボ・ヘ兩州併合の公表もあつた。ベルチー大使の報告は事實の上に證せられたと同時に、ゴツシエン大使はエーレンタールより知るを

知らずとして公然空とぼけ的態度を以て遇せられたのである。

エーレンタールが勃牙利の獨立に如何程まで干與し、如何程まで其の後援に立つたかは外交史上未だ定説がない。勃牙利王（當時は公）フェルデナンドは其の獨立の宣言に先だつ二週日前、即ち九月二十三日、埃帝をブダペストに訪問して慇懃の辭令を交換した。當時フェルデナンドと埃皇室とは必しも親善の間柄にてはなかつた。其の一端は金羊一等勳章 (l'Ordre de la Toison d'Or) 問題にも現はれた。フェルデナンドは豫て久しく埃帝より同勳章の贈與を熱望して居つたが、埃帝にはフェルデナンドの當時羅馬法皇との關係圓滑を缺いて居つたのに顧み、同勳章を之に贈與するを好まれない。其の後埃帝よりは通り一片の挨拶的に之を贈與し、フェルデナンドも格別有難からず之を受領して事は落着したが、兎も角もフェルデナンドのブダペスト訪問の際に勃牙利獨立の話題に上らなかつたことは、後日埃帝のボ・ヘ兩例併合の宣言の親翰に對する英帝の回答に應へ、埃帝の更に挨拶を英帝に發せられたる其の中に於て埃帝の言明せられたる所である。去るにてもフェルデナンドにはブダペストを辭して直に維納に行き、同地にてエーレンタールと數次會見し、同月末密に勃國內閣員を旅行先に召集して相議し、翌十月四日より五日の未明に亘り歸國の途次船中にて相開ける内閣會議に於て愈々獨立宣言の事を確定し、五日正午を以てチルノヅオにて之を公表した。フェルデナンドが急速

に之を公表したる所以のものは外でない、既に主義に於て埃匈國の同意を得、且露國側にも異議なきを確めたる以上、其の以上愚圖々々して居れば歐洲の他の方面、殊に英國筋より反對起るなきを保し難いので、寧ろ迅雷耳を蔽ふに遑あらざる間に之を公表するに若かずとの打合の結果と見るべきである。

ボ・ヘ兩州併合の一舉は、埃匈國內にては大喝采を以て迎へられた。が國外を見れば、歐洲諸國孰れも埃匈國の措置を以て伯林條約の蹂躪と爲して之を非議せざるはない。エーレンタールは、埃匈國は國際條約の禁止せる何等行動に出でたのでないから、決して條約の蹂躪ではなく、唯た條約の變更といふに過ぎぬ、と辯じたが、歐洲の輿論は此の詭辯に承服しない。勿論列國の多數は豫てより、埃匈國が兩州を追ふて土耳其に還附すべしと信じて居つたものはない。寧ろ早晩占領の形式を變じ、完全なる領土と爲すに至るならんと豫期して居つたのである。殊に埃匈國が多年の占領地を完全なる領土に變じたからとて、列國に取りては何等實質的の損害を受くる譯ではない。同じ伯林條約の蹂躪であつても、例へば露國か黒海の軍艦に關する條項を勝手に破棄せりといふのであると、國際政局面に實質上の狂ひを生ずる譯であるから、列國も之を默過する能はざるに於て一理はある。けれども埃匈國の兩州併合は、從來の色合を染直したといふに過ぎず、列國の均勢上には殆んど何等の影響なく、唯

だ土耳其が國の面上之を争ふといふに止まるのである。故に列國の埃匈國の措置に憤懣するのは、兩州併呑の事實其のものよりも寧ろ併呑の手續きに外ならない。去れど憤懣は矢張り憤懣である。露英佛伊の諸國は孰れも憤懣の皆を放ち、殊に露國は大憤懣の情を明に示した。イスウオルスキーは其の巴里倫敦に客寓したる際、曩に埃匈國との單獨提携の失敗を償はんとするに努め、歐洲列國會議を開催して伯林條約の改定を行ふべきの議を提唱した。が英佛兩國は列國會議の開催には異議なきも、英國は土耳其の現勢に鑑み其の際タルダネルス問題の如きに觸るゝを好まざるの意を諷した。エーレンタールは列國會議の討議事項を豫め限定し、ボ・ヘ兩州に就ては既成の事實として之を承認すべきを條件と爲さざる限り列國會議案に同意するを欲せずと主張し、イスウオルスキーは斯の如くんば恰も丁抹王の一齣を抜きにしてハムレット劇を演ずるが如しとて之に反對し、兩々固執して相降らない。斯かる間に露埃兩國間の關係は日に緊張し、兩國共其の境上に動員を行ひ、獨國も埃匈國の爲めに一肌脱ぐを辭せざるの決意を示した。

此の際に於ける獨逸の事後の態度は何人も熟知する所であるが、而も獨埃兩國の事前の關係に就ては、其の真相大に説明を要するものがある。エーレンタールは埃匈國を代表する外交家として伯林政府には寧ろ氣受けの悪しき方であつた。同政府筋にては、彼れエーレンタールは埃匈國の自主的外交

を理想とし、獨逸に對して飽くまで對等の地位を占めんと企圖するものと視て居つた。而して事實に於てエーレンタールの方針は其の通りであつたのである。エーレンタールは兩州併合の最後斷行の間際までは之を伯林政府に通知せず、況して協議相談等は爲さなかつた。而も獨逸は土廷の上下にありては、土國の主權侵害の共犯者として認めらるゝの割悪き地に立つたのである。去れば時の獨逸宰相フォン・ビュローの如きはエーレンタールの態度に慊らず、一時は埃匈國援助の方針を執るに躊躇したる程であつた。若し當時故フォン・ホルスタインの熱心ビュロー公に諫争し、埃匈國を窮地に置くの不得策なる所以を切言する徴つせば、維廉帝の謂ゆる耀赫たる甲鎧も遂に之を威すあるに至らずして止んだかも知れない。エーレンタールに至りては、獨逸は埃匈國より頭を下げて願はずとも、結局己れ自身の利害より打算し、必然埃匈國を援助するに相違なしと見て取つたので、故更ら高く持し、敢て獨逸の前に低頭平身しなかつたのである。が獨逸もさる者である。獨逸の外交はエーレンタールの其れよりも一枚上手であつた。獨逸は時局の收拾を埃匈國の手に委するを欲せず、飽くまで我が外交に依りて之を收拾せしめんと欲し、少なくとも其の收拾の功を世界に示さんと欲し、當時内心には他くまで開戦を避けんと欲したる露國の軍事當局者か、愈々非開戦と決したるより約四十八時間を経たる頃、獨逸は急に其の駐露大使ブルタレー伯をしてイスウオルスキーに對し、露國にして埃匈國と



開戦せんとせば同時に武装せる獨逸をも敵とするの覺悟あるを要すと通告せしめ、依つて以て世界列國の前に埃露の開戦を避けしめたるは獨逸の力なりと廣告せしめたるは、隅に置けぬ外交振りといたい。或は曰ふ、獨逸の當年の對前干渉は實は八百長に過ぎない、露國は當時到底埃國と開戦するの餘力も成算もなかつた、が徒に埃國の前に屈するに忍びないから、寧ろ獨逸の武装的干渉の前に己むなく干戈を避けたりとの體裁を作らんが爲め、故更ら獨逸を促して干渉を爲さしめたのである。此の説の實否は明瞭でないが、歐洲の當年の外交界には有力なる一説として受取られたる所である。孰れにしても獨逸の干渉があつた時は、露國政府部内にては既に非開戦と決したる後のことなりしは略々疑ひないやうである。去れど縦しんば八百長なりしにもせよ、ならざりしにもせよ、イスウォルスキーは三月二十三日を以てブルタル大使に對し「埃國にして埃土條約の承認を露國に求むるに於ては、露國は伯林條約第二十五條（ボ・ヘ兩州に關する）の廢止に無條件にて同意すべきを公式に聲明す」と聲明した。此の聲明の次第は同夜深史エーレンタールの許に達した。恰も翌朝の「イノエ・フライエ・ブレッセ」には、後段述ぶる所のフリートュング博士の有名なる記事が現はるゝ手筈であつたので、エーレンタールは急ぎ其の公表を見合はさしめんとしたが、時既に第一版は印刷を了へ、既に地方へ發送したる後であつたので其の甲斐なく、之に依りエーレンタールの外交手段は遺憾なく満

天下に立證せられた次第である。而して翌二十五日エーレンタールは在伯林自國大使に訓令し、獨逸政府に向つてブルタル大使の行動に對し「忝なき満足」との謝意を表せしめた。而も言辭は唯だ其れ丈けである。己れ獨り月桂冠を戴かんとするの利那に於て獨逸たる者餘計の出しや張りを爲せりとの恨情は明に讀み得られた。其の恨情は容易に消へず、一九一〇年（明治四十三年）九月二十日、獨帝維廉の維納市廳に幸せられ、謂ゆる耀赫たる甲鎧に言及し、暗に埃國側よりの熱誠なる感謝の表彰を促求せらるゝや、彼れ其の機關紙をして僅に「輓近の事件は獨埃同盟の實力ある所以を證明せり」と答へしめたのみであつた。此の寧ろ冷淡なる感謝の表彰は國內親獨黨の勿論喜ばざりし所で、爾來彼れ其の死に至るまでの間、常に維納駐劄獨國大使及び其の勢力の下に蠢動せる黨與より攻撃を受ける種となつた。其の親獨主義者より攻撃を受くるは未だしも、彼れ同時に國內スラヴ族の一派よりも、亦徒に獨國の後塵を拜するの徒と目せられ、甚しき非難攻撃を受けたのは聊か氣の毒千萬である。一九一一年（明治四十四年）一月三十日埃國代議員會に於て、青年チエツク黨の領袖クラマルス博士はエーレンタールの外交方針を猛烈に攻撃し、彼れを極度の崇獨主義者のやうに論斷したのは、誤解の甚しきものであらう。公正に云ひ、彼れは排獨主義の人でもなければ親獨主義の人でもない。彼の理想は埃國をして歐洲列強と對等、殊に獨逸と對等の地位に立たしめんと欲するにあつた。殊

に彼れは獨逸の歴代の外交方針は先づ甲乙兩國の間に確執の念を生せしめ、然る後仲に入り調停役となり、恩を兩國に賣る、是れ累次の遣り口にして、三國同盟に處しても亦然りとのことを夙に覺り、乃ち伊國との親交を維持し、其の間に水を注さしめざるに努めたることは彼れの苦心の存せし所であつた。不幸にして晩年彼れの方針に慊たらざる輩は囂々彼れの對伊方針を攻撃するに至つたが、彼れ遂に己れの信ずる所を固守し、遺圖を同志に傳へて長へに眠に就いたのである。彼れの對獨的理想は實に斯の如くであつたから、其の伯林方面との關係は、彼れの晩年に至るまで餘り良好にてはなかつた。彼れと當年の獨逸外相フォン・キデルレン・ウエヒテルとは、個人關係に於ても親交の間柄ではなかつた。随つて埃匈國が一九一〇年より一一年の交に阿爾巴尼問題に行詰つた際、獨逸が冷然之を看過したるが如く、摩洛哥問題の際に於ても、エーレンタールは超然手を拱き、高見の傍觀者たるの態度にてあつた。

若し夫れボ・ヘ兩州民と民族を相等ふする塞國民の、其の激昂の殆んど白熱に達したるは説くまでもない。唯だ戰備の不充實は率先獨り蹶起するを許さず、徒に恨を吞んでダニユブの對岸を睨みつゝ、結局露佛英伊諸國の忠言に聽き、三月末を以て埃匈國に對し一切の保留を棄て、其の兩州併合を承認する旨を聲明した。此の聲明の案文は英政府筋の起草に係れりとも傳へられた。土耳其も亦埃匈國の

態度に就て列強に訴へたが、其の格別の效なきを見、即ち國中舉つて埃貨排斥を以て之に酬ひた。當時統一進歩黨の機關『タニン』の檄文に曰く、『埃太利は我が土耳其の國事多端の際を機とし、其の常性たる厭なきの匪望よりしてボ・ヘ兩州を併吞せり、我が國民たるもの斷じて同國の製作品を買ふ勿れ。埃太利は土耳其が文明世界に向つて同情と奨励とを求めつゝある際に方り、此の一大打撃を土耳其に加へて憚らず、我が國民たるもの斷じて同國の模造品を買ふ勿れ。埃太利は土耳其の權利及び正義を基礎として行政の改善を行はんと努めつゝある際に方り、敢て專制政治の復活を促さんとし、我が行政上に混亂を生せしめんとし、我に向つて開戦を挑まんとし、國際條約及び個人の權利を蹂躪して憚らざらんとす、我が國民たるもの斷じて同國の憎むべき貨物を一切買ふ勿れ。我が土耳其國民たる者は舉つて埃太利の供給する製作品、衣服、手巾、フランネル、其の他一切の商品を排斥するを要す云々』と。君府の内外は勿論、土耳其全國響の如くに相應し、貴賤となく老幼となく悉く期せずして埃貨を一切購買せざるに至つた。土耳其人には必須の附物たる黒房フエツスの赤帽は、廿九までは埃國よりの輸入品なるが、土耳其にては直に其の輸入を拒絶し、急に赤帽の自國製造を開始した。君府を始め土耳其の各港灣にては、埃國商船の貨物の積揚げを許さず。埃太利ロイドの汽船何十艘かは手を替へ品を替へ、暗はすに利を以てし、迫るに威嚇を以てしても一隻の解船をだに備ふを得ず、一噸の貨

物をだに陸揚げするを得ず、相率ひて空くトリエスト港に引返すの有様であつた。奥匈國の之が爲め蒙れる損害は旬日を出でざるに一億クローネ（四千萬圓）と稱された。エーレンタールは土廷はボ・ヘ兩州に對する空名を棄てし以外に實質上何等損失あるに非らず、且奥匈國のノヴィバザル鐵道敷設權拋棄は、之が代償として優に餘りありと論じ、當初は之に顧みる所なかつたが、土耳其の排貨運動は日に其の範圍を擴め、土塞兩國は動もすれば對奥同盟を形作らんとするの勢を呈したので、彼れ遂に一步を土耳其に譲り、妥協的に形勢の緩和を計るの途に出で、翌一九〇九年（明治四十二年）二月十六日を以て奥土協約を締結した。其の要領は（第一）奥匈國はノヴィハザル州に關して獲たる一切の權利を明確に拋棄すること。（第二）同州に關し、及びボ・ヘ兩州占領に關し、一八七九年四月二十一日奥土兩國間に取結ばれたる條約は之を廢棄すること。土國は奥土兩國間に於ける意見の相違は總べて消滅したることを承認すること。（第三）ボ・ヘ兩州の人民にして土耳其に住居し又は移住する者は、土耳其の國籍を喪はざるべきこと。（第四）ボ・ヘ兩州に於て回教の信仰は自由なること。同州回教徒は公然の祈禱に於て、教主として土耳其皇帝の名を唱ふるを依然妨げざること。（第五）奥匈國は土耳其のボ・ヘ兩州に於ける財産に對する補償額として二百五十萬土鎊を土耳其政府に仕拂ふべきこと。（第六）奥匈國は土耳其と通商條約を締結すべきこと。奥匈國は土耳其の關稅率の從價一割一分

を一割五分に引上方に同意すべきこと。又奥匈國は土耳其の石油、紙卷煙草用紙、燐寸、酒精、及び骨牌の專賣に同意すべきこと。（第七）奥匈國は土耳其に於ける他の外國郵便局にして廢止せらるゝ場合には、自國郵便局の廢止に同意すること。（第八）奥匈國は土耳其の治外法權撤去の要求に付列國會議其の他に於て之を援助すること等である。

### 第七節 アグラム疑獄事件

斯の如くにしてボ・ヘ兩州併合に伴ひ一時近東の天を蔽へる妖雲も程なく消散し、エーレンタールは外交上の勝利者となつた。而も次で起れるアグラム疑獄事件、フリートユング誹議事件に於て、他の半面に於ける外交上の醜態は端なくも世に曝露した。由來エーレンタールは塞耳比を以てボ・ヘ兩州及びクロアシエン、スラヴオニエン州各地に於ける全スラヴ運動の策源地と認め、其の病源を剷除するに腐心するや一日でない。クロアシエン、スラヴオニエン州は一八六八年以來匈牙利本土に對し臣屬的地位に屈し來つたが、一九〇五年同州及びダルマシエン州のクロアート族、セルブ族、及び匈牙利本土の非マギヤール族との間に連合の妥協成つた結果として、同州は其の臣屬的羈絆を脱するに於て一步を進め、ク・ス兩州は幾多の自由を得るに至つた。去れど匈國政府側にては之を喜ばない。

當時クロアシエン側よりは、同州の某々なる兩名の志士の就官を求むるあつたに對し、同國政府、寧ろ埃帝には之が任用を肯じなかつた。當時（一九〇六年の秋）恰もラグサ附近に於て、老帝統監の下に陸海軍の聯合大演習があつた。セルブ・クロアシエン黨の首領スピロは匈國首相に對し、前記志士の任官を見るに非ずんばラグサ住民は老帝を冷然相迎ふるの虞なしとせずと内報した。其の後老帝には故障ありて皇嗣フェルデナンドをして代つて統監せしめた。皇嗣の恰もラグサに着せらるゝの日の右任官の公表はあつたが、一は其の公表の同地人民に通じなかつたのと、一は何等かの行違で皇嗣の豫定時間に同市に到着せられなかつたとに由り、同市の門戸たるグラゴサ港に於ける歓迎の次第は全く狂ひ、何人も出で、皇嗣を歓迎する者なかつた。此の行違に就て責任ある係員はラグサ市民に何等の挨拶を爲さなかつたのみならず、翌日皇嗣には己れを同地に迎へたるトリエスト港の警察官を引見せられたるも、ラグサ市長には拜謁を許されなかつたので、市民は聊か憤怒し、當日偶々同地に來合せた黒山國の王子ダニコ公に對し市民は熱誠なる歡呼を以て之を迎送したるも、皇嗣には市民の憤怒に氣付かれず何氣なしに市街をドライブせられたるに、市民は皇嗣を見ること路傍人の如く、極めて冷淡に之を遇した。政府側にては之を以て全セルブ主義の宣傳の一反映なりと爲し、該主義運動者を憎むの情は急に高まつた。

當時匈牙利政府の當局者は、一はマギヤール族の存立擁護の必要に顧み、クロアシエン族とセルブ族とを離間し、前者を孤立せしめて其の政治的勢力を失墜せしむると同時に、後者をマギヤール族に同化せしめんとの策略と、一は外交政策に就ては努めて埃帝の意圖を遵奉し、之を代償として内政上の種々の注文を納得せしめんとの魂膽から、全セルブ主義の勃興に對しては飽くまで之を壓迫するの方針を執らんとし、而して埃太利の當局者に於ては、諸種の内訌に鑑み已むを得ず茲に一大進取的外交方針に出て、依つて以て國論を統一するの必要に迫りしこのことを中外に表示せんとの計畫があつた。且其の内訌を自然に放任するに於ては、延いてハツプスブルク皇家の領土統治を根本に危ふするに至るなしとも限らずと恐れ、茲に埃匈兩國當局者は共同の利害より打算し、全セルブ主義の勃興を鎮壓するに就て歩調を一にし、即ちクロアシエン總督ラウフ男(Baron Rauch)に令し、該主義の鼓吹者たる同州のセルブ獨立黨に對し極度の抑壓的方針を以て之に臨ましめた。

ラウフ男は維納及びブタペストよりの訓令に基き、セルブ獨立黨に對し強硬なる彈壓策を執り、一九〇八年（明治四十一年）十月の初めより翌年一月に亘り僧侶、醫師、學校教師、商賈、其の他有志家五十有餘名を逮捕して之を州都アグラムの獄に投し、次で同州検事長は彼等を一括して朝憲紊亂の被告として起訴した。此の起訴狀に依れば、彼等被告は其の教會の名稱を特にセルブ・オルソドックス